# 石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

# 2010年報

（平成22年度）

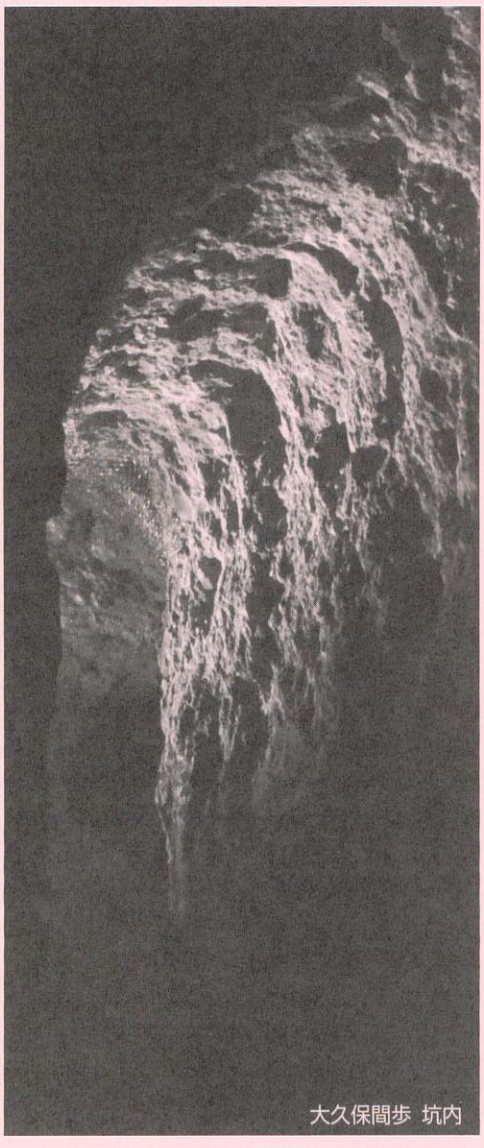

大久保間歩 坑内

世界遺産 石見銀山遺跡とその文化的景観

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

# はじめに

石見銀山世界遺産センターが平成20年10月20日に全面開所をして以来、平成22年度は様々な点で新たな取り組みを行った一年となりました。

センターの運営におきましては、平成23年度での指定管理制度導入に向けて準備を行った一年となりました。センターの持つ遺跡紹介や地理案内、観光案内などの機能をより高めていくために、指定管理者の経験と知見を活かし、今後のガイダンス機能の一層の充実を図ってまいります。

他地域との関係につきましては、国内での情報発信のみならず、台湾における特別展示への協力など、国際レベルでの交流機会がありました。今後も世界遺産としての石見銀山の価値の発信について、世界的な視座をもって取り組みを進めてまいります。

調査研究においては、台湾の鉱山も含めた国内外の鉱山遺跡比較調査研究を始めとしまして、石見銀山の調査研究の拠点施設として、石見銀山の持つ多様な価値の解明のために様々な学術的調査研究に継続して取り組んでおります。

あわせて、こうした成果を広く一般に還元するための教育普及活動も今年度から企画をしました。地域への出前講座や子ども向けイベントなど、より多くの方々に石見銀山に親しんでいただけるように様々な形での企画を実施しております。

また、石見銀山のもっとも大きなトピックとしましては、平成22年8月2日にブラジル国ブラジリアで開催された第34回世界遺産委員会において、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の、世界遺産の資産範囲について「軽微な変更」が検討され、8月3日に「承認」の評価がなされました。この「軽微な変更」（範囲拡大）の承認は、日本国において初めての事例となります。

世界遺産センターでは、今後も世界遺産の価値をより広く周知しながら、遺跡のより良い保護のための取り組みを進めてまいります。

あわせて、世界遺産としての石見銀山の顕著で普遍的な価値と、ユネスコの持つ「平和と人権尊重」の精神をより広く伝えてまいります。

これまで行ってきましたこれらの重要な役割をはじめ、様々な役割を引き続き果たしながら、それぞれの分野において、日々新たな取り組みを進めてまいります。

皆さまのご期待にお応えいたしますため、今後とも広くご助力ご助言をいただきますよう、お願いいたします。

平成24年2月

大田市教育委員会教育長　大　國　晴　雄

# 平成 22 年度石見銀山世界遺産センター年報　目次


**Ⅰ．石見銀山世界遺産センターの概要**

1．業務と組織等 …… 4
世界遺産センターの業務・組織／世界遺産センターがめざすもの

2．施設の概要 …… 6
施設の配置・規模等／館内平面図／全体配置図

3．展示の概要 …… 8
展示のコンセプト／展示のテーマ

**Ⅱ．管理運営業務の実施状況**

平成 22 年度の概観 …… 10
概要／平成 22 年度の入館者等の状況／
主な入館団体／誘客・広報事業

**Ⅲ．指定管理者制度導入経過の概要**

1．「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」の指定管理業務に関する仕様要旨 …… 15

2．「大森の町並み関連施設」の指定管理業務に関する仕様要旨 …… 23

3．石見銀山関連施設にかかる指定管理者制度導入の経過 …… 30

**Ⅳ．世界遺産範囲の拡大**

拡大の過程 …… 31

**Ⅴ．総合調査研究業務の概要**

1．考古学的調査研究 …… 36
発掘調査／石造物調査／海底調査

2．歴史・民俗学的調査研究 …… 39
文献調査／地図・地名、人権・同和問題調査／教育普及方法等調査

3．自然科学的調査研究 …… 41
考古資料分析調査／生物調査／資産保全調査

4．テーマ別調査研究 …… 43
最盛期石見銀山遺跡の復元研究／鉱山遺跡比較調査研究／事業実施概要

**Ⅵ．遺跡の保全・管理業務の概要**

1．資産の経過観察（モニタリング） …… 48
概要／定期報告『保全状態の測定にかかる指標』（抄）

2．遺跡の管理 …… 49
遺跡管理体制／第 11 回クリーン銀山／遺跡ボランティア活動実績

## Ⅶ. 教育・普及業務の概要


1．公開講座の開催 …… 50
2．夜学の開催 …… 51
3．体験学習イベントの開催 …… 53
石見銀山・タケノコ掘り大作戦／夏休み☆石見銀山プロジェクト／
第２回仙ノ山ウォーク／「こもんじょ」を読んでみよう／発掘調査現地見学会
4．教育普及活動への対応 …… 56
学校教育活動の受け入れ／銀山学習・出前講座／職場体験
5．情報コーナー展示の実施 …… 58


## Ⅷ. 石見銀山遺跡関連事業の概要


1．史跡整備事業 …… 60
2．重要伝統的建造物群保存地区修理事業 …… 63
大森銀山地区／温泉津地区
3．情報発信事業 …… 69
石見銀山世界遺産登録３周年記念事業／台北県黄金博物館企画展示
4．その他の事業 …… 72
石見銀山遺跡調査活用委員会／石見銀山遺跡保存管理委員会／
石見銀山景観保全審議会／石見銀山協働会議／
石見銀山基金事業選定委員会／大久保間歩一般公開


## Ⅸ. 職員及び運営スタッフ


…… 77


## Ⅹ. 利用案内


…… 78


## Ⅺ. 各種資料


1．石見銀山遺跡に関する活動等日誌 …… 79
2．石見銀山関係予算 …… 84
3．刊行物等 …… 85
4．関連法規 …… 86
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例
大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則

# Ⅰ．石見銀山世界遺産センターの概要

## １．業務と組織等

### ■世界遺産センターの業務・組織

世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」全体の導入部（案内の玄関口）として、総合ガイダンスと展示解説機能を持ち、調査研究並びに遺跡の保全と管理、ユネスコの「平和と人権尊重」の精神を情報発信することなどを担う拠点施設として、専門職員及びスタッフ等が常駐しています。

#### １）世界遺産センターが担う業務

**◇ガイダンス**（遺跡見学者に対して、遺跡の価値や全体像の理解を促進）
①遺跡立体模型での説明やガイダンス映像の上映
②案内窓口の設置とスタッフの常駐
③地図・パンフレットの配布

**◇展示・解説**
①遺跡全体の解説や収集資料（含むレプリカ等）の展示と解説
②最新の調査・研究成果の展示と解説
③館内案内スタッフ、専門職員による総合解説

**◇調査・研究**
①調査・研究活動の拠点
②研究発表、シンポジウム等の開催

**◇保全・管理**
遺跡の日常的なパトロールと保全・管理

**◇教育・普及**
①案内書、解説書等の作成
②ホームページ等による情報発信
③体験学習（丁銀づくりや灰吹体験など）の実施
④講演会、講座等の開催

**◇収集・保管**
①関係史資料の収集及び保管
②史資料等のデータベース化

## 2）組織

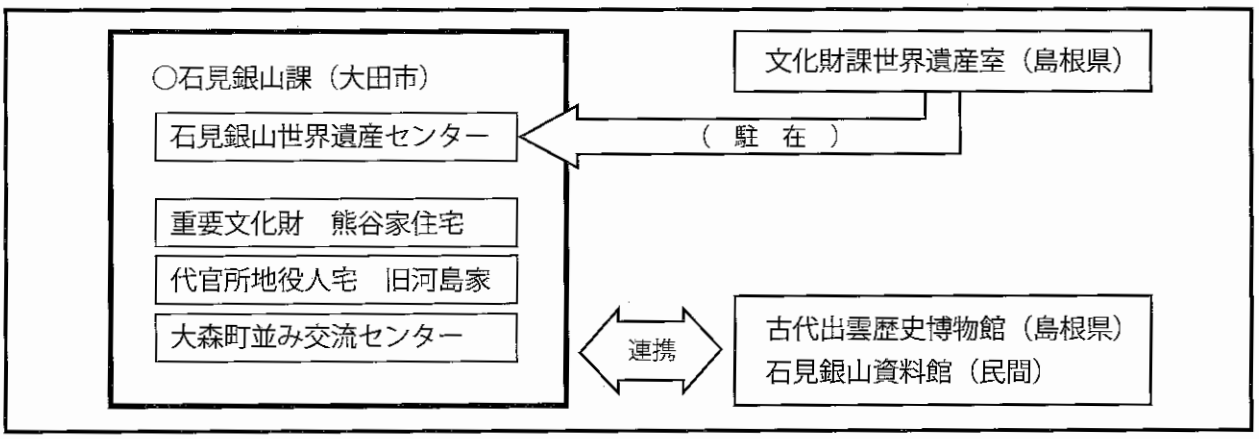


### ■世界遺産センターがめざすもの

#### ◇ユネスコの精神に基づき、未来へ引き継ぎます

「平和と人権尊重」の国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の精神に基づき、他の世界遺産と共に人類全体の宝である石見銀山遺跡をまもり、未来へ引き継いでいきます。

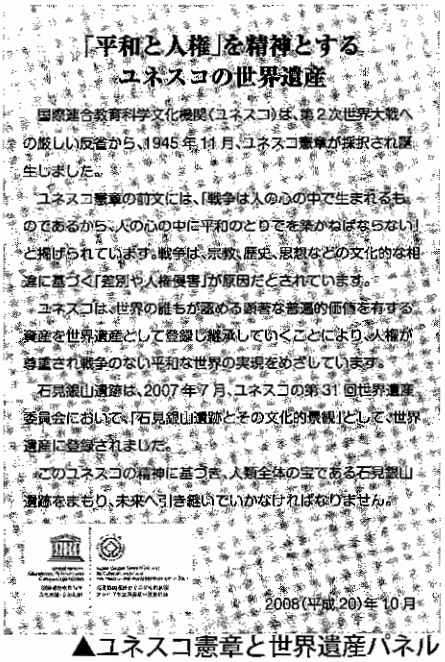
「平和と人権」を精神とする
ユネスコの世界遺産

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)は、第２次世界大戦への厳しい反省から、1945年11月、ユネスコ憲章が採択され誕生しました。

ユネスコ憲章の前文には、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かねばならない」と掲げられています。戦争は、宗教、歴史、思想などの文化的な相違に基づく「差別や人権侵害」が原因だとされています。

ユネスコは、世界の誰もが認める顕著な普遍的価値を有する遺産を世界遺産として登録し継承していくことにより、人権が尊重され戦争のない平和な世界の実現をめざしています。

石見銀山遺跡は、2007年7月、ユネスコの第31回世界遺産委員会において「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産に登録されました。

このユネスコの精神に基づき、人類全体の宝である石見銀山遺跡をまもり、未来へ引き継いでいかなければなりません。

2008(平成20)年10月

▲ユネスコ憲章と世界遺産パネル

#### ◇石見銀山の理解を助け、現地へ誘います

鉱山跡など多種多様な資産で構成され、かつ、広大な面積を有している石見銀山遺跡の全体像の理解を助けるため、適切なガイダンスを行います。そして、資産そのものである現地を歩き、見て、触れる機会を増進します。

#### ◇調査研究を積極的に行います

考古、文献などの人文科学分野と、科学、自然環境などの自然科学分野が密接に連携を取り合いながら総合的な調査研究を進めます。また、国内外の鉱山遺跡との比較研究などテーマ別の調査研究も行い、情報発信します。

#### ◇遺跡の保全管理活用を継続的に行います

良好なかたちで今に伝わる資産を適切なかたちで未来へ引き継ぐために、遺跡パトロールなど日常の保全管理に努めます。同時に、継続した保全活動が実施できるよう官民協働の取り組みも促進します。また、現地資産そのものが展示物でもあり、資産の整備活用を進めます。

#### ◇親しみのもてるセンターとします

現地施設と連携を密にし、地域住民が誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場として、観光客を含め何度でも来館したくなるような交流拠点とします。また、現地説明会や体験学習、講座や講演会などを定期的に開催し、親しみが持てる地域に開かれた運営を目指します。

## 2．施設の概要

### ■施設の配置・規模等

①所在　島根県大田市大森町イ 1597 番地３（第３駐車場：大森町イ 1689 番地（借地））
②用地関係

| 用　途 | 面　積 | 駐車台数など |
|---|---|---|
| 建物敷地 | 4,100㎡ | |
| 第１駐車場 | 5,700㎡ | 普通車 95 台、身障者用４台、待機バス 13 台 |
| 第２駐車場 | 950㎡ | 普通車 38 台 |
| 第３駐車場 | 9,800㎡ | 普通車約 250 台 |
| 西側駐車場 | 530㎡ | 職員ほか関係者用 |

③建物関係

| 名　称 | 延べ面積 | 構　造 | 機能・役割 |
|---|---|---|---|
| ガイダンス棟 | 763.47㎡ | 木造瓦葺き平屋建て | ガイダンス・便益（無料） |
| 展示棟 | 720.69㎡ | ＲＣ造瓦葺き一部２階建て | 展示・解説（有料）、調査・研究、教育・普及 |
| 収蔵体験棟 | 477.53㎡ | ＲＣ造瓦葺き一部２階建て | 体験学習、収蔵・保管 |
| 車庫 | 33.00㎡ | 木造瓦葺き平屋建て | 公用電気自動車２台 |
| 便所棟（既存） | 111.78㎡ | 木造瓦葺き一部２階建て | |

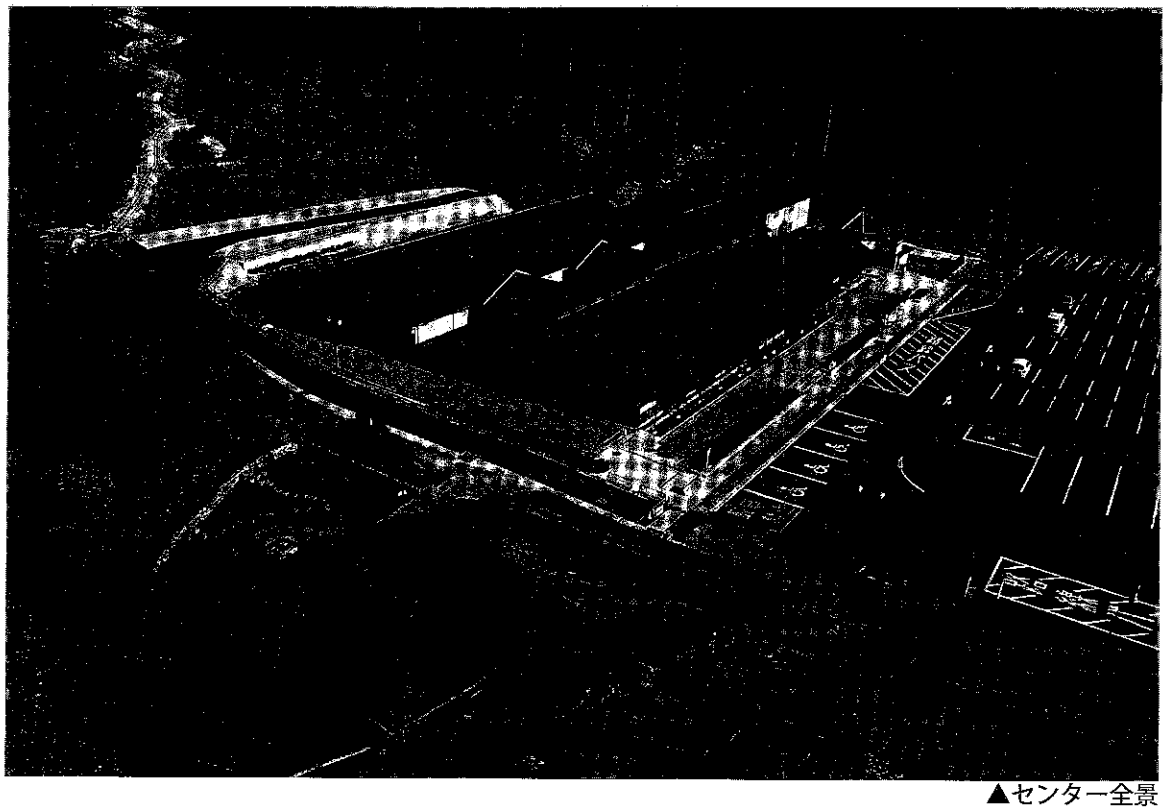

▲センター全景

## ○館内平面図

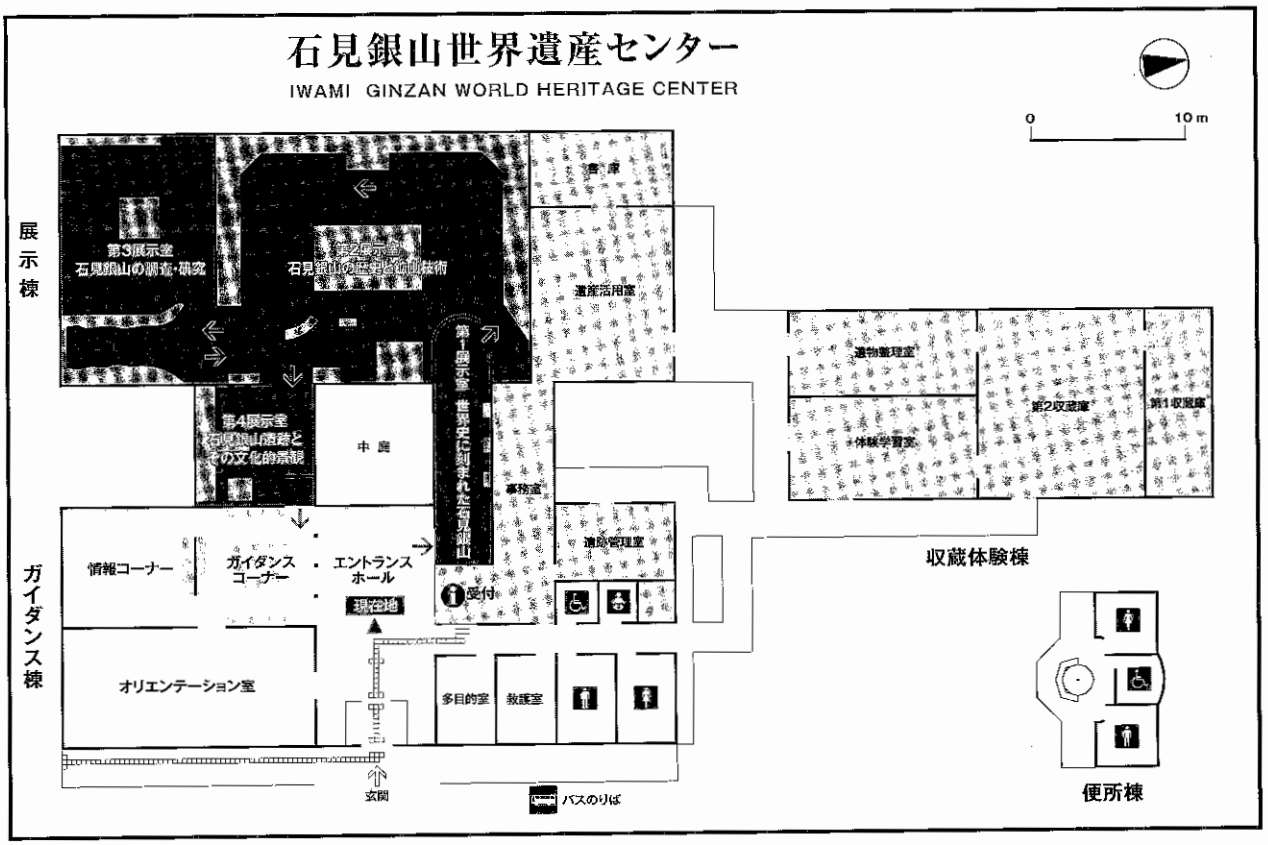
石見銀山世界遺産センター
IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER
0
10m
展示棟
第3展示室
石見銀山の調査・研究
第2展示室
石見銀山の歴史と鉱山技術
倉庫
遺産活用室
第4展示室
石見銀山遺跡とその文化的景観
中庭
第1展示室
世界史に刻まれた石見銀山
事務室
遺物整理室
第2収蔵庫
第1収蔵庫
体験学習室
収蔵体験棟
ガイダンス棟
情報コーナー
ガイダンスコーナー
エントランスホール
受付
現在地
遺物管理室
オリエンテーション室
多目的室
救護室
玄関
バスのりば
便所棟

## ○敷地平面図

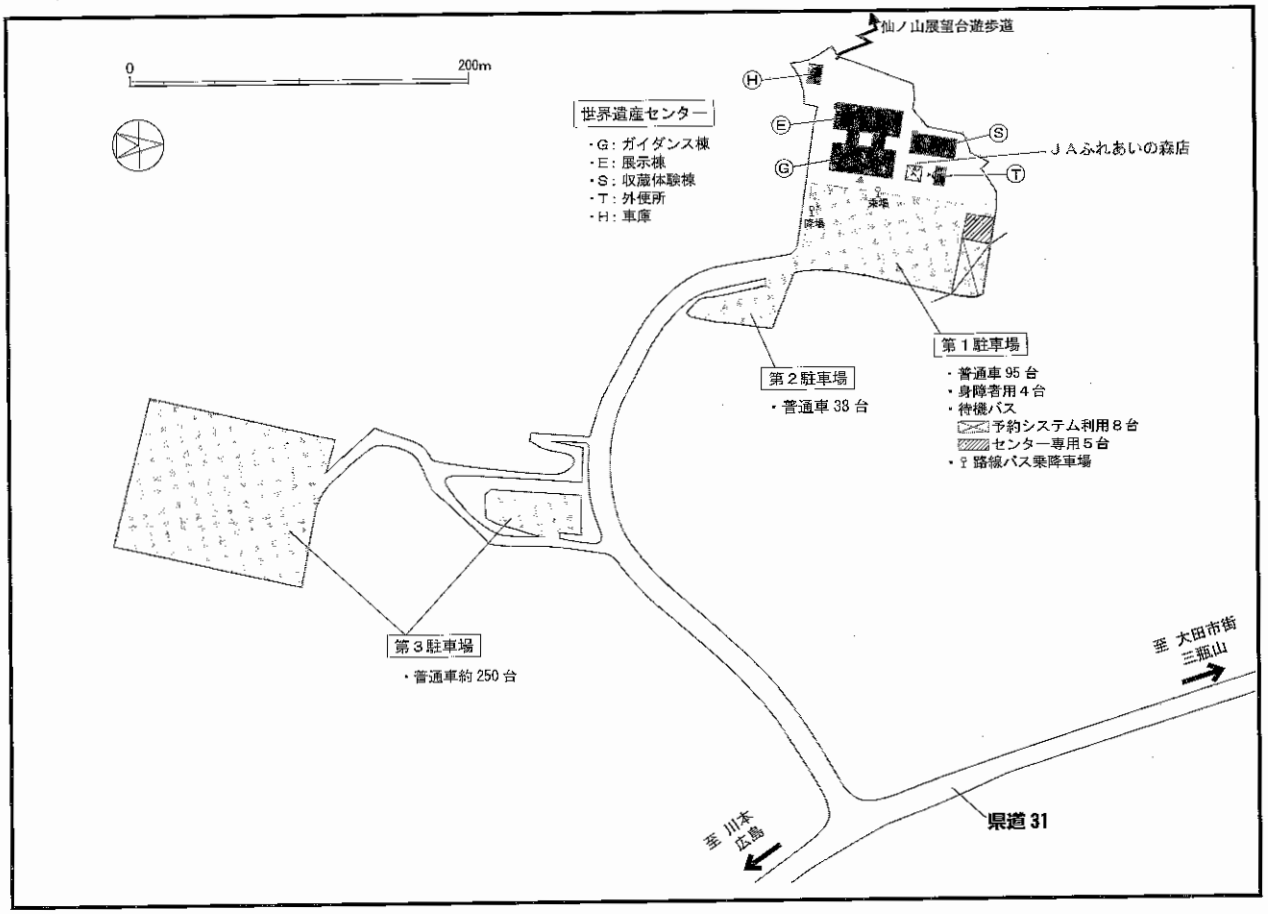
0
200m
仙ノ山展望台遊歩道
世界遺産センター
・G：ガイダンス棟
・E：展示棟
・S：収蔵体験棟
・T：外便所
・H：車庫
JAふれあいの森店
降場
乗場
第１駐車場
・普通車 95 台
・身障者用４台
・待機バス
予約システム利用８台
センター専用５台
・路線バス乗降車場
第２駐車場
・普通車 38 台
第３駐車場
・普通車約 250 台
至 大田市街
三瓶山
至 川本
広島
県道 31

## 3．展示の概要

### ■展示のコンセプト

石見銀山世界遺産センターは、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」（以下、「石見銀山」という。）のエントランス（入口）として、遺産のガイダンス（概要説明）機能を担っています。したがって、実物の歴史資料で構成される博物館や資料館とは性格が異なり、模型、映像、レプリカ、再現品を中心に構成しました。また、埋蔵文化財センターとしての機能を有しており、発掘調査により出土した遺物の展示も行っています。

### ■展示のテーマ

#### 1）無料展示室（ガイダンス棟）

石見銀山の全体像をわかりやすく理解できることを展示テーマとしています。

遺跡の広がりや構成要素の多様性を、ガイダンス職員による案内のほか、遺跡立体模型やグラフィックパネル、遺跡情報を参照できる情報パソコン、一般 / 児童向けのガイダンス映像などにより紹介しています。

棟内の情報コーナーでは、調査研究の最新成果の速報展示などの企画展示を実施しています。

▲ガイダンス棟

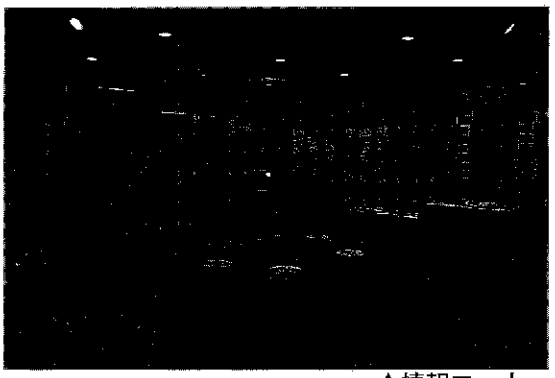

▲情報コーナー

#### 2）有料展示室（展示棟）

展示テーマは石見銀山が世界遺産に登録された「3 つの価値」と、1996（平成 8）年から進めてきた「石見銀山遺跡総合調査の成果」という、計 4 つのテーマから構成されています。

#### 第 1 展示室「世界史に刻まれた鉱山遺跡－石見銀山」

石見銀山が 16 世紀の東西交易によって「人類の価値の重要な交流」に大きな役割を果たしたことを紹介しています。

#### 第 2 展示室「石見銀山の歴史と鉱山技術」

石見銀山は、採掘から製錬の技術、支配、信仰、生活、銀の流通に至るまでの銀生産の総体を遺構として残すという、世界遺産としての「独特かつ稀な証拠」を示しています。これを　①歴史　②くらしと技術　という 2 つのサブテーマで解説しています。

**①石見銀山の歴史**

16 世紀の神屋寿禎による「銀山発見」から、大森の町の形成まで、映像や資料写真、復元品等で解説しています。

**②石見銀山のくらしと技術**

発掘調査の成果を中心に鉱山のくらしと技術を解説しています。

また、期間限定で「国重要文化財・辻が花染丁子文道服の再現品」の公開を実施しています。

＊＊平成 22 年度公開実績＊＊

第 1 期（4/29 ～ 5/24:25 日） 第 2 期（7/2 ～ 7/19:18 日） 第 3 期（9/18 ～ 10/20:33 日）
第 4 期（12/23 ～ 1/10：19 日） 第 5 期（3/19 ～ 3/31：13 日） 年間 計 108 日

▲第 1 展示室

▲第 2 展示室

**第 3 展示室「総合調査の成果」**

自然科学、文献、石造物、間歩、発掘調査という学際的な調査研究成果の一端を紹介しています。併せて石見銀山の地質学的な背景から鉱脈や坑道の分布などを映像、模型等で解説しています。

平成 21 年度からは、都市鉱山について解説するコーナーを設け、廃棄される電化製品などから希少な金属を回収・再利用している状況の展示解説を開始しています。

また、今年度寄贈を受けた 30kgの純銀インゴットを活用し、実際にこの銀の手触りや重さを感じられる形での常設展示を行っています。

**第 4 展示室「未来に引き続ぐ石見銀山遺跡とその文化的景観」**

「鉱山跡と鉱山町、街道、港と港町の総体」という石見銀山の土地利用＝文化的景観を模型、映像、パネルや歴史年表で紹介しています。

▲第 3 展示室

▲第 4 展示室

# Ⅱ．管理運営業務の実施状況

## 平成 22 年度の概観

### ■概要

館の入館者数は 130,280 人で、対前年度比 25.7％減、予測値比 16.3％減でした。世界遺産登録から３年を経過する中で、集客効果は予測より早い段階で平静化しています。

一方、有料展示室観覧者数は 54,992 人。入館者数の減少に伴い対前年度比 21.0％減であったものの、予測値比では 17.8％の増となり、対入館者数比も 42.2％と高い数値を示しました。展示室観覧が、石見銀山遺跡の全体像を理解する導入部であると浸透してきた結果だと考えられます。

館実施の世界遺産センター駐車場の駐車車両調査では、総量は減少したものの遠方からのマイカー来訪者が多い傾向が昨年度に引き続きみられました。これは、高速道路の「休日上限千円」の割引制度と無料化社会実験が実施された（平成 23 年６月 19 日終了）恩恵によると考えられます。

特筆する点として、オートバイクツーリングとレンタカーでの来訪が増加した年でもありました。特にレンタカーについては僅少であった鳥取ナンバー車が激増しました。これは平成 22 年度放映のＮＨＫ朝の連続テレビ小説「ゲゲゲの女房」ゆかりの鳥取県境港市の観光波及効果とみられます。

ゴールデンウィーク（５月）、お盆（８月）などの超多客期間は、駐車場が午前中の早い時間帯に満車となり、県道 31 号線が駐車待ちの車両で渋滞する傾向が引き続いて起きています。大森地区と銀山地区内に導入した「歩く観光」スタイルが浸透し、現地での滞在時間が伸び、駐車車両回転率が落ちたためです。今後、事前周知や周辺部の道路案内施設での情報提供等の工夫が必要です。

平成 22 年度は平成 23 年度から管理運営の一部において指定管理者制度を導入するため、市完全直営の最終年度となり、引継業務の骨子や手法を検討した一年でもありました。その中で、平成 22 年８月３日（火：現地日時）、ブラジル国ブラジリアで開催された第 34 回世界遺産委員会で、世界遺産の登録範囲の軽微な変更が決議されたことに伴い、拡大された範囲やその目的に対する説明を行いました。

遺跡の現地見学のための事前学習という視点と、短時間での現地見学では遺跡の全体像を体感し、理解することが容易ではないことを踏まえ、何度でも石見銀山を訪れて学んでいただけるような視点に立った説明を心がけています。並行して「平和と人権尊重」をめざすユネスコの世界遺産であることをしっかり説明し、人権・同和問題について、センター職員はもとより、石見銀山関連施設職員、ガイドの会会員への研修を随時おこなっています。

石見銀山遺跡をよりわかりやすく具体的に理解していただくために、発掘調査を中心とした最新の調査研究成果のお知らせや速報展示をはじめ、市県専門職員による夜学（夜間の講座）と外部研究者を招いた公開講座（日中の講座）の定例開催、古文書講座（初級、中級）の月例開催、夏休み子供体験学習イベント、出前講座を行いました。更に、銀の製錬工程などに関する体験イベントのメニュー化に取り組むとともに、市内中学校の生徒の職場体験研修も引き続き受け入れています。

これらの事業の開催案内、参加者募集及び事業実施報告、ボランティアによる遺跡清掃活動報告など様々な情報について、積極的に公式ホームページを活用して掲載しています。

平成 23 年度からは、調査研究部門を除く管理運営業務を指定管理者が行なうこととなりますが、アンケート調査やモニターツアーを実施することで、利用者（来訪者）満足度、滞在時間・期間、滞在型の有無、リピート動向などのデータを獲得し、かつ、客観的に解析する必要があると考えられ、適切なセルフモニタリングの実施と石見銀山関連施設や観光分野との連絡調整がより一層必要となり、利用者サービスの向上が図られるものと考えられます。

## ■平成 22 年度入館者の状況

総入館者＝130, 280人（先行オープンからの累計＝605, 914人, フルオープンからの累計＝370, 540人）
展示室観覧者＝54, 992人（フルオープンからの累計＝150, 929人）
展示室観覧料収入額＝14, 658, 050円
利用状況は次のとおりです。
※平成21年4月25日から電子マネー「石見銀山ＷＡＯＮ（下記参照）」サービスイン
※平成22年5月1日、展示室観覧者10万人突破【559日目】　※平成22年5月16日、入館者50万人突破【955日目】

【入館者数・展示室観覧者数】　*1 平成21年4月1日から外国人の展示室観覧割引制度を開始　（単位：人、%）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入館者　A | 9, 165 | 20, 126 | 8, 204 | 12, 208 | 23, 739 | 14, 290 | 13, 729 | 13, 551 | 3, 615 | 1, 879 | 3, 168 | 6, 606 | 130, 280 |
| 展示室観覧者　C | 3, 692 | 7, 255 | 3, 722 | 4, 981 | 10, 361 | 5, 751 | 6, 356 | 5, 617 | 1, 654 | 1, 007 | 1, 579 | 3, 017 | 54, 992 |
| 有料観覧者 | 3, 527 | 7, 083 | 3, 461 | 4, 598 | 10, 171 | 5, 346 | 6, 009 | 5, 367 | 1, 632 | 1, 000 | 1, 512 | 2, 880 | 52, 586 |
| 一般 | 2, 978 | 5, 361 | 2, 597 | 3, 685 | 8, 732 | 4, 390 | 4, 458 | 4, 186 | 1, 353 | 639 | 980 | 2, 277 | 41, 636 |
| 大人 | 2, 859 | 5, 084 | 2, 564 | 3, 462 | 7, 456 | 4, 268 | 4, 375 | 4, 089 | 1, 298 | 594 | 937 | 2, 111 | 39, 097 |
| 小中学生 | 119 | 277 | 33 | 223 | 1, 276 | 122 | 83 | 97 | 55 | 45 | 43 | 166 | 2, 539 |
| 団体 | 118 | 352 | 635 | 517 | 240 | 362 | 974 | 638 | 34 | 230 | 400 | 237 | 4, 737 |
| 大人 | 117 | 340 | 626 | 154 | 186 | 362 | 973 | 632 | 34 | 228 | 398 | 219 | 4, 269 |
| 小中学生 | 1 | 12 | 9 | 363 | 54 | 0 | 1 | 6 | 0 | 2 | 2 | 18 | 468 |
| その他割引利用者 | 368 | 1, 314 | 215 | 377 | 1, 156 | 561 | 543 | 369 | 240 | 122 | 118 | 342 | 5, 725 |
| 大人 | 328 | 1, 151 | 209 | 335 | 950 | 530 | 515 | 349 | 219 | 106 | 116 | 297 | 5, 105 |
| 小中学生 | 40 | 163 | 6 | 42 | 206 | 31 | 28 | 20 | 21 | 16 | 2 | 45 | 620 |
| 外国人割引者 *1 | 63 | 56 | 14 | 19 | 43 | 33 | 34 | 174 | 5 | 9 | 14 | 24 | 488 |
| 無料観覧者 | 165 | 172 | 261 | 383 | 190 | 405 | 347 | 250 | 22 | 7 | 67 | 137 | 2, 406 |
| 大人 | 76 | 109 | 244 | 327 | 164 | 382 | 167 | 135 | 22 | 7 | 24 | 75 | 1, 732 |
| 小中学生 | 89 | 63 | 17 | 56 | 26 | 23 | 180 | 115 | 0 | 0 | 43 | 62 | 674 |

| 参考：入館・観覧の対前年度比 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 入館者 | H22年度　A | 9, 165 | 20, 126 | 8, 204 | 12, 208 | 23, 739 | 14, 290 | 13, 729 | 13, 551 | 3, 615 | 1, 879 | 3, 168 | 6, 606 | 130, 280 |
| | H21年度　B | 12, 868 | 31, 573 | 12, 146 | 15, 107 | 29, 471 | 21, 088 | 14, 586 | 14, 214 | 5, 875 | 3, 613 | 4, 043 | 10, 694 | 175, 278 |
| | 対前年度比　A/B | 71.2% | 63.7% | 67.5% | 80.8% | 80.6% | 67.8% | 94.1% | 95.3% | 61.5% | 52.0% | 78.4% | 61.8% | 74.3% |
| 展示室観覧者 | H22年度　C | 3, 692 | 7, 255 | 3, 722 | 4, 981 | 10, 361 | 5, 751 | 6, 356 | 5, 617 | 1, 654 | 1, 007 | 1, 579 | 3, 017 | 54, 992 |
| | H21年度　D | 5, 409 | 9, 332 | 5, 447 | 5, 548 | 10, 803 | 7, 333 | 6, 390 | 6, 394 | 3, 669 | 2, 119 | 2, 169 | 4, 969 | 69, 582 |
| | 対前年度比　C/D | 68.3% | 77.7% | 68.3% | 89.8% | 95.9% | 78.4% | 99.5% | 87.8% | 45.1% | 47.5% | 72.8% | 60.7% | 79.0% |

【展示室観覧料収入】　（単位：千円、%）

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| H22年度　X | 1, 003 | 1, 968 | 987 | 1, 239 | 2, 746 | 1, 531 | 1, 707 | 1, 524 | 464 | 272 | 419 | 798 | 14, 658 |
| H21年度　Y | 1, 428 | 2, 438 | 1, 419 | 1, 319 | 2, 752 | 1, 928 | 1, 704 | 1, 671 | 993 | 556 | 583 | 1, 229 | 18, 021 |
| 対前年度比　=X/Y | 70.2% | 80.7% | 69.5% | 93.9% | 99.8% | 79.4% | 100.2% | 91.2% | 46.7% | 48.9% | 71.8% | 64.9% | 81.3% |

《参考：外国人割引者》　人数(人)

| 地域別 | H22 | H21/4から累 |
|---|---|---|
| 東ヨーロッパ | 16 | 24 |
| 西ヨーロッパ | 63 | 102 |
| 北アメリカ | 74 | 155 |
| 中南米 | 4 | 10 |
| オセアニア | 16 | 37 |
| 東アジア | 162 | 246 |
| 東南アジア | 144 | 159 |
| 南アジア・中央アジア | 5 | 9 |
| 中東・アフリカ | 4 | 5 |
| 国籍不明 | 0 | 12 |
| 計 | 488 | 759 |

※H21/4からの延べトップ５　　()内はH22年度

米国130(73)　台湾124(74)　タイ123(119)　中国85(56)　韓国36(31)

### ■「石見銀山ＷＡＯＮ」とは

大田市観光協会とイオン株式会社（千葉市）が業務提携し、イオンの電子マネー「ＷＡＯＮ」に石見銀山遺跡をデザインした「石見銀山ＷＡＯＮ」を発行。
世界遺産センターなどの有料施設等（8ヵ所）での支払い時に割引金額で利用できるとともに、その売上金の一部が「石見銀山基金」に寄付され石見銀山遺跡の保全に活用されます。

## ■主な入館団体（平成 22 年度）

※印：行政視察・研修会　★：体験学習

| 月 | 日 | 団体 |
|---|---|---|
| 4 | 2 | ロシア振興団 |
| | 5 | 新見高校 OB |
| | 11 | 福岡県・建設技術センター |
| | 13 | 島根県副知事　※ |
| | 15 | 浜田教育事務所研修会　※ |
| | 17 | 福岡県・母原実行組合 |
| | 18 | 鳥取県・ふれあい北サロン |
| | 22 | 福岡県・福岡第一高 1 期生 |
| | 26 | 栃木県・栃木自動車 |
| | 28 | 松江市・松徳学院中学部 |
| 5 | 10 | 茨城県・神栖市波崎地区民生委員会 ほか |
| | 14 | 大田市教育研修センターあすなろ教室 ※ |
| | 15 | 京都府・タカラ物流システム |
| | 17 | 広島県・明教寺 |
| | 18 | 栃木県・鹿沼しんきん信遊会　ほか |
| | 20 | 大田 RC & 県立農業大学校　※ |
| | | 福岡県・大牟田市議会　※ |
| | 22 | 広島県・電友会　ほか |
| | 26 | 徳島県・わじき 6 ・ 7 会　ほか |
| | | 島根県立邇摩高校 |
| | 29 | 台湾・嘉未旅行社　ほか |
| | 31 | 邑南町立瑞穂中学校 |
| 6 | 1 | 鹿児島県・南種子町教育委員会　※ |
| | 4 | 大田市立五十猛小学校 |
| | 7 | 第 58 回全国ろうあ者大会　ほか |
| | 8 | 沖縄県・JTB 沖縄個人タクシー会 ほか |
| | 10 | 熊本県・JTB 九州熊本支店おかみ会 |
| | 12 | 島根大学地球資源環境学科　ほか |
| | 17 | 温泉津婦人会 |
| | 19 | 広島県・竹野内建設　ほか |
| | 27 | 山形県・致道館　ほか |
| | 28 | 文化庁記念物課世界遺産室長　※ |
| 7 | 1 | 大田市立仁摩中学校　★ |
| | | 大田市立池田・志学・北三瓶小学校　※ |
| | 11 | 東出雲町・地区懇談会 |
| | 12 | 奈良 / 和歌山県・智辯学園中等部 ほか |
| | 15 | 静岡県・富士宮市議会　※ |
| | 28 | 山村留学高校生プロジェクト |
| | 29 | 岡山県・金光学園中学高等学校 |
| | 31 | 愛知県・犬山東洋金属 |
| 8 | 9 | 福岡県・筑紫台高校 |
| 8 | 12 | 島根県立邇摩高校 |
| | 24 | 新潟県・小池中学校 |
| | 27 | 兵庫県・武庫川女子短期大学付属中学校 |
| 9 | 4 | 島根大学国際交流センター |
| | 9 | 神奈川県議会　※ |
| | 10 | 東京都・昭和女子大学　ほか |
| | 17 | 川本町立川本西小学校　★ |
| | | 邑南町立石見中学校 |
| | | 松江市立第四中学校 |
| | 18 | 岡山県・井原地区保護司会　ほか |
| | 24 | 浜田市立第四中学校 |
| | 26 | 鳥取県・琴浦町社会福祉協議会　ほか |
| | 27 | 鳥取県・鳥取県吉川経家継承会 |
| | 30 | 静岡県・静岡県立美術館友の会 |
| 10 | 4 | 出雲市・かわと女性クラブ　ほか |
| | 6 | 青森県・東奥日報社　ほか |
| | 10 | 静岡県・葵ヶ丘保育園　ほか |
| | 13 | 島根県立大学 |
| | 16 | 岡山県・笠岡市友好都市 20 周年関係者　ほか |
| | 20 | 広島県・甲奴町振興協議会連合会　ほか |
| | 22 | 浜田市立浜田東中学校　★ |
| | | 雲南市立三刀屋小学校 |
| | 28 | 大田市立長久小学校、朝波小学校 |
| | 30 | 茨城県・職員研修会常盤太田支部　ほか |
| 11 | 2 | ロシア国商工文化団体　※ |
| | 6 | 鳥取県・倉吉市教育委員会文化財課　ほか |
| | 10 | 愛媛県・旦なかよし会　ほか |
| | 11 | 静岡県・静岡大学教育部付属浜松小学校 |
| | 18 | 徳島県・飯山南旅行愛好会　ほか |
| | 20 | 広島県立甘日市西高校 |
| | 21 | ハワイ州・ハンドメイドツアー　ほか |
| | 29 | 福岡県・大牟田経済倶楽部　ほか |
| 12 | 9 | 愛媛県・せとうちグリーンツアー ( ガイド研修 ) |
| | 15 | 岩手県釜石市　※ |
| 1 | 23 他 | 愛媛県・せとうちグリーンツアー、月内 6 回 |
| 2 | 6 他 | 愛媛県・せとうちグリーンツアー、月内 12 回 |
| | 19 | ガイドの会研修会　※ |
| | 21 | 大分県・日田市教育委員会　※ |
| 3 | 6 | 台湾・NIT 建築史学習 |
| | 7 | 邑南町立大和小学校 |
| | 12 他 | 愛媛県・せとうちグリーンツアー、月内 6 回 |
| | 17 | 邑南町立邑智中学校 |

## ■誘客・広報事業

フルオープンから３年目を迎えた石見銀山世界遺産センターでは、さまざまなメディア等を利用して周知・宣伝に努めました。主なＰＲ活動の概要は次のとおりです。

### １）「浴衣でお出迎え」「山野草展」

世界遺産登録記念日の７月２日を中心に、窓口スタッフ手作りの企画展を実施しました。

#### ●浴衣でお出迎え

スタッフが浴衣姿で来館者を迎えました。
梅雨のさなか、涼を感じると好評でした。

#### ●山野草展・七夕飾り

石見銀山周辺で見られる山野草を、簡単な解説ボードと併せて館内各所で展示しました。
また、七夕にあわせて来館者に自由に願い事をかいてもらう飾りを設けました。
来館の思い出のきっかけ作りにするとともに、なごみと興味を提供することができました。

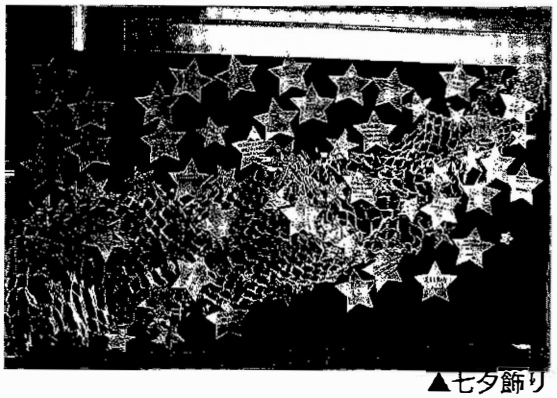

▲七夕飾り

### ２）３館連携事業

島根県立古代出雲歴史博物館、島根県立三瓶自然館サヒメル及び石見銀山世界遺産センターの３館が世界遺産登録記念月の７月を中心に、周知・誘客を図る目的でスタンプラリーなど合同イベントを企画しました。

また、島根県立古代出雲歴史博物館での催事に参加するなど、より連携を強固なものとするよう事業を進めました。

▲キャラクター集合

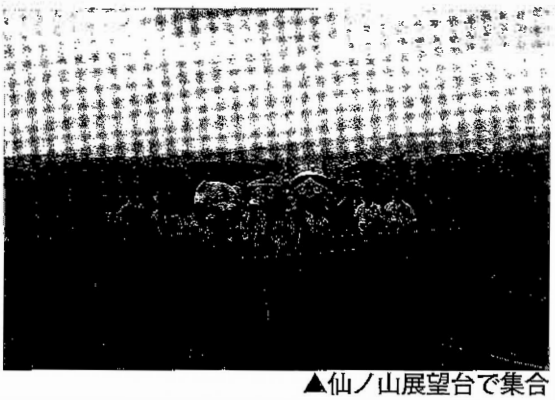

▲仙ノ山展望台で集合

### 3）「島根ふるさとフェア 2011」

広島市で開催された「島根ふるさとフェア 2011」にセンターとして参加しました。

ブースでは、世界遺産センターが担っている役割や機能など、遺跡の玄関口としての施設紹介にあわせて専門職員が映像を活用した遺跡解説を行い、来場者の興味を惹く内容を意識して取り組みました。

また、前年度好評であったプラスチック板で作る「キーホルダー製作コーナー」を設けるなどお手軽体験イベントも同時に開催し、延べ 600 名の皆さんに体験してもらうなどＰＲに努めました。

▲館内ブースの様子

日　　時：平成 23 年 1 月 22 日（土）10：00 ～ 17：00
　　1 月 23 日（日）10：00 ～ 16：30

会　　場：広島県立総合体育館（広島市中区）

### 4）「石見銀山謎解きウォークラリー」

前年度好評だった世界遺産センター、熊谷家住宅、武家屋敷旧河島家、町並み交流センターの 4 施設に隠されたキーワードを探し当てる、「石見銀山謎解きウォークラリー」を開催しました。

日　　時：平成 23 年 9 月 29 日（水）～ 12 月 27 日（月）

賞　　品：正解者全員に「純銀粒とキーホルダーづくりキット」をプレゼント
　　（さらに、抽選で賞品獲得）

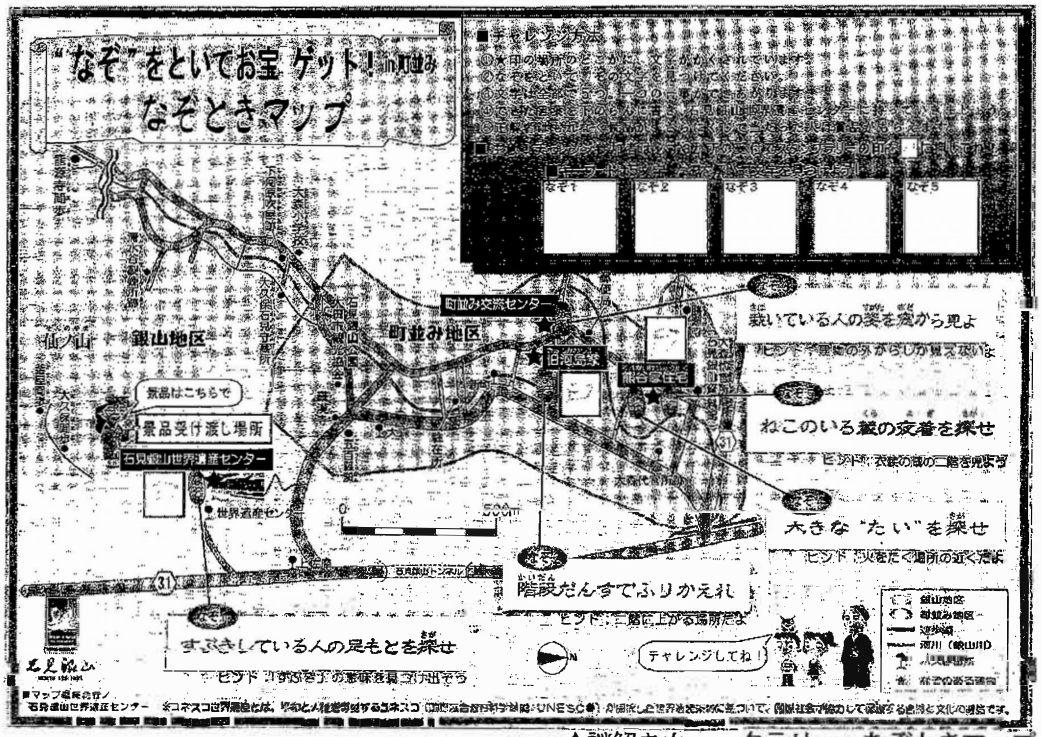


▲謎解きウォークラリー　なぞときマップ

# Ⅲ．指定管理者制度導入経過の概要

## 1．「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」の指定管理業務に関する仕様要旨

（本章は「石見銀山世界遺産センター他周辺施設の管理に関する協定書」を抜粋・要約したものです）

### 1）指定管理業務の目的

「世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与する」という石見銀山世界遺産センターならびに関連する周辺施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるよう、管理計画に基づき適正に管理することを目的とした。

### 2）石見銀山世界遺産センター他周辺施設の構成（22p 図面参照）

（Ａ） 石見銀山世界遺産センター、石見銀山街道市民ふれあいの森公園

ア．名　称　　石見銀山世界遺産センター、石見銀山街道市民ふれあいの森公園

イ．所在地　　大田市大森町イ 1,597 番地３他

ウ．施設規模（下記のとおり）

**「石見銀山街道市民ふれあいの森公園」**

①敷地面積　150,614㎡

②施設内容

○便所棟（構造：木造、階数：地上１階一部地上２階、面積：延べ床面積 111.78㎡・建築面積 74.97㎡）

○あずまやＡ棟（構造：木造、階数：地上１階、面積：8.29㎡）

○あずまやＢ棟（構造：木造、階数：地上１階、面積：12.25㎡）

○遊歩道（延長 L=189 m、あずまや　木造１棟　18.00㎡）

**「石見銀山世界遺産センター」**（以下、「センター」という。上記敷地内に存在）

①建物敷地面積　　4,100㎡（うち 100㎡は除く）

②第１駐車場面積　5,700㎡（うち 364㎡は除く）

③第２駐車場面積　　950㎡

④第３駐車場面積　9,800㎡

⑤西側駐車場面積　　530㎡

⑥施設内容

○ガイダンス棟（構造：木造、階数：地上１階、面積：延べ床面積 763.47㎡
建築面積 776.09㎡、オリエンテーション室・ガイダンスコーナー、エントランスホール、事務室、トイレ、第１・４展示室　外）

○展示棟（構造：鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、階数：地上１階一部地上２階、面積：延べ床面積 720.69㎡　建築面積 668.98㎡、第２・３展示室、遺産活用室、書庫、会議室　外）

○収蔵体験棟（構造：鉄筋コンクリート造、階数：地上１階一部地上２階、
面積：延べ床面積 477.53㎡　建築面積 334.94㎡、体験学習室・遺物整理室・第１収蔵庫、第２収蔵庫　外）

○駐車場（第１駐車場（普通車 95 台・身障者用４台・待機バス 13 台（うち８台分は 364㎡は除く）、第２駐車場（普通車 38 台）、第３駐車場（普通車 250 台）、西側駐車場（職員用））

（B）石見銀山大久保間歩、石見銀山本谷スポット広場、石見銀山公園・本谷地区

以下ア・イ・ウの３施設を総称して、「大久保間歩周辺施設」という。

ア．名　称　　石見銀山大久保間歩（以下、「大久保間歩」という）

所在地　　大田市大森町イ 1,628 番地

施設規模　大久保間歩（一般公開の範囲。坑口より約 160 m区間）、釜屋間歩迄の見学道沿い 1,500㎡、大久保間歩管理棟（構造：木造瓦葺平屋建て　面積：延べ床面積 9.93㎡、建築面積 21.41㎡）

イ．名　称　　石見銀山本谷スポット広場

所在地　　大田市水上町三久須 106 番地 4 他

敷地面積　2,147㎡

施設概要　駐車場（As 舗装（普通車５台×２列））、あずまや１棟、進入路（延長 L=82 m）、修景・植栽一式

ウ．名　称　　石見銀山公園・本谷地区

所在地　　大田市水上町三久須 106 番地 5 他

開設面積　1.8ha

施設概要　遊歩道（延長 L=534 m）、便所１棟（木造 15.02㎡）、駐車場（As 舗装（大型車２台・普通車４台））、自家用電気工作物１基

※上記（A）（B）の施設を総称する場合は、以下「センター他施設」という。

### 3）運営の基本方針

(1) 施設運営の目標

センター他施設では以下の５つの目標を掲げて運営を行う。

①ユネスコの精神に基づき、未来へ引き継ぎます

国際連合教育文化機関（ユネスコ）の「平和と人権尊重」の精神に基づき、人類全体の宝である石見銀山遺跡をまもり、未来へ引き継いでいきます。

●石見銀山遺跡の理解を助け、現地へ誘います

鉱山跡など多種多様な資産で構成され、かつ、広大な面積を有しているため一目ではわかりにくいと言われる石見銀山遺跡の全体像の理解を助けるため、適切なガイダンスを行います。そして、資産そのものである現地へ足を運び、見て、触れる機会を増進します。

③調査研究を積極的に行います

考古、文献などの人文分野と、科学、自然環境などの自然科学分野を密接に連携を取り合いながら総合的な調査研究を進めます。また、国内外の鉱山遺跡との比較研究などテーマ別の研究も行い、情報発信します。

④遺跡の保全管理活用を継続的に行います

良好なかたちで今に伝わる資産を適切なかたちで未来へ引き継ぐために、遺跡パトロールなど日常の保全管理に努めます。同時に、継続した保全活動が実施できるよう官民協働の取り組みも実施します。また、現地資産そのものが展示物とみなされるため、資産の整備活用を進めます。

⑤親しみのもてるセンター他施設とします

現地の他施設と連携を密にし、地域住民が誇りを持ち、学校教育や生涯学習の場として、観光客を含め何度でも来館したくなるような交流拠点とします。また、現地説明会や体験学習、講座・講演会などを定期的に開催し、親しみが持て地域に開かれた運営を目指します。

### 4）センター他施設の運営にかかる基本事項

（４Ａ）石見銀山世界遺産センター、石見銀山街道市民ふれあいの森公園

(4A-1) 施設の概要　　上記 2-A のとおり。

(4A-2) 市と指定管理者の役割分担　市と指定管理者との役割分担については概ね以下のとおりとする。

| 業務区分 | | 概　　要 | 運営主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 維持管理 | 設備等保守 | 建物設備の保守管理、小規模施設修繕　駐車場・森林公園の小規模修繕 | 指定管理者 | ※第１駐車場の一部は除く |
| | 清掃 | 建物内、敷地内の美観、衛生維持 | 指定管理者 | |
| | 警備 | 建物内､敷地内の警備(緊急時対応等) | 指定管理者 | |
| 運営 | 展示 | 企画作業：展示替え等の計画と実施 | 市 | 計画策定・実施過程に指定管理者も参画 |
| | | 小規模展示品修繕 | 指定管理者 | 実施にあたっては市と協議 |
| | 誘客・広報 | 各種広報媒体を活用した広報、誘客計画の策定・実施 | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては市と協議 |
| | 教育普及 | 普及等企画：教育普及活動の計画・実施 | 市 | 計画策定過程に指定管理者も参画 |
| | | 学校連携：学校の授業等と連携した普及活動 | 市 | |
| | | イベント等:遺跡･センターへの理解･関心を深めるためのイベント等の計画・実施 | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては市と協議 |
| | | インターネットによる情報発信：情報システムの保守管理、ホームページの運営 | 指定管理者 | |
| | 調査研究 | 調査研究、資料保存蓄積 | 市 | |
| | 遺跡保全管理 | 修繕、現地措置、標識設置・管理 | 市 | |
| | 施設運営 | 総合案内：来館者の受付・総合案内、展示監視 | 指定管理者 | |
| | | 料金徴収：観覧料の徴収・管理 | 指定管理者 | |
| 自主企画 | | 自主事業：指定管理者の誘客企画事業（イベント等）の実施 | 指定管理者 | 計画実施にあたっては市と協議。物販は施設の目的外利用による |
| 物販サービス | | センター関連商品（書籍・グッズ等）その他の販売 | 指定管理者 | |

【特記事項】

※開館時間、休館日の取り扱い　条例上に開館時間及び休館日の規定があるが、センターが石見銀山遺跡の中枢である大森町への来訪者受入拠点であり、パーク＆ライド方式を採用していることを最大限考慮すること。このことを前提として、指定管理者の申し出（判断）により、特段の理由がある場合は、開館時間の変更、休館日の設定等の弾力的運用ができるものとする。利用者周知の方法を含めて事前の取り扱いを定めること。

※利用料金制の採用　観覧料等利用者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

※教育普及事業　市スタッフと指定管理者の業務が、一体となって、年間の事業を構成する教育普及事業については、その連携、役割分担の考え方は次のとおり。

市→専門性の高いものを中心に、石見銀山遺跡についての理解を深める普及活動

指定管理者→センターＰＲと誘客をねらいとしたイベントを中心とした活動を展開

※自主事業の取り扱い　指定管理者は、市の委託業務の範囲外で、センターの利用促進を目的として、センターの施設を活用したイベント等（体験イベント含む）の自主事業を企画、実施することができるものとする。
※書籍、グッズ等販売の取り扱い　館内サービスの一体性の確保の観点から、指定管理者募集に際して義務づけはしないが、提案を受け、施設の利用促進が図れ、内容が妥当なものであれば、指定管理者に使用を許可する。

(4A-3)　施設等の運営に関する業務
(1) 施設利用（開館時間、休館日）に関すること
センターが石見銀山遺跡の中枢である大森町への来訪者受入拠点であり、パーク＆ライド方式を採用していることに最大限留意すること。
(2) 利用料金の設定及び収納管理に関すること
大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（以下「拠点施設条例」という。）別表に定める利用料金（観覧料及び施設利用料金、設備利用料金）を自己の収入として徴収する。
(3) センターの総合案内等に関すること
来館者に対する親切丁寧な対応に心掛け、常にサービスの向上に努める。

| 項　目 | 業務内容 |
|---|---|
| 総合受付<br>（ｶｳﾝﾀｰ） | 来館者の問い合わせ等への対応、館内の案内、展示室受付、観覧券の発行、観覧券のもぎり、観覧料等の減免手続き、入館者の状況の把握、カウンター等への資料等の常置等 |
| 総合受付<br>（事務室） | 外部からの代表電話番号への対応、視察・見学者の案内、問い合わせ等への対応、緊急連絡の取り次ぎ、施設及び設備の使用申請の受付・利用の許可、付属設備・備品の準備及び利用方法・注意事項の説明、音響・照明・映像等設備の利用・操作指導等 |
| 展示室監視 | 有料展示室の監視（展示物等の事故防止、展示ケース等の随時清拭、観覧者の問い合わせ等への対応及び案内） |
| 地理案内・遺跡案内 | 来館者の問い合わせ等への対応、地理案内、遺跡案内等 |
| 観光案内 | 来館者（含む休館日の来訪者）の石見銀山ならびに周辺観光地に関する問い合わせ等への適切な案内 |
| その他 | 要望や苦情、トラブル等への迅速かつ適切な対応、その内容及び処理状況の市への報告、アンケート等適切な手法による利用者満足度調査、その他総合案内に関し必要な業務 |

(4) 展示事業に関すること
展示室、情報コーナーの展示替え等の企画・実施、展示物の修繕については、市が実施するが、計画策定・実施過程において指定管理者も参画すること。

(5) センターの誘客・広報事業に関すること
市と協議のうえ、効率的・効果的な誘客・広報事業を行う。
・センターの積極的なＰＲに努め、集客を図ること。
・指定管理者は、センターの設置目的等から逸脱しない範囲で、センターの利用促進を目的として、センター内において、センターの施設を活用した展示、イベント等の事業や、書籍・グッズ等の販売業務などの自主事業を提案することができる。実施に当たっては、事前に市と協議が必要であるが、指定管理者が企画・実施する自主事業の収益を自らの収入とすることができる。

| 項　目 | 業務内容 |
|---|---|
| 広報・誘客計画の策定 | 広報・誘客に関する年間実施計画の策定、その進行管理 |
| インターネットによる情報発信 | ＷＥＢページの更新 |
| センター広報 | 通常広報、展示、教育普及事業、イベント等の内容について情報提供、広報物（ポスター、チラシ、リーフレット、広報誌等）の企画・作成・配布、センターの事業報告・事業概要・施設の業務等を紹介する資料の作成・配付、マスコミ・雑誌等への広告等 |
| 観覧券の販売促進 | 観覧券の販売営業（前売券販売契約・観光券契約を含む）。プレイガイド等への前売券配布・回収・手数料の支払い |
| 自主事業の企画・実施 | センターの利用促進を目的として、センターの施設を活用した展示・イベントの実施、書籍・グッズ等の販売等 |

(6) 教育普及事業に関すること

市と連携を図りながら、効率的・効果的な教育普及事業の一翼を担う。

| 項　目 | 業務内容 | 備　　考 |
|---|---|---|
| インターネットによる情報発信 | ＷＥＢページの更新管理 | 学習活用システム及び遺跡ＧＩＳシステムは市で更新管理 |
| 活動計画の策定、普及事業等の企画実施 | 体験学習プログラムの企画実施（例）<br>こなし体験、選鉱体験、<br>灰吹実演、銀粘土細工体験、<br>丁銀づくり体験等<br>イベントの企画実施<br>イベント等参加申し込み受付 | 計画策定にあたっては市と内容等について協議すること<br>なお、こなし体験、選鉱体験、灰吹実演、銀粘土細工体験、丁銀づくり体験については、市所有備品を利用できる |

・教育委員会が主催する講座・講演会等の開催に協力すること。

・体験イベントの実施に当たっては、事前に市と協議が必要であるが、指定管理者が企画・実施する自主事業の収益は自らの収入とすることができる。

（４Ｂ）　石見銀山大久保間歩周辺施設

(4B-1)「石見銀山大久保間歩、石見銀山本谷スポット広場、石見銀山公園・本谷地区」

施設の概要　上記 2-(B) のとおり。

(4B-2) 市と指定管理者の役割分担　市と指定管理者との役割分担については概ね次ページ一覧表のとおりとする。

【特記事項】

※指定管理者となりうる資格等　業務内容が旅行運送サービスの代理・媒介を行うことから旅行業登録事業者であること（国内旅行業務取扱管理者）が必要。坑道内の公開ツアーであるため、「鉱山」および「坑道」に精通していること（鉱山保安法第１８条に規定する坑内保安係員）が必要。

※開場時間、休場日ならびに一日における入場回数と入場人数の取り扱い　条例上に開場時間及び休場日の規定があるほか、開場日の一日における入場回数及び入場人数を制限し、一日あたりの入場回数は４回以内とし、１回あたりの入場者数は２０人以内とする。

※「大久保間歩一般限定公開ツアー」以外の公開について　休場日等の行政視察及び学校行事等で大久保間歩を公開する場合は、大田市教育委員会が対応する。

※天災等にともなう「大久保間歩一般限定公開ツアー」催行の中止の取り扱い　天災、地変、その

他指定管理者の責に帰することのできない事由により、募集予約期間または当日において催行を中止する場合がある。この場合、指定管理者は大田市教育委員会との協議を行ったうえで、中止の決定は大田市教育委員会が行う。中止にともなう損害や休業補償等についてはその都度指定管理者と協議する。

※利用料金制の採用　入場者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

| 業務区分 | | 概　要 | 運営主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 維持管理 | 坑内の月例点検 | 毎月の詳細点検 | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては、市と協議 |
| | 坑内の点検・保安業務 | 入坑前後の日常点検及びツアー時の保安業務並びに緊急時対応（応急措置等） | | |
| | 坑口周辺等の保全管理 | 坑口前、遊歩道・見学道の環境整備 | | 計画・実施にあたっては、市と協議 |
| | 管理棟の維持管理 | 建物保守管理、清掃、小規模修繕 | | |
| | 危機管理対応 | 災害時等の対応（ツアー中止決定含む） | 市 | |
| | 閉場日の保険への加入 | 賠償責任保険、傷害保険への加入 | | |
| 運営 | ツアーの広報、募集 | 広報：各種広報媒体を活用した広報 | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては、市と協議 |
| | | 募集：ＨＰ等による参加者募集・受付 | | |
| | ツアーの催行 | ツアーデスク：ツアー日に受付コーナーに開設 | | |
| | | コールセンター：事務室内に開設 | | |
| | | 誘客：催行日当日のセンターでの誘客 | | |
| | | ガイド：手配及び案内業務 | | |
| | | 移動手段：バスの手配及び運行 | | |
| | | 貸出用品：貸出の手配と補充管理 | | |
| | | 保険：旅行災害補償制度への加入 | | |
| | | 料金徴収：ツアー料金の徴収・管理 | | |
| 自主企画 | | 自主事業:指定管理者の誘客企画事業（イベント等）の実施 | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては、市と協議 |

(4B-3)　大久保間歩の運営に関する業務

指定管理者は、次のとおり大久保間歩一般公開の運営業務を実施する。

(1) 施設利用（開場時間、休場日）に関すること

①開場時間　大久保間歩の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。一日当りの入場回数は４回以内とし、１回あたりの入場者数は２０人以内とする。

②休場日　休場日は、月曜日、火曜日、水曜日及び木曜日とする。１２月１日から翌年の２月末日までの間。

(2) ツアー料金の設定及び収納管理に関すること

大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例（以下「大久保間歩条例」という。）別表に定める入場料を含むツアー料金を自己の収入として徴収する。

(4B-4) 石見銀山本谷スポット広場維持管理運営業務仕様書

大久保間歩催行のルートであること、石見銀山遺跡・仙ノ山の縦断コースであることから、日常的な維持管理が必要であり、指定管理者は、週１回以上の現地パトロールを行い、必要に応じて大田市と協議する。

(4B-5) 石見銀山公園・本谷地区維持管理運営業務仕様書

大久保間歩催行のルートであること、石見銀山遺跡・仙ノ山の縦断コースであることから、日常的

な維持管理が必要であり、指定管理者は、週１回以上の現地パトロールを行い、必要に応じて大田市と協議する。

| 業務区分 | | 概　　要 | 管理主体 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 維持管理 | 広場、公園の監視 | 週１回以上、現地パトロール | 指定管理者 | 計画・実施にあたっては市と協議 |
| | 広場、公園の維持管理業務 | 別紙仕様書 | | |

**５）組織体制**

管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理運営を効率的・効果的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

(1) 職員研修

職員の歴史や遺跡、世界遺産としての価値ならびに人権尊重に関する資質向上とサービス向上のため、職員研修を定期的に実施すること。また受付・監視補助職員に対して、指定管理業務開始までに接遇、展示内容、その他運営に必要な事項の習得のための研修を行うこと。（展示内容の研修講師にはセンター専門職員が務める）

○図面：石見銀山世界遺産センター他周辺施設の構成

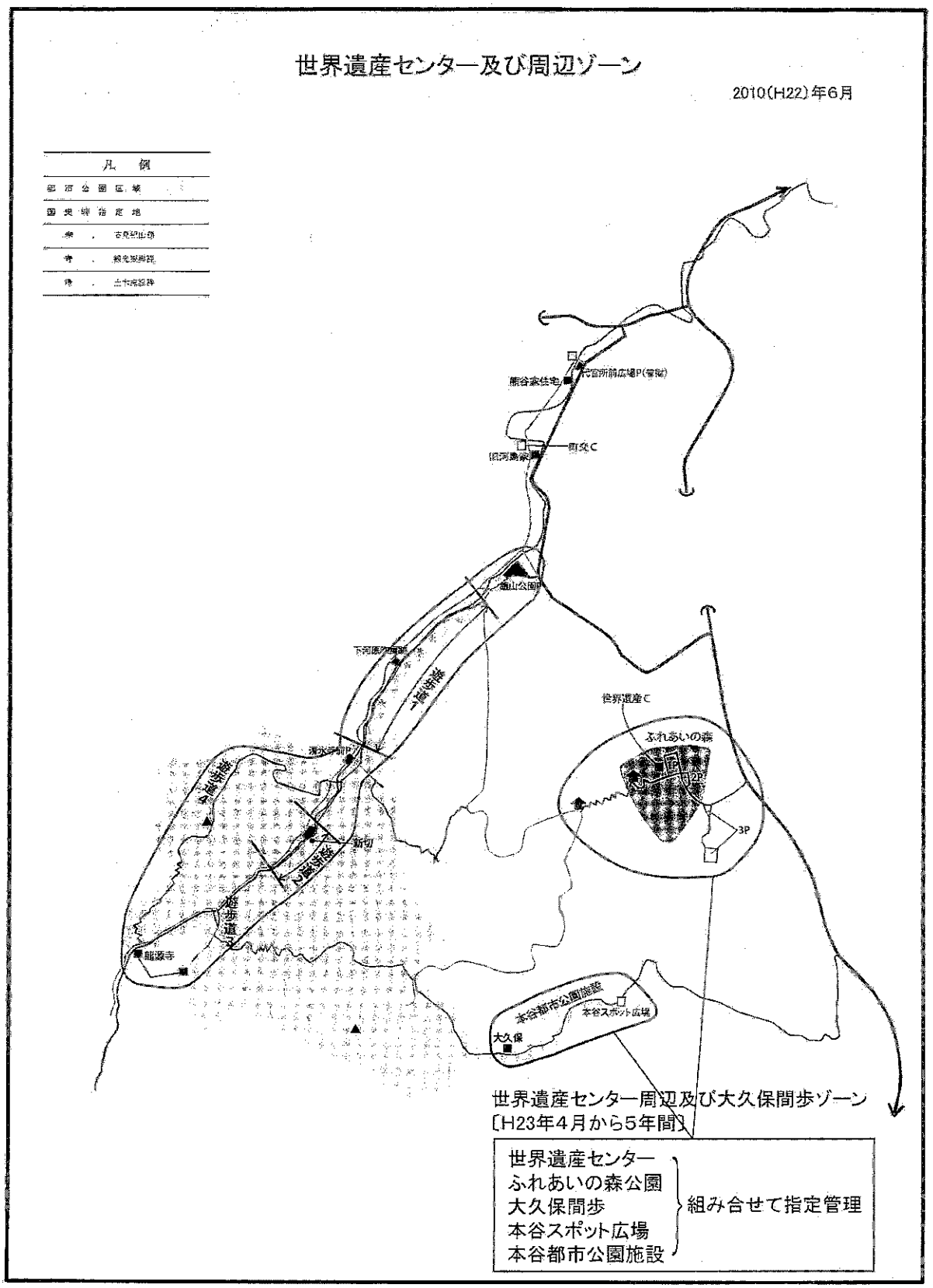

## 2.「大森の町並み関連施設」の指定管理業務に関する仕様要旨

（本章は「重要文化財熊谷家住宅・代官所地役人旧河島家の指定管理業務仕様書」を要約したものです）

### 1）指定管理業務の目的

近年、文化財建造物に対する市民の関心が高まり、文化財建造物の公開に加えてさまざまな活用を期待する声が増えている。大田市は、文化財建造物の保存と活用を両立させ、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して、住民サービスの向上等を図ることを目的とし、重要文化財熊谷家住宅（以下「熊谷家住宅」という。）、代官所地役人旧河島家（以下「旧河島家」という。）について指定管理者制度を導入した。

### 2）施設の構成

熊谷家住宅及び旧河島家は、世界遺産『石見銀山遺跡とその文化的景観』を構成する資産である。享和元年（1801）建築の熊谷家住宅は大森の町並みでは最大規模の民家で、石見銀山で栄えた商家の建築様式とくらしを伝える。旧河島家は、寛政１２年（1800）の大火後の建築で、代官所に勤める銀山附役人の住まいをよく残している屋敷である。

### （1）熊谷家住宅

| | | |
|---|---|---|
| ① | 所在地 | 島根県大田市大森町ハ 63 番地 |
| ② | 指定年月日 | 平成 10 年（1998）5 月 1 日指定 |
| ③ | 指定区分 | 国指定重要文化財 |
| ④ | 所有者 | 島根県大田市 |
| ⑤ | 設置目的 | 石見銀山における伝統的建造物に対する理解を深め、市民の文化向上に資するため設置する。 |
| ⑥ | 施設概要 | 重要文化財（建造物）に指定されている物件（以下、「指定物件」という。）及び指定物件と一体となって価値を形成する物件で構成される。 |

主な管理対象施設　※カッコ内数字は延床面積

（ア）指定物件

主　　屋　木造２階建（650.8㎡）
　　指定外の東道具蔵前座敷含む
北道具蔵　木造２階建土蔵造（37.6㎡）
小　　蔵　木造１階建土蔵造（5.5㎡）
衣 装 蔵　木造２階建土蔵造（63.8㎡）
東道具蔵　木造２階建土蔵造（69.8㎡）
米蔵雑蔵　木造２階建土蔵造（78.2㎡）
納　　屋　木造平屋建　　（30.7㎡）
敷地（1,500㎡）土塀・納屋・井戸・手水鉢を含む

（イ）指定物件と一体となって価値を形成する物件

蔵前座敷（69.7㎡）、裏門　１棟、土塀（裏門～小路の川沿い、小路側）、離れ跡（物入れ）１棟、横門　１棟、便所・管理棟　木造２階建（50.6㎡）

**（2）旧河島家**

① 所在地　島根県大田市大森町ハ118番地1他
② 指定年月日　平成5年（1993）3月17日指定
③ 指定区分　大田市指定史跡
④ 所有者　島根県大田市
⑤ 設置目的　大田市大森銀山伝統的建造物群保存地区における伝統的生活様式や建築様式を一般に公開し、もって郷土の歴史や文化に触れる機会を提供するため設置する。
⑥ 施設概要　市指定史跡に指定されている物件（以下、「指定物件」という。）及びその他の物件は以下に示すとおりである。

主な管理対象施設　※カッコ内数字は延面積

（ア）指定物件

主　　屋　木造2階建　（183.3㎡）
宅　　地　（760㎡）　井戸を含む

（イ）その他物件

土塀、便所棟　1棟（17.8㎡）

**3．　管理運営に関する基本的な考え方**

（1）施設利用者の安全確保を第一とする。
（2）施設の効果的・弾力的運営を行う。
（3）適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
（4）利用者にとって快適な施設であることに努める。
（5）文化財に触れる自主事業を実施し、市民サービスの向上に努める。
（6）個人情報の保護を徹底する。
（7）大田市と密接に連携を図りながら管理運営を行う。
（8）文化財保護法、大田市文化財保護条例、大田市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき、熊谷家住宅・旧河島家の保存活用を行う。
（9）熊谷家住宅・旧河島家の維持管理・展示等の業務に精通した地元人材雇用に努める。
（10）石見銀山に関連する公開施設との連携に努める。
（11）職員に対して、研修等により石見銀山の歴史や遺跡、世界遺産としての価値及び人権の尊重に関する知識を習得させ、来館者に適切な対応ができるように努める。
（12）防火管理業務は、指定管理者が行う。

**4．管理運営のための体制の整備**

（1）職員の雇用、配置及び研修等

① 管理運営業務を実施するために必要な体制を確保するとともに、業務形態にあった適正な人員の職員を配置すること。
② 管理運営に係る全職員（臨時職員を含む）の勤務形態等については、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他労働関係法令を遵守し、

管理運営に支障のないように配置すること。

③ 業務の全体（代官所地役人旧河島家の業務を含む）を総合的に把握し、責任者となる総括責任者を１名配置し、市との連絡調整等にあたること。施設において維持管理・保守点検・入場料徴収等の業務に従事する職員を配置すること。業務に支障のない範囲で配置人員を変更できるが、事前に大田市教育委員会の承認を得ること。

④ 防火管理者の資格を有するものを１名配置すること（③に示す人員と重複可）。

⑤ 職員の雇用に際しては、指定管理者制度導入以前において熊谷家住宅の管理補助に従事した者の採用など、地元採用に配慮すること。

## ５．指定管理者の業務の範囲

（１）施設及び設備の維持管理に関する業務
（２）入場の許可に関する業務
（３）入場料の徴収に関する業務
（４）大田市教育委員会が必要と認める業務
①一般公開、展示に関する業務
②利用促進、誘客、広報に関する業務
③その他必要な業務

## ６．業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務とする。指定管理者が業務を一体的に委託することは認めないが、個別業務を他者に委託することは可能とする。ただし、事前に大田市の承認を得なければならない。

（１） 施設及び設備の維持管理に関する業務

① 基本的事項

（ア）施設等を常に清潔な状態に保持するよう努め、管理上発生した廃棄物については適正な分別を行い、所定の場所に搬出するとともに、定期的な清掃等を実施すること。
（イ）維持管理にかかる費用、光熱水費、電話料金等は、指定管理者が支払うこと。
（ウ）大田市が貸与する施設設備及び備品は、善良なる指定管理者の注意をもって管理すること。
（エ）電球等の消耗品は、随時補充又は交換すること。
（オ）指定管理料により購入した物品は、当該業務のみに使用すること。購入した物品は、台帳（電子データ可）により管理すること。
（カ）維持管理業務に要する諸工具、器具、消耗品、光熱水費等一切の費用については、指定管理料の中に含んでいる。
（キ）保守点検等の結果、部品の取替、修理等の整備を必要とする場合は、速やかに処置すること。
（ク）法定点検業務にかかる諸費用は指定管理者の費用負担により行うこと。
（ケ）年度当初に緊急連絡体制表を作成し、大田市教育委員会に報告すること。変更が生じた場合は、その都度報告すること。
（コ）指定管理者は、管理対象設備等の動作不良及び故障発生の通知を受けた場合は、速やかに大田市教育委員会に報告し、対処すること。

（サ）業務実施に際し、業務毎に事前に必要と思われる箇所を補強養生し、施設及び設備周辺を保守点検整備業務前の状態に維持しなければならない。
（シ）保守点検の結果生じる消耗品、使用済み部品等廃棄物の廃棄については、保守管理業務に含んでいる。
（ス）定期点検、保守管理業務を行った後は、速やかに点検の結果等を記録し保存する。
（セ）敷地内は原則として全域火気使用禁止である。維持管理上必要な火気設備を設置しているが、使用後の消火点検を厳重に行う。

② 施設の維持管理に関する業務
（ア）維持管理方針
保存修理工事を経た現状を保存することとして維持管理業務を行うこと。
（イ）維持管理方法
下記及び別表に従って清掃・整理・整頓・通風等の通常管理を毎日行う。
A）指定管理者は、提案内容に従って清掃業務に係る計画を作成することとし、策定した計画書に基づき業務が実施されるよう管理すること。
B）指定管理者は、業務の実施が施設等の観覧等に支障を与えないよう充分配慮すること。
C）作業にあたり設備及び備品等を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一器物等を損壊した場合には、指定管理者は大田市教育委員会に速やかに連絡し、その指示に従い指定管理者の負担で原状回復する。
D）清掃器具、使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものを用いること。また、本作業に使用する器具及び材料等は全て品質良好（日本工業規格等）のものを使用するとともに、その取り扱いや使用方法についても、過誤のないよう十分注意しなければならない。
E）トイレ及び洗面所において利用者が使用するトイレットペーパー等の消耗品は指定管理者の負担とし、利用者の健康及び快適性を重視した良質なものを用いること。
F）指定管理者は、この作業に直接使用する以外の機械器具及び材料等の物品を、大田市教育委員会の許可無く施設内に搬入及び放置してはならない。
G）火気には特に留意し、引火性物質は絶対に使用しないこと。
H）上記の項目を満たした上で作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
I）落書きを発見した場合、ただちに大田市教育委員会に報告しその指示により処理すること。
J）収集したごみの処理
収集したごみは、大田市が指定する方法で適正に分類・梱包したうえ、搬出すること。資源ごみ回収に関し十分に配慮すること。
K）風雪水害に際しては予防管理と事後点検をおこなう。腐朽・虫害・蟻害防止について点検をおこなう。
L）清掃等に併せて建造物の点検を行い、異常が認められた場合は大田市教育委員会へただちに連絡する。
（ウ）防火について
A）防火管理の体制
消防法に基づき、この施設に防火管理者を配置する。必要な事項を消防計画として策定し、

これに基づいて防火管理を行う。

指定管理者は火災の早期発見と初期消火を迅速に行うため、敷地内の巡回を行うとともに消火器材の使用方法の習熟に務める。

夜間は無人となるため、火災報知器による機械警備を行い、早期発見・通報に務める。防火管理者は、防火管理講習の課程を修了した者とすること。

B）防火管理区内の把握

敷地全域を防火管理区とし、そのうち火気使用区域は、熊谷家住宅の台所等である。

C）防火管理区における予防措置

火気使用区域を除き、敷地内における火気使用を禁止し、標識等により明示する。

やむを得ず火気使用区域外での火気使用が必要な場合は、あらかじめ大田市教育委員会の許可を得ること。

D）火気使用区域の火気管理

火気使用区域においては、設備操作は慎重に行い、使用前後に巡回し、消火したことを点検する。

E）可燃物管理

可燃性物品については整理整頓し、薪・炭などの燃料の保管は職員が厳重に行う。

F）警備

一般公開中は職員による巡回を行う。夜間は機械警備による監視を行う。

G）安全対策

◎排煙　台所については屋根に設けられた煙出しに設置されている換気扇による排煙に務める。

◎避難　避難経路を確保し、避難の妨げとなる物品等が置かれていないか巡回点検を実施する。

◎誘導　緊急時には見学者を避難誘導する体制を指定管理者が執る。

◎収容　受付において入館者数の把握を行うとともに過度な収容を避けるよう務める。また、職員は巡回に際して館内の入館者数の過多に注意する。

H）自衛消防体制

発見、通報、初期消火、避難誘導を迅速に行うため、防火訓練を消防署・消防団と連携して定期的に実施する。別に定める消防計画において、職員の通報連絡担当、初期消火担当、避難誘導担当、応急救護担当を定め、その任務の習熟に務める。

（エ）防犯について

盗難・毀損防止のため、公開時間内は職員が巡回する。夜間は施錠の上、機械警備により監視を行う。毀損・盗難等を発見した場合は、大田市教育委員会に報告し、必要に応じて大田警察署等へ届け出ること。

（オ）地震対策

地震時の被害を防ぐための点検を定期的に実施する。詳細は指定管理者が大田市教育委員会と協議して消防計画に定める。

地震が発生した場合、職員は地震発生直後は身体の安全を図り、火気設備の直近にいる職員は直ちに燃料の遮断を行う。

地震時には自衛消防体制に基づき、活動を行う。来館者に避難場所である町並み交流センターの場所を明示する。

（カ）耐風対策

強風時には、指定管理者は火気使用の禁止、設備の点検を実施する。外壁の開口部において、建具の飛散を予防するため、必要に応じて板を打ち付けるなどの対策を執る。

災害が発生すると予測される場合は、大田市教育委員会に連絡するとともに、自衛消防体制に基づき、すみやかに閉館し、来館者の退出を誘導する。

災害が終息したと判断された時点において、建造物の外部の点検を行い、脱落した部材の有無を目視により確認し、必要に応じて回収・保管を行う。併せて被害箇所については、写真撮影等により状況を記録し、大田市教育委員会に報告する。

（キ）水害対策

水害が予測される場合には気象状況・銀山川水位の変動に注意するとともに、関係機関（大田市消防本部、大田警察署等）との連絡を緊密に行う。

避難情報が発せられた場合は、大田市教育委員会に連絡するとともに、自衛消防体制に基づき、すみやかに閉館し、来館者の退出を誘導する。

浸水等の被害が予測される場合は、必要に応じて畳を上げ、展示品等の搬出等の対策をとる。避難情報が解除されるなど災害が終息したと判断された時点において、建造物の内外部の被害状況を把握し、脱落した部材の有無を確認し、必要に応じて回収・保管を行う。併せて被害箇所については、写真撮影等により状況を記録し、大田市教育委員会に報告する。

（ク）救急対策

来館者の体調不良、災害時の負傷者等に対する救急活動が必要となる場合が考えられる。AED（心臓除細動機器）や救急用具を常備しており、指定管理者は職員の器具操作習熟に努め、大田市消防本部等と連携し、定期的に訓練を行う。なお、AED（心臓除細動機器）に使用する消耗品（パッド、充電池）の定期交換は指定管理者が行う。消耗品に関する費用は指定管理料に含む。

要救助者を発見した場合は、ただちに大田市消防本部へ連絡し、並行して要救助者の応急手当にあたる。

③　設備・施設内の機器類の保守点検業務

建物の設備等の日常点検と適切な保守整備を行うとともに法定点検を確実に実施し、快適な環境を作り、その機能を十分発揮できるよう各機器の耐久化を図ること。

（２）入場の許可に関する業務

施設の見学、展示観覧を目的とする入場者に対して、施設を良好に維持するため、指定管理者は重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例第10条に基づく事項を遵守するように求め、同条例第９条に基づき入場を拒否或いは退去を命ずることができる。

（３）入場料の徴収に関する業務

① 施設の見学、展示観覧を目的として入場する者に対して入場料の徴収をおこなうこと。入場料の収受について、帳簿を作成し管理を徹底すること。

② 電子通貨「石見銀山ＷＡＯＮ」の引き継ぎ

平成２１年４月に、イオン株式会社（千葉市）と大田市観光協会が業務提携し導入している電子通貨「石見銀山ＷＡＯＮ」の電子決済等について、指定管理者は次のとおり引き継ぐこととする。

（ア）展示室観覧料の納付の際、当該カードで電子決済ができること

（イ）観覧料は、大人400円、小中学生80円とすること。

（4）一般公開に関する業務

① 各建造物を一般公開する。

② 入場者に対し、必要な説明、助言及び案内を行う。

③ 施設のパンフレットの作成、印刷及び管理を行う。作成したパンフレットは、大田市の観光ＰＲ活動にも提供する。ただし、作成にあたっては事前に大田市教育委員会と協議すること。

④ 取材及び撮影等、広く一般に周知する広報活動に協力する。ただし、大田市教育委員会と協議の上実施すること。

（5）展示に関する業務

石見銀山拠点施設等基本構想において、熊谷家住宅・旧河島家は石見銀山遺跡を総合的にガイダンスする拠点施設と連携し、石見銀山の歴史のなかで果たしてきた熊谷家・河島家の役割と変遷、大森町における商家・武家のくらしを伝える施設と位置づけられていることを踏まえ展示業務を行う。

（6）利用促進を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務

下記の催しを実施すること。規模・内容については、さらに発展させるため創意工夫をすること。実施にあたっては大田市教育委員会と協議すること。

① 世界遺産登録記念無料開放事業（H22 年度実績）

（ア） 実施期間　毎年７月２日

（イ） 内　容　平成 19 年７月２日に世界遺産に登録されたことを記念して、無料一般公開を実施する。これに伴う経費は指定管理料に含む。

（7）誘客・広報に関する業務

指定管理者は、施設の利用促進を図るため誘客・広報に関する業務を行う。

① 広報物（ポスター、チラシ等）の企画・作成・配布を行う。

② マスコミ・雑誌等への広告等を行う。

③ ホームページの管理・更新を行う。

④ 必要に応じて他の公開施設等と連携を図り、誘客活動を行う。

## 7．自主事業に関する基本的な考え方

（1）自主事業による活用の指標

文化財としての価値に対する理解を深めるため公開し、さらには市民の参加を得て熊谷家・河島家と町並みの歴史とくらしを継承していく活用によって、石見銀山をはじめとする歴史文化を活かした創造的な人づくりに寄与していくため、指定管理者はこの指標を尊重して事業を行うこととする。

① 石見銀山の歴史とくらしを継承する活用

② 熊谷家の歴史とくらしを継承する活用

③ 学校教育との連携による歴史とくらしの継承

④ 公益性と収益性のバランス

⑤ 継続性と発展性のある活用

⑥ 市民参加の促進

## ■石見銀山関連施設にかかる指定管理者制度導入の経過

大田市は、大田市が管理する公の施設のうち当面直営としていた「石見銀山に関連する施設」について、平成22年度中に指定管理者制度の導入手続きを行う予定としていたことを踏まえ、導入計画の仕様等について観光関連部署等を含めた内部協議を行い、施設の組合せ等の仕様を決定し指定管理者を公募することにしました。

石見銀山世界遺産センターは、調査研究、遺跡保全管理、教育普及、展示室の展示替え等についての運営主体は基本的に市が行います。

**□2009（平成21）年**

10/26,11/4　第1,2回関係者会議（課内会議）

11/10.30　第3回関係者会議（建設部都市計画課を交える）、第4回関係者会議（産業振興部観光振興課を交える）

**□2010（平成22）年**

1/12.21.28　第5回関係者会議（教育部・産業振興部・建設部の部長を交える）、第6回関係者会議、第7回関係者会議（3つのゾーンづくり、銀山地区ゾーンは1年先送り）

2/25,3/3.17　第8,9,10回関係者会議

3/23　石見銀山プロジェクト推進本部・本部会（説明）

4/23.27　石見銀山プロジェクト推進本部・幹事会（報告）

- 施設組合せ方式で3つのゾーン分けをしH23年度から5年間の指定管理とする。
- ただし、銀山ゾーン・町並み交流センターはH24年度導入、4年間。

6/22　指定管理者制度導入にかかる関連条例の一部改正

- 大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例
- 大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例
- 大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例
- 大田市公園の設置及び管理に関する条例
- 重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例
- 大田市武家屋敷の設置及び管理に関する条例

6/22.28.30,7/20　検討委員会

7/22～9/14　公募による指定管理者の募集

- 施設を組み合わせ平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を指定期間とする
- 石見銀山世界遺産センター他周辺施設
  - 石見銀山世界遺産センター、石見銀山街道市民ふれあいの森公園、石見銀山大久保間歩、石見銀山本谷ベンチ広場、石見銀山公園・本谷地区の5施設
- 大森町並み関連施設
  - 重要文化財熊谷家住宅、武家屋敷河島家の2施設

8/19　公募説明会および現地説明会。8/20～27　質問受付期間

9/14　公募締切

9/29　申請書類等審査

10/12　第1回選定委員会／書類選考

10/18　第2回選定委員会／プレゼンテーション・ヒアリング

10/25　総合審査

11/29　条例の一部改正に伴う施行規則の一部改正

- 大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則
- 大田市石見銀山大久保間歩の設置及び管理に関する条例施行規則
- 大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則
- 重要文化財熊谷家住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
- 大田市武家屋敷の設置及び管理に関する条例施行規則

12/20　指定管理者の指定にかかる議決、指定管理料の債務負担行為にかかる議決

- 石見銀山世界遺産センター他周辺施設
  - 石見交通株式会社（益田市幸町2番63号）
  - 指定期間　平成23年4月1日～平成28年3月31日、指定管理料（上記5カ年度）212,445千円
- 大森町並み関連施設
  - 家の女たち（大田市大森町ハ63番地）
  - 指定期間　平成23年4月1日～平成28年3月31日、指定管理料（上記5カ年度）101,750千円

**□2011（平成23）年**

3/25　協定書の締結

4/1　指定管理者による管理運営スタート

# Ⅳ. 世界遺産範囲の拡大

石見銀山遺跡とその文化的景観は、2007年の第31回世界遺産委員会で世界遺産一覧表に記載（登録）されました。記載後、遺産のよりよい保護のために、以下の保護措置の拡大が行われました。

①平成19年12月　大森銀山伝統的建造物群保存地区の拡大について国選定告示
②平成20年　3月　石見銀山街道の史跡追加指定告示
③平成21年12月　温泉津伝統的建造物群保存地区の拡大（国選定告示）

これらの保護措置の拡大を受け、平成21年12月10日に開催された文化審議会文化財部会世界遺産特別委員会において、「世界遺産条約履行のための作業指針」第163段落に示されている、世界遺産の「軽微な変更」としてユネスコに資産範囲の拡大が申請される運びとなりました。

翌、平成22年1月18日(月)、外務省において開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議(外務省、文化庁、環境省、林野庁、水産庁、国土交通省）で、「石見銀山遺跡とその文化的景観」の資産範囲の軽微な変更に関する申請書をユネスコへ提出することが決定。ユネスコ世界遺産センターで受理後、審査機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）に送付され、書類審査によってこの「軽微な変更」について「承認」の評価が与えられました。

審査機関の評価を踏まえ、平成22年7月25日～8月3日、ブラジリアで開催された第34回世界遺産委員会において審議の結果承認され、世界遺産の範囲が拡大しました。こうした、世界遺産の範囲拡大（軽微な変更）は、我が国では初めての例となりました。

拡大された範囲の概要は以下のとおりです。

①大森・銀山（重要伝統的建造物群保存地区）大森地区周囲の山林を尾根線で区切る範囲を追加。
（拡大前32.80ha　追加範囲129.90ha　合計面積162.70ha)
（史跡との重複部分があるため、実質追加面積は83.62ha)
②温泉津（重要伝統的建造物群保存地区）　岬状の丘陵地、浜地、海面により形成される内港の範囲を追加。（拡大前：33.70ha　追加範囲2.90ha　合計面積36.60ha)
③石見銀山街道鞆ケ浦道、石見銀山街道温泉津・沖泊道（史跡）　道の形状や路面の状態を物証に基づき旧状に復旧することが可能と判断される範囲を追加。
（拡大前：2.63ha 追加範囲0.25ha　合計面積2.88ha)

この拡大によって、世界遺産の資産範囲は実測面積で約442.40haから529.17haとなりました。
（次ページより、拡大範囲図ならびにICOMOSの評価）

※次ページ以降文章引用元（ユネスコ世界遺産センターHP）
http://whc.unesco.org/archive/2010/whc10-34com-8be.pdf
whc10-34com-inf.8b2.add-e.pdf

## ○世界遺産登録範囲拡大箇所

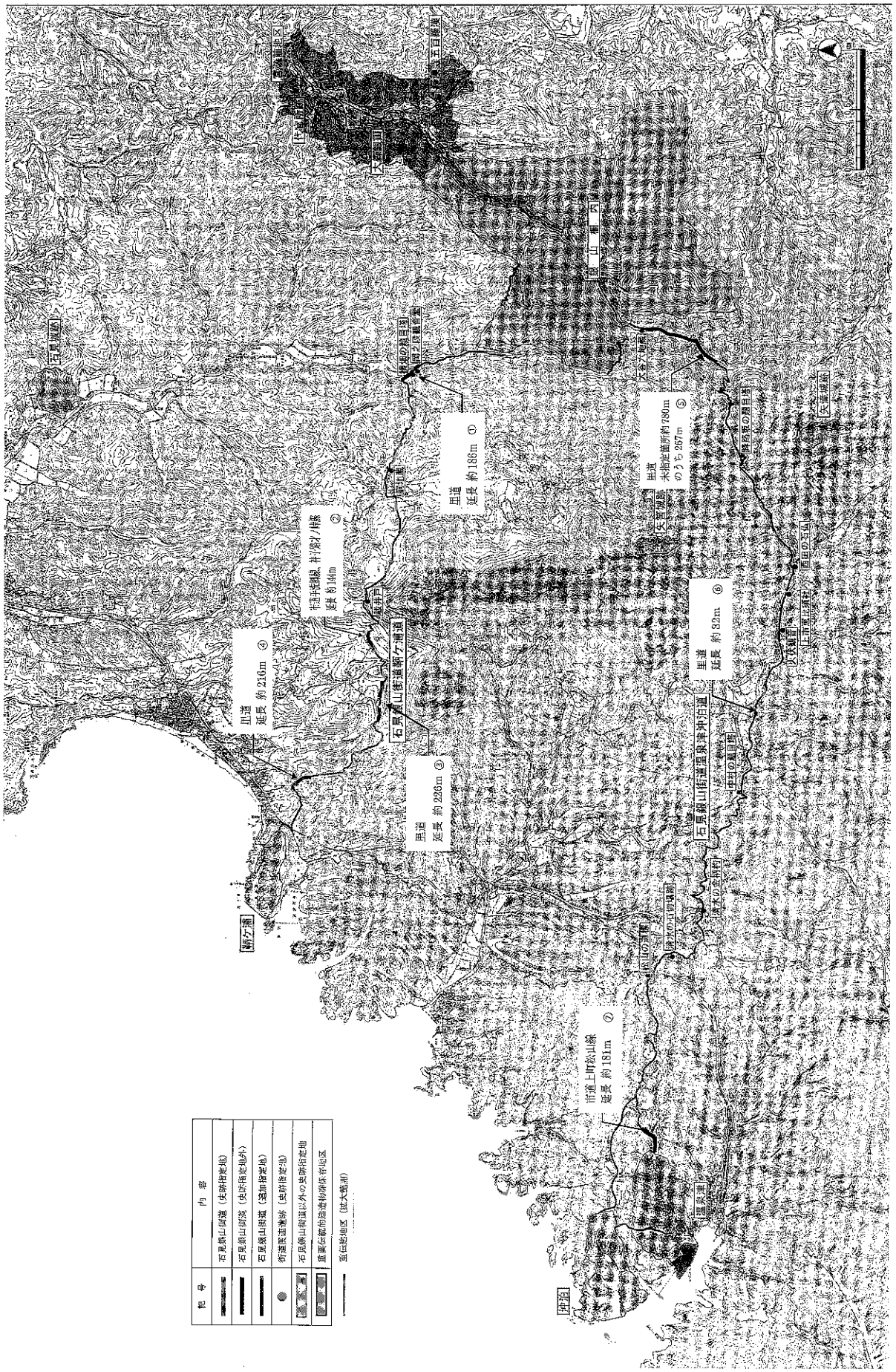

Iwami Ginzan Silver Mine (Japan) No C1246

1. BASIC DATA

State Party: Japan

Name of property:

Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

Location:Shimane Prefecture, Ohda City District

Inscription: 2007

Brief Description:

The Iwami Ginzan Silver Mine in the south-west of Honshu Island is a cluster of mountains, rising to 600 m and interspersed by deep river valleys featuring the archaeological remains of large-scale mines, smelting and refining sites and mining settlements worked between the 16th and 20th centuries. The site also features routes used to transport silver ore to the coast,and port towns from where it was shipped to Korea and China.

The mines contributed substantially to the overall economic development of Japan and south-east Asia in the 16th and 17th centuries, prompting the mass production of silver and gold in Japan. The mining area is now heavily wooded.

Included in the site are fortresses, shrines, parts of Kaidô transport routes to the coast, and three port towns, Tomogaura, Okidomari and Yunotsu, from where the ore was shipped.

Date of ICOMOS' approval of this report: 17 March 2010

2. ISSUES RAISED

Background:

The nominated property is a serial nomination of fourteen sites that demonstrate three aspects of silver mining production and transportation carried out on and near Mount Sennoyama and Mount Yôgaisan between the 16th and 20th centuries.

The property comprises the remains of nine silver mine sites relating to the Iwami Ginzan mine, with archaeological evidence of administration buildings and fortresses; shrines and cemeteries, together with associated settlements, some still partly inhabited (Ômori-Ginzan); two Kaidô transportation routes to the coast with remains of wayside shrines, and three port towns (Tomogaura, Okidomari and Yunotsu) from where the ore was shipped.

The different areas of the inscribed property are joined together and surrounded by the buffer zone.

The area of the inscribed property is 442 ha and the buffer zone area is 3,221ha.

The Advisory Body's evaluation of the property at the time of inscription suggested some modifications that could be made to the property boundaries as follows.

1) The nominated area boundary around the Ômori-Ginzan settlement was tightly drawn around the town area. The distinctively linear town stretching along the valley floor has developed because of the flanking ranges, which are a dominant feature of the town as part of a cultural landscape.
Consideration should be given to including the flanking ranges, to the ridgeline either side, as part of the nominated area.
2) At the harbour at Yunotsu, consideration should be given to including the inner harbour to the high water mark as well as the presumed historic landing area,in the nominated area, as at the other two ports(Okidomari and Tomogaura).
3) The old Kaidô transportation routes continue in use as pedestrian or vehicle routes. Some sections of the routes display apparently early features and materials such as drains and steps; these have a high degree of authenticity and are included in the nominated area.
Sections that were damaged by subsequent works have not been included as nominated areas, although the alignment of the routes is included within the buffer zone.
The routes are dotted with stone stupas, small shrines, small Buddha halls, etc., which were built by people who passed along the route, or by local citizens.

Modification:
Ômori-Ginzan
Re-examination of past archaeological surveys of the flanking mountainsides has enabled identification of remains that have clarified the way the slopes were used and their relationship with the daily life of the residents of the mining towns at the time the silver mine was in operation. The remains include shrines, temples,cemeteries, sites of terraced farmland, and ruins of community roads that connected these sites with the mining towns. There are also stone walls, steps, drainage gutters and stone quarries.
One of the oldest gravestones bears the date 1621.
Historical records indicate that the population of the town increased in the 18th century to well beyond its current built capacity, and this is borne out by the extensive settlement and cemetery remains on the slopes above the town, now covered by forest.
The proposed expansion of the current nominated area of Ômori-Ginzan will encompass these remains and the 31 topography of the town at its peak population by
including the mountainsides as relict landscape around the town.
The ridgelines correspond essentially with the traditional boundaries of Ômori town, which was the extension of the Ginzan settlement, to the north-east.The additional area proposed is 129.9ha, an increase of around 36%.
ICOMOS considers that the proposed enlargement is justified as a minor modification enclosing the hidden part of the settlement and not affecting the Outstanding Universal Value. Although large in area it does not constitute an extension of the property in the sense of paragraph 164 of the Operational Guidelines.
Yunotsu Additional research studies carried out since 2007 have identified the small promontory, beach and inner harbor as the original mooring and landing place at Yunotsu for the Iwami Ginzan mine. The proposed expansion of the current nominated area of Yunotsu will encompass this area,

completing the integrity of Yunotsu as one of the three key ports for export of silver from the mine. The additional area proposed is 2.9ha, an increase of 8.6%.

ICOMOS considers that the proposed enlargement is justified as a minor modification incorporating a key element of the port area and reinforcing the Outstanding Universal Value.

Kaidô transportation routes: Tomogauradô and Yunotsu-Okidomaridô Further research on the Kaidô has identified 4 additional sections on the Tomogauradô route and 3 additional sections of the Yunotsu-Okidomaridô route, which on the basis of their record in 19th century cadastral maps, the physical remains of adjoining sections and/or the existence of the original road surface beneath the current surface, can be restored.

The proposed addition of these sections to the Kaidô nominated area will increase the protected length of the routes from 65.21% of their total length to 73.51%.

The actual area of the proposed increase is 0.25 ha, an increase of 9%.

ICOMOS considers that the proposed enlargement is justified as a minor modification extending the integrity of the property and reinforcing the Outstanding Universal Value.

The whole area of the proposed expanded nominated area is owned by Ôda City and protected by municipal ordinances of Ôda City and the National Law for the Protection of Cultural Properties.

The additions will further endorse the Statement of Outstanding Universal Value for the property as inscribed by the World Heritage Committee's Decision 31COM8B.26.

The proposed total combined increase in the area of the inscribed property is 86.77 (excluding areas of overlap), which is 19.6%.

The buffer zone boundary remains the same, but its area will be reduced by the area that was formerly buffer zone and is now proposed to become nominated area:

86.76ha, which is 2.7% of the former buffer zone area.

The proposal includes a statement of progress on the recommendations regarding management that were included in Decision 31COM8B.26, and Ôda City Preservation Plans for the Ômori-Ginzan and Yunotsu Preservation Districts for Groups of Historic Buildings.

3. ICOMOS RECOMMENDATIONS

Recommendation with respect to inscription

ICOMOS recommends that the proposed minor modification to the boundary of the Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape, Japan, be approved.

Map showing the revised boundaries of the property

Property Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape

Id. N° 1246 bis

State Party Japan

See ICOMOS Evaluation Book Addendum, May 2010, page 30.

Draft Decision: 34 COM 8B.53

The World Heritage Committee,

1. Having examined Documents WHC-10/34.COM/8B and WHC-10/34.COM/INF.8B1.Add,

2. Approves the proposed minor modification to the boundary of the Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape, Japan.

# Ⅴ．総合調査研究業務の概要

## １．考古学的調査研究

### ■発掘調査

今年度の調査は、前年度に引き続いて本谷・安原谷地区、今年度から新たに昆布山谷について、実態解明のための調査を実施しました。また、史跡の現状変更および伝建地区内の工事に伴い工事立会を実施しました。各地区の調査面積は、以下のとおりです。

本谷・安原谷地区　425.5㎡
昆布山谷地区　67.6㎡
伝建地区・市内遺跡　工事立会（72㎡）

１）本谷地区

本谷地区では、前年度までの調査で合計９面に及ぶ遺構面とともに露頭掘りの痕跡、建物跡１棟、墓とみられる基壇状遺構５基などが検出されていました。

今年度は露頭掘りの実態解明をめざして、露頭掘り下部にトレンチを設定、あわせて道跡と建物跡との関連を探りました。その結果、露頭掘りが地表面から掘り下げた約２ｍの深さよりも深部に及んでいること、あるいはその縁辺部に直径約20㎝、深さ30～50㎝の柱穴状の小坑が穿たれている状況が確認されました。

道跡および建物跡と露頭掘りの関連は、明らかに露頭掘りの上に道が構築されており、その道の面に建物跡のある面が伴っていることを確認。性格不明であった建物内部でも部分的に深く掘り下げたところ、製錬遺構が検出されました。検出された遺構の総数は炉跡３基、土坑３基、水溜遺構２基、溝状遺構７条、いわゆるピット５基、道と確認できる遺構面７でした。

出土遺物の総量は、陶磁器がコンテナ２箱、金属製品（製錬関連遺物を含む）コンテナ１箱、石製品コンテナ１箱で、そのうち鉛塊と見られる金属塊および、これまで国内では類例のない筒状石製品が出土しました。

２）安原谷地区

安原谷Ⅱ区では、前年度の調査で課題となった事柄の解明とあわせて17世紀初頭頃の町割りの可能性に着目し、これまでの調査区の掘り下げとともに、新たにトレンチを設定、掘り下げを行ないました。

既設定の調査区内では、「通路状遺構」と建物跡の関係を明らかにし、「道路」を修復して利用した状況が判明しました。また通路状遺構が隣地と明確に区画された状況も把握されました。新たに設定したトレンチでは、流路により失われた痕跡も確認され、岩盤を加工し集水に利用された遺構や、石列を伴う道路遺構と建物跡SB01が同時期に機能した状況が判明し、時期差のある溝状の遺構を２基確認されました。

安原谷Ⅲ区では、調査区上面では流路による攪乱が顕著で整地面を穿った痕跡のため、上面の遺構面は損壊を受けていたものの、16世紀末から17世紀前半にかけての土地を嵩上げが行われた状況が確認されました。さらに、掘り下げた最下面では、流路に影響されない

16 世紀末から 17 世紀初頭頃の遺構が遺存することが確認されました。また、坑口前に設定したトレンチから、その後の整地によって埋め立てられた状況を確認、この坑道の掘削時期が 17 世紀初頭頃に遡りうる可能性が考えられました。
遺物の総量は、陶磁器コンテナ 4 箱、金属製品 ( 製錬関連遺物を含む ) コンテナ 1 箱でした。

3）昆布山谷地区
昆布山谷地区では、合計 7 つのトレンチによる調査を行ないました。
1 トレンチでは明治時代初頭の土留めのための石積み遺構と基壇状盛土、2 トレンチでは、江戸時代末から明治時代初頭の炉跡 1 基が検出されました。
3 トレンチでは、表土直下で礎石列と土間面が検出され、礎石建物を確認。4、6、7 トレンチでは、いずれも赤褐色系のしまりの強い土が広がっていることが判明しました。このうち 7 トレンチでは炭化物を含む黒色層が検出され、5 トレンチでは、上記トレンチと同じく赤褐色系の土の広がりが認められたほか、礎石建物および溝跡が検出されました。
遺物の総量は、陶磁器コンテナ 6 箱、金属製品 ( 製錬関連遺物を含む ) コンテナ 1 箱、石製品コンテナ 1 箱でした。

4）伝建地区・市内遺跡
史跡地内では現状変更の許可条件に基づく工事立会を実施しました。岩根家において浄化槽の設置及び排水溝等の設置に係る立会のほか、三角点設置に伴う工事立会を実施しました。
その他、伝建地区内で災害復旧工事、浄化槽設置 1 件、敷地造成工事 1 件、電柱設置工事 1 件のそれぞれの工事立会を行いました。

**■石造物調査**

石造物調査は石見銀山遺跡の歴史的過程を実態に即してより詳細に明らかにし、鉱山遺跡としての特性を把握することを目的に実施しています。石造物には様々なものがありますが、現在は鉱山の盛衰が直接的に反映されると考えられる墓石を重点的に調査しています。

1）平成 22 年度石造物調査指導会
実施日：平成 22 年 6 月 11 日（金）
場　所：石見銀山世界遺産センター、現地
指導者：田中　義昭氏（島根県文化財保護審議会委員）、
　　池上　悟氏（立正大学教授）、今岡　利江氏（八雲立つ風土記の丘　学芸員）

○概　　要
平成 21 年度の調査成果の確認及び平成 22 年度の調査内容の検討を行いました。平成 22 年度は、大田市温泉津町小浜に所在する浄土宗極楽寺墓地、石見銀山遺跡の仙ノ山山頂近くに所在する石銀地区墓Ⅱ・Ⅳ周辺の墓石の調査を実施することとしました。

2）温泉津地区極楽寺墓地の石造物悉皆調査
実施日：平成 22 年 9 月 1 日（水）～ 3 日（金）
場　所：大田市温泉津町小浜　極楽寺墓地

指導者：田中　義昭氏、池上　悟氏、今岡　利江氏
参加者：立正大学院生、大田市・島根県教育委員会職員

○概　　要

極楽寺境内にある石造物を悉皆調査しました。極楽寺は16世紀後葉の創建と伝えられ、小浜地区の中心的寺院として墓石などの石造物も多数現存しています。ここでの最古の紀年銘は慶長14（1609）年の一石宝篋印塔でした。17世紀代の古層の墓石は少ないものの、18世紀中頃からは墓標の造立が増加し、明治期にピークを迎えることがわかりました。

3）石銀地区墓Ⅱ・Ⅳの悉皆調査

実施日：平成22年9月1日（水）～3日（金）
場　所：石見銀山遺跡石銀地区墓Ⅱ・Ⅳ
指導者：田中　義昭氏、池上　悟氏、今岡　利江氏
参加者：立正大学院生、大田市・島根県教育委員会職員

○概　　要

本谷筋の頂部にある石銀藤田地区と於紅ヶ谷筋の頂部にある石銀千畳敷の両地区の交点に位置する小丘陵上に墓Ⅱは立地しています。墓Ⅱでは3基の基壇があり、そのうち南側の2基には総高190㎝前後の大型組合宝篋印塔が造立されていたことがわかりました。この宝篋印塔基礎には「元和」の年号が記されることから17世紀前半のものと考えられます。石銀地区の中央に位置し、明確な基壇を伴う大型石塔であることから、石銀地区での銀生産などに関わった山師など有力人物の墓塔である可能性が考えられます。
墓Ⅱから鞍部を経た北側丘陵に所在する墓Ⅳには、上段部に石仏が、下段部には銘文や石塔のサイズから子どもの墓とみられる墓石がありました。

4）平成21年度調査報告書作成

悉皆調査した大田市温泉津町極楽寺墓地、仙ノ山石銀地区墓Ⅱ・Ⅳ、平成14年6月に調査を行った温泉津沖泊道周辺の石造物、石見銀山遺跡内の陶製墓標等の調査成果を掲載しました。

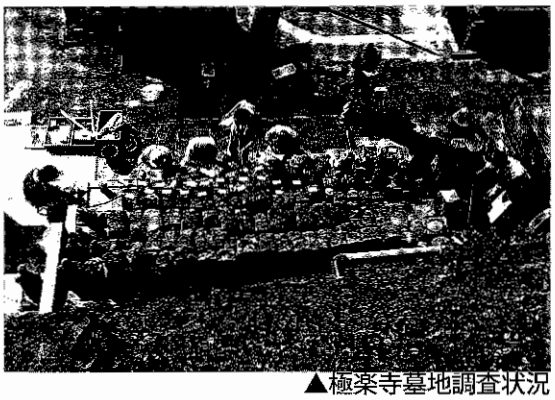
▲極楽寺墓地調査状況

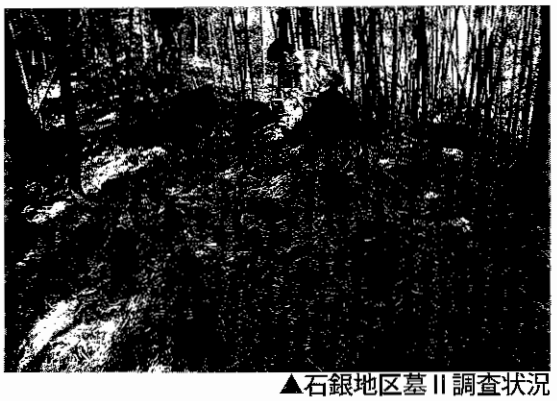
▲石銀地区墓Ⅱ調査状況

**■海底調査**

石見銀山遺跡は鞆ケ浦や沖泊などの海域を、国指定史跡地内に含んでいます。しかし、海底の状況は十分には把握できておらず、わずかな遺物が採集されているのみとなっていました。こうした

ことから、海底の現状を把握し、将来の保護方法について検討材料を得る目的で、平成21年度からNPO法人アジア水中考古学研究所が行う調査に協力する形で海底調査を実施しています。平成22年度は3年計画の2年目でした。

1）温泉津湾周辺の海底調査

実施日：平成22年11月22日（月）～24日（水）

場　所：鞆ケ浦港内・沖泊湾内

主　体：NPO法人アジア水中考古学研究所

参加者：林田　憲三氏（NPOアジア水中考古学研究所）、小川　光彦氏（金沢大学大学院）、手塚　希望氏（金沢大学大学院）、松井　広信氏（金沢大学大学院）、山本　祐司氏（水中カメラマン）、島根県教育委員会：林　健亮・守岡　正司

○概　　要

鞆ケ浦港内及び沖泊湾内の海底を潜水調査しました。鞆ケ浦港内では海底地形を確認したほか、陶磁器数点の存在が確認されましたが、いずれも近代以降と推定されます。また、沖泊でも少量の陶磁器類が確認されました。いずれも国史跡指定地内であるため、遺物の採集は行わず、位置の確認及び写真撮影が行われました。今回は、調査時のコンディションが悪かったこともあり、今後の調査が期待されます。

## 2．歴史・民俗学的調査研究

世界遺産としての顕著な普遍的価値を高めるため、散逸の危機にある地元史料を主対象として文献調査を実施しています。その際、人権・同和問題の解決を見据えた取り組みとするべく、地図・地名、人権・同和問題調査を通じて問題への理解促進と意識の向上をめざしました。調査成果の活用方法については、類例調査を行いつつ引き続き検討しています。

### ■文献調査

石見銀山の歴史と国内外におけるその意義を明らかにするため、石見銀山と石見銀を含む日本銀に関する文献・史料の所在や内容を学術的に調査しています。史料や文献の捜索・閲覧・複写・写真撮影をし、必要に応じて目録作成や解読を行って保存・活用することとしています。

1）文献調査指導会

実施日：平成22年9月21日（火）

場　所：島根県立古代出雲歴史博物館2階会議室（出雲市大社町）

参加者：文献調査員及び島根県教育委員会職員

○概　　要

平成22年度調査の計画と概況について協議し、個別文書の具体的な調査のほか、所在確認調査や調査成果の公開について議論を行いました。調査成果を公開する刊行物については、これまでの調査成果をまとめた古文書目録を制作することとなりました。年度末には鉱山地域の寺社関連文書目録をまとめた『石見銀山関連史料目録Ⅰ』を刊行しています。

2）文献調査研究会

実施日：平成23年3月29日（火）

場　所：スカイホテル大田8階会議室（大田市大田町）

参加者：文献調査員及び島根大学学生、島根県教育委員会職員

○概　　要

世界遺産室中木紗友美嘱託「熊谷家下張り文書調査について」、島根大学法文学部池上昇吾氏「近世における幕領貨幣の歴史的性格」という報告2本について、活発な議論を行いました。また、平成22年度の文献調査実施状況について総括報告を行っています。

3）史料調査

実施日：平成22年5月6日（木）～平成23年3月30日（水）のうち36日間

場　所：各文書所蔵先（大田市大田町ほか）

参加者：文献調査員、島根大学学生、大田市・島根県教育委員会職員

○概　　要

次に挙げた個別文書の写真撮影や目録作成を行いました。

【熊谷家、重田家、杉谷家、藤間家、平田家、本竹下家、山中家】

このうち熊谷家については、新たに建具の下張り文書の整理作業を始めています。また、和鋼博物館では佐渡金銀山関連絵巻を、島根県立図書館では石見銀山関連の中世文書を撮影しています。合わせて、調査全般に関わる論文や書籍といった各種文献の収集にも努めました。

4）石見銀山資料館との共同調査

実施日：平成22年5月11日（火）～8月6日（金）のうち7日間

場　所：林家（邑智郡美郷町）

参加者：文献調査員及び島根県教育委員会職員

○概　　要

石見銀山資料館による林家文書の調査へ参加し、共同で整理・記録作業を行いました。林家文書は近世銀山街道沿いの村役人家に伝来した一大史料群であり、農業以外の生業関連史料を含む数千件を対象に、引き続き目録を作成しました。

**■地図・地名、人権・同和問題調査**

石見銀山遺跡とその周辺は、近世石見国支配の幕府の中心地であり、多くの鉱山労働者の生活がありました。その支配機構は、全国の幕府領に一貫するものと、銀山独自のものがあったようです。銀山の中にも、被差別身分とされる人々の暮らしがありました。彼らは幕府から課せられた警察等の役務を果たし、治安維持のために大きく貢献しました。にも関わらず、当時からの偏見に基づく賤視観は地名などに残されており、明確な根拠を持たない伝承も存在するなど、誤った理解を与えかねない影響を現代にも及ぼしています。

石見銀山に関わる調査研究に際しては、ユネスコの基本理念である「平和と人権尊重」の精神に則り行われるべきであることをふまえ、歴史的事実の解明が人権・同和問題の解決を見据えた取り組みとなるよう、人権・同和問題への理解促進と意識の向上を図る必要があります。そのため、外部有識者による研修会を開催しました。

1）第1回人権研修会

実施日：平成23年3月15日（火）

場　所：石見銀山世界遺産センターオリエンテーション室（大田市大森町）

講　師：中川　喜代子氏（奈良教育大学名誉教授）

○概　　要

講師にお招きした中川先生は、同和教育を含む人権教育・啓発について研究・執筆活動を幅広く展開されています。研修会では、世界人権宣言とユネスコの基本理念を分かりやすく紐解くお話を伺うとともに、社会全体での人権教育の重要性について学ぶことができました。世界遺産石見銀山遺跡に関わる全員が、人権と人権教育の大切さを共通認識すべきであることを再確認する場となりました。

**■教育普及方法等調査**

1）調査内容　先進事例の調査

実施日：平成22年10月16日（土）、17日（日）

場　所：院内児童館（秋田県湯沢市院内）・院内銀山跡

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

石見銀山遺跡の世界遺産としての価値を広く情報発信してゆくためには、体験を含めた教育普及活動や、講座・シンポジウム等の活動が必要です。今年度は、テーマ別調査研究事業にかかり日本鉱業史研究会が主催した「院内銀山現地研究会」へ参加することに合わせて、院内銀山異人館（秋田県湯沢市院内）を視察しました。同館はJR院内駅に併設されており、来訪者に対して院内銀山跡の総合的な案内機能を担っています。同館の展示では手作りのあたたかさを活かした手法が随所に用いられており、鉱山遺跡の魅力を伝えたいという職員の熱意を端々に感じ取ることができました。展示を含む積極的な情報発信や普及啓発が、鉱山遺跡の充分な理解に結び付く好例と考えられ、その良さを再認識しました。

## 3．自然科学的調査研究

従前の科学調査など自然科学的調査を一つの体系に整理発展させ、石見銀山遺跡の実態を解明し、より価値を高める調査を行います。この調査の目的は、鉱山技術の復元、遺跡の保存、環境保護等の解明です。これらの成果は講演会や鉱山技術の体験、現地ガイド、現地公開などで公表します。

**■考古資料分析調査**

1）平成22年度考古資料分析調査指導会

実施日：平成22年10月6日（水）

場　所：石見銀山世界遺産センター

指導者：村上　隆氏（京都国立博物館学芸部保存修理指導室長）

参加者：大田市・島根県教育委員会文化財課職員、島根県埋蔵文化財調査センター職員

○概　　要

平成22年度の調査内容の検討を行いました。平成21年度に続いて、清水谷製錬所跡の出土品の分析を実施することとしました。本谷地区・安原谷地区で出土した遺物については、島根県古代文化センターで蛍光X線分析を実施することとしました。

▲考古資料分析調査指導会状況

2）調査内容：清水谷製錬所跡の出土品分析

○概　　要

出土品の科学分析により石見銀山遺跡の採掘から製錬に至るまでの技術を解明する目的で調査を実施しています。今年度は昨年度に引き続いて清水谷製錬所跡の出土品について、科学分析を実施しました。清水谷製錬所跡は明治20年代後半の短期間操業であったため、当時の技術を解明するには絶好の遺跡です。

島根県内で最古級のレンガについては、島根県産業技術センターにおいて科学分析を実施しました。また、産地同定に必要な各地のレンガや瓦などの製品を分析しました。

るつぼとボタン鉛については、断面詳細観察、EPMAカラーマッピング分析、構成元素の定性・半定量分析等を(株)コベルコ科研に委託して実施しました。

**■生物調査**

内　容：陸棲脊椎動物、昆虫類、植物などの生物調査

対　象：石見銀山遺跡及びその周辺

方　法：財団法人しまね自然と環境財団（島根県立三瓶自然館）に委託し実施

○概　　要

平成20年度から代表的な自然環境を有する地域を対象に生物調査を実施し、年次変化や影響の有無を把握することとしています。平成22年度は銀山川遊歩道、要害山登山道、本谷地区、鞆ケ浦港、沖泊港について年2回（春・秋）の継続的監視・観察を行いました。また、大久保間歩、矢滝城跡、石見城跡において、特定動植物（コウモリ類、洞窟性昆虫類、ギフチョウ、ラン類など）の調査を行い、生息状況の記録を行っています。来訪者の増加などに伴い、生物環境への人為圧は高まっていますが、現在のところ大きな変化はありません。新たに希少動植物の存在が確認されており、継続した情報収集が必要です。

**■資産保全調査**

内　容：石造物の保存対策の指導会

実施日：平成22年5月8日（土）

場　所：石見銀山世界遺産センター、現地

指導者：高妻　洋成氏（独立行政法人奈良文化財研究所保存修復科学研究室長）、
　　脇谷　草一郎氏（同室研究員）、田村　朋子（同室研究員）

参加者：島根県埋蔵文化財調査センター職員、大田市・島根県教育委員会職員

○概　　要

石見銀山遺跡に多く存在する石造物の風化度、崩壊状況などを観察・測定し、対応策を検討

するため、指導会を開催しました。石造物等の保存は、現象の確認、原因の究明、対策の実施という手順で進める必要があり、当面始めるべきは経年変化の観察と、気象条件等のデータ蓄積であるとされました。石材の乾湿の繰り返しによる劣化が大きな原因とみられるため、周辺の温湿度や水分の条件など、石の乾湿に係る環境測定を目視観察と併せて行うことが指摘されました。また、データは単年度ではなく持続的に蓄積しなければ、物件の保存処理後のメンテナンスが行えないので、環境測定の継続的な実施は必要と指摘されました。

▲資産保全調査実施状況

## 4．テーマ別調査研究

平成 20 年度から、「最盛期石見銀山の復元」と「東アジアの鉱山比較」を大きなテーマとして、およそ 3 年周期の共同調査研究を進めています。この研究では、考古学、歴史地理学、地質学、鉱山学などの外部の各種研究者に石見銀山遺跡客員研究員として参加してもらい、年に数回の共同検討会議を開催しながら進めています。

**○石見銀山遺跡客員研究員名簿**

| テーマ | 氏　名 | 所　属 |
|---|---|---|
| 最盛期石見銀山の復元 | 井上　雅仁 | 島根県立三瓶自然館 |
| | 大庭　康時 | 福岡市教育委員会 |
| | 仁木　　宏 | 大阪市立大学大学院文学研究科 |
| | 藤原　雄高 | 石見銀山資料館 |
| | 山村　亜希 | 愛知県立大学文学部日本文化学科 |
| | 和田　美幸 | 松江市教育委員会文化財課 |
| 東アジア鉱山比較研究 | 小関　久乃 | 独立行政法人東京文化財研究所文化遺産国際協力センター（元） |
| | 中西　哲也 | 九州大学総合研究博物館 |
| | 仲野　義文 | 石見銀山資料館 |
| | 中村　唯史 | 島根県立三瓶自然館 |
| | 吉原　道夫 | 佐倉市立臼井南中学校 |

**■最盛期石見銀山遺跡の復元研究**

この事業では、考古・文献・歴史地理・自然科学等各分野の専門的な研究者による調査研究によって、土地・人・物の状況解析を基軸とし、16 世紀から 17 世紀初め頃にかけて最盛期を迎えた石見銀山の景観を復元的に明らかにすることを目標に、展示やイラスト作成なども念頭に置きながら調査研究を行っています。

**■鉱山遺跡比較調査研究**

石見銀山遺跡が世界遺産に登録された際、ユネスコ世界遺産委員会から「石見銀山遺跡及び国内外の他の鉱山遺跡との比較研究の実施」が要請されました。このため、島根県と大田市では東アジ

アの鉱山遺跡の情報収集を行うこととしました。海外鉱山については、中国の情報収集を実施しています。また、国内については、生野銀山を始めとする石見銀山と関係の深い銀鉱山について共同研究を進めています。また、久喜大林鉱山を始めとした県内鉱山についても、江戸時代に石見銀山御料に含まれた鉱山を中心に調査を行っています。

**■事業実施概要**

1）第7回石見銀山遺跡客員共同検討会の開催

①客員共同検討会

実施日：平成22年6月22日（火）

場　所：石見銀山世界遺産センター

参加者：客員研究員、大田市教育委員会・島根県教育委員会職員

○概　　要

「最盛期石見銀山の復元」テーマにかかる3本の報告を行いました。

また、年度末に刊行予定の報告書の内容・執筆分担や平成23年度以降のテーマ別調研究の方向性について議論しました。

・報告事項

1）藤原　雄高「鉱山集落の形成過程について」

2）和田　美幸「最盛期石見銀山の復元にあたって」

3）大庭　康時「博多と石見銀山～港の視点から～」

②客員共同検討会現地調査

調査日：平成22年6月22日（木）

場　所：田儀櫻井家たたら製鉄遺跡（出雲市多伎町）

○概　　要

田儀櫻井家たたら製鉄遺跡は、本宅跡・山内集落・墓地・金屋子神社や菩提寺、たたらや大鍛冶場など生産から支配・居住・信仰に関わる種々の遺構が一体的に保存されています。遺跡は、石見銀山の最盛期より新しい近世後半以降を中心とした時期ですが、中近世の都市的な景観を考える上での参考として視察を行いました。

2）第8回石見銀山遺跡客員共同検討会の開催

①客員共同検討会現地調査

調査日：平成22年10月8日（金）

場　所：鰐淵寺境内（出雲市別所町）

鰐淵寺は14世紀頃から拡大した出雲有数の山岳寺院で、出雲大社との関連もあり中世後半には出雲第一の伽藍と呼ばれるほどの規模となりました。また、出雲市では僧房群の発掘調査を始めていることから、最盛期石見銀山の復元研究を進める上で参考になることから現地を視察し、出雲市の担当者から出土品についての説明を受けました。

②客員共同検討会

実施日：平成22年10月8日（金）

場　所：石見銀山世界遺産センター

参加者：客員研究員、大田市教育委員会・島根県教育委員会職員

○概　　要

年度末刊行を計画している報告書の内容について意見交換を行いました。また、関連資料の収集・整理状況等について協議しました。

・報告事項

守岡正司「出土陶磁器と地区の変遷」

これまでに石見銀山で行われた発掘調査データを使用し、陶磁器の所時期から各地区毎の変遷の検討について中間報告がありました。

3）第1回石見銀山遺跡拡大客員共同検討会の開催

○客員共同検討会

実施日：平成23年3月25日（金）

場　所：石見銀山世界遺産センター（大田市大森町）

参加者：テーマ別調査研究客員研究員・石造物調査員・文献調査員・発掘調査指導者・大田市教育委員会・島根県教育委員会職員

○概　　要

テーマ別調査研究の他、発掘調査を始めとする各調査研究の進捗状況や方向性に関する情報を共有し、各調査研究の進展を促すための情報交換会を実施しました。この検討会では、3年目を迎え、一旦終了するテーマ別調査研究の次年度以降の計画について、今次調査研究のまとめが十分でないとして、県事務局から2期6年間程度継続する提案を行いました。

1．調査研究の報告

1）野島　智実「近年の発掘調査における目的と方向性」

2）目次　謙一「平成22年度の文献調査について」

3）今岡　利江「平成22年度の調査結果と福光石の分布について」

2．テーマ別調査研究

1）仲野　義文「近世石見銀山における鉱山技術の特質についての基礎的研究～灰吹法を中心として～」

4）東アジアの鉱山比較研究に伴う調査

①久喜・大林銀山（邑南町）の調査

実施日：平成22年4月21日（水）、7月15日（木）、平成23年3月28日（月）

場　所：久喜・大林銀山現地（邑智郡邑南町）

指導者：吉川　正氏（邑南町文化財保護審議会副会長）

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

江戸時代に銀山御料に含まれていた久喜大林鉱山の情報収集を行いました。7月15日の調査では久喜・大林鉱山で使用された鉱山道具の調査を行いました。また、3月28日の調査では今まで殆ど未調査だった床屋間歩群を踏査し、6世紀代に遡る土器などを採取しました。

②笹ヶ谷鉱山（津和野町）の調査

実施日：平成22年5月25日（火）

場　所：笹ヶ谷鉱山現地（鹿足郡津和野町）

参加者：中西　哲也氏・中村　唯史氏・藤原　雄高氏・島根県教育委員会職員・津和野町職員

○概　　要

笹ヶ谷鉱山の坑道に詳しい津和野町職員の案内によって江戸時代に銀山御料に含まれていた笹ヶ谷鉱山の坑道内の現地踏査を行いました。

③生野銀山（兵庫県朝来市）の調査

実施日：平成22年6月14日（月）～15日（火）

場　所：生野銀山現地（兵庫県朝来市）

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

石見銀山から灰吹き法などの技術が伝播したと伝えられる生野銀山を視察しました。また、朝来市教育委員会と調査成果の公表方法などについて意見交換を行いました。

④中国鉱山の情報収集

実施日：平成22年8月16日（月）

場　所：石見銀山世界遺産センター

参加者：吉原　道夫氏・島根県関係職員

○概　　要

中国鉱山に詳しい吉原道夫氏から最新状況の情報を入手しました。

⑤院内鉱山（秋田県）の現地調査

実施日：平成22年10月14日（木）～15日（金）

参加者：島根県教育委員会：守岡　正司・目次　謙一

○概　　要

日本鉱業史研究会「院内銀山の鉱業技術を探る」に参加し、明治期製錬所跡、五坑などを視察しました。

⑥長登銅山の調査

実施日：平成22年11月16日（火）～17日（水）

場　所：山口県美東町長登銅山跡

参加者：仲野　義文氏・藤原　雄高氏・島根県教育委員会職員

○概　　要

石見銀山遺跡の出土品と比較するため、大内氏関係遺跡や長登銅山跡で出土した金属生産関連遺物を実見しました。長登銅山跡での近代製錬所跡のカラミ（金属滓）などの形態は久喜大林銀山採集品に似ている事などが判りました。

5）最盛期石見銀山の復元に伴う調査

①吉川氏城館跡遺跡群の調査

実施日：平成22年6月2日（水）

場　所：吉川氏城館跡・万徳院跡・戦国の庭歴史館現地（広島県北広島町）

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

最盛期石見銀山の復元研究に関連し、16世紀後半に石見地域を支配した毛利氏の一族である吉川元春の館跡を始め、整備された関連遺跡群を視察しました。遺跡では、館跡の台所や寺院付属の庭園跡が復元整備され、16世紀後半代の様子を視覚的に理解できる工夫がなさ

れています。

②博多研究会「中世後期の東アジアと博多」参加

実施日：平成22年11月13日（土）～14日（日）

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

最盛期石見銀山の時期に近い港湾都市博多の出土陶磁器を一同に見られる機会に、特に貿易陶磁器に関する情報を収集しました。

③上下代官所跡と上下の町並み調査

実施日：平成22年11月18日（木）

参加者：仲野　義文氏・藤原　雄高氏・島根県教育委員会職員

○概　　要

府中市上下町に保存されている代官所関係の文書の調査を行うと共に、上下の町並みや代官所跡の様子などを調査しました。

④港湾・街道の現地調査

実施日：平成22年11月23日（火）～24日（水）

場　所：現地（大田市仁摩町～大国町～大森町）

指導者：大庭　康時氏（福岡市教育委員会）

参加者：島根県教育委員会：林　健亮・目次　謙一

○概　　要

「最盛期石見銀山の復元研究」に伴い、16世紀末に細川幽斎が使ったと考えられる港湾・街道の現地踏査を行いました。平行する鞆ケ浦道に比べ、起伏が少なく比較的歩きやすい道であったことを確認しました。

⑤銀山町の調査指導

実施日：平成22年12月13日（月）

場　所：石見銀山世界遺産センター

参加者：山村　亜希氏・島根県教育委員会職員

○概　　要

歴史地理学の立場から最盛期の銀山町の復元研究について途中経過の報告を受けました。

⑥百済たたら跡の現地確認調査

実施日：平成22年12月24日（金）

場　所：大田市鳥井町百済たたら跡

参加者：島根県教育委員会職員

○概　　要

久手地区にある百済たたら跡は海浜部に位置し、水運によって砂鉄などの材料を供給したたたらと考えられていますが、十分な調査は行われていません。地元の方にご案内いただいて現地調査を行い、良好に残された石垣などを確認しました。

⑦全国城跡等石垣整備調査研究会への参加

実施日：平成23年1月27日（木）～28日（金）

場　所：鳥取文化会館（鳥取県鳥取市）

○概　　要

石見銀山遺跡では清水谷製錬所跡など、一部では劣化の進んだ石垣が見られます。この研究会では、国内で行われた石垣の修理や調査の歴史について報告がありました。

# Ⅵ. 遺跡の保全・管理業務の概要

## 1．資産の経過観察（モニタリング）

世界遺産の構成資産について、定期的かつ体系的な経過観察（モニタリング）を実施しています。「世界遺産条約の履行のための作業指針」に基づき、情報収集及び記録作成を毎年行い、蓄積した成果について６年毎に保存状況の評価としてまとめ、ユネスコ世界遺産センターを通じて世界遺産委員会へ提出することになっています。平成 22 年度以降は様式が変更され、島根県及び大田市はセクションⅡ（特定の世界遺産物件の保全状態）を報告することになっています。

**○定期報告『保全状態の測定にかかる指標』（抄）**

| 調査区分 | 項 | 対象 | 日 | 具体的記載内容 |
|---|---|---|---|---|
| 管理体制 | a）保存管理の組織体制 | 資産 | 省略 | 推薦書記載事項に変更なし |
| | b）防火管理体制 | 登録資産 | 省略 | 同上 |
| | c）ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ体制 | 資産・ﾊﾞｯﾌｧ | 省略 | 同上 |
| 資産の管理状況 | a）保存状況 | 資産 | 環境問題における影響 | 銀山柵内における動植物調査を島根県立三瓶自然館に委託して実施。特に公開施設である大久保間歩内のｺｳﾓﾘの生態調査を継続して実施している。 |
| | | | 自然災害における影響 | H19.12.25 以後にも要害山山麓で落石が断続的に発生しており、その対策工事を継続して実施中である。 |
| | | | 観光による影響 | ５月連休、８月中旬など世界遺産ｾﾝﾀｰ駐車場に入れない車が県道に縦列となり、周辺で一時渋滞が発生した。その他、大きな問題は発生していない。 |
| | | | その他（経年劣化毀損等） | 石造物の経年劣化状況の確認を行なう |
| | b）現状変更及び保存に影響を及ぼす行為 | 資産 | 保護法第 80 条許可事例 | |
| | | | 重伝建地区保存条例第６条許可事項 | 【大森銀山地区】25 件【温泉津地区】８件 |
| | c）修理・整備記録 | 資産 | 市事業 | 【史跡】清水谷地区整備活用事業など６件 |
| | | | 民間（補助）事業 | 【史跡】西本寺保存修理事業１件<br>【重伝建・大森銀山地区】<br>修理５件、修景１件<br>【重伝建・温泉津地区】<br>修理３件、修景０件 |
| | d) 防災施設の整備・修理等 | 資産 | | 該当なし |
| | e）防災施設点検結果 | 資産 | | 【史跡】<br>代官所跡・表門門長屋火災報知器→異常なし<br>【重伝建・大森銀山地区】<br>防災施設［貯水槽・消火栓等］→異常なし |
| | f）環境保全 | 資産 | 維持管理・整備内容 | 銀山柵内の本谷地区を中心にﾊﾟﾄﾛｰﾙを実施 |
| | | 必要施設 | 同上 | |
| 緩衝地帯の保存管理状況 | a）保存状況 | ﾊﾞｯﾌｧ | 環境問題における影響 | 生物環境調査の実施状況（サヒメル委託） |
| | | | 自然災害における影響 | 落石・水害などの事例（日時・場所・規模・対応） |
| | | | 観光による影響 | 交通関係・ｺﾞﾐ問題等 |
| | | | その他（人的影響等） | 具体例記載 |
| | b）現状変更等 | ﾊﾞｯﾌｧ | 公共事業 | 協議→行為実施（H22.4.1～H23.3.31） ５件 |
| | | | 民間事業 | 許可申請→行為実施（H22.4.1～H23.3.31） ５件 |
| 保存技術の保存と継承 | a）現地開催の研修 | 資産 | | 該当なし |
| | b）文化財保護法による選定保存技術の選定 | 資産 | | 該当なし |
| 観光 | a）訪問者数 | 市内 | 入り込み客数 | 合計 1,561 千人（石見銀山 560 千人） |
| | | | 外国人客数 | 4,171 人（宿泊客数） |
| | b）観光関連産業 | 市内 | 宿泊施設数 | 【大田】7【温泉津】17【三瓶】6<br>【大森】1【波根】 5【仁摩】8 |
| | | | 宿泊客数 | 【大田】 36,447 人 【温泉津】29,944 人<br>【三瓶】107,651 人 【大森】 773 人<br>【波根】 3,108 人 【仁摩】 704 人<br>【合計】178,587 人 |
| | | | 小売業 | 店数、販売額 省略 |
| | | | 飲食業 | 事業所数 |
| | c）観光関連施設 | ﾊﾞｯﾌｧ内 | 利用者数・料金・時間 | 省略 |
| | | ﾊﾞｯﾌｧ外 | 利用者数・料金・時間 | 〃 |
| | d）観光情報の提供 | 市内 | 案内所・観光地図 | 〃 |

## 2．遺跡の管理

### ■遺跡管理体制

石見銀山世界遺産センターでは、遺跡の維持保全のために、平成21年度より専任の遺跡管理人1名（大田市職員）を配置し、石見銀山での遺跡パトロール体制を構築しています。

遺跡管理人の業務としては定期的巡視のほか、遺産内における小範囲の除草、小修繕、簡易サイン敷設等の維持保全活動も行なっています。

センターではそのほかにも、石見銀山遺跡地内での清掃活動の企画や、各種団体の清掃活動実施時の場所選定、消耗品（混合油等）の供与、実施内容の広報など、遺跡管理のためのボランティア活動の支援を行っています。

### ■第11回クリーン銀山

世界遺産センター主催として、世界遺産登録記念にあわせて第11回の「クリーン銀山」を実施しました。

当日はあいにくの天候不良により小規模な活動となりましたが、夏を迎えるこの時期に来訪者が快適な散策を行えるよう、官民協働の清掃活動として継続的に取り組んでいます。

日　時：平成22年7月4日（日）8：30～10：00
場　所：銀山公園奥遊歩道、新切間歩周辺市道など
参加者：21人

### ■石見銀山遺跡ボランティア活動実績（平成22年度）

石見銀山遺跡地内では、多くの団体が清掃等のボランティア活動に取り組んでいます。世界遺産センターが活動について協力を行なった団体は、下記のとおりです。

| 月 | 日 | 企業名 | 場所 |
|---|---|---|---|
| 5 | 25 | 島根中央マルヰ株式会社 | 豊栄神社、大安寺、下河原吹屋跡 |
| | 29 | 大田市管工事業協同組合 | 仙ノ山線入口 |
| | 30 | 石見銀山ガイドの会 | 妙像寺跡 |
| 6 | 11 | ジャスコ大田店 | 銀山川（公園～清水寺方面） |
| | 12 | 島根中央信用金庫 | 銀山公園 |
| | 13 | 大友会（だいゆうかい） | 宗岡佐渡墓参道 竹切り |
| | 20 | 石見銀山ガイドの会 | 妙像寺跡（続き、竹木刈など） |
| | 22 | 島根県職員退職者会 | 龍源寺間歩周辺 |
| 7 | 17 | 東幸建設株式会社 | 清水谷製錬所跡草刈り |
| 9 | 16 | NPO法人緑と水の連絡会議 | 石銀地区竹木伐採 |
| 11 | 13<br>14 | NPO法人緑と水の連絡会議 | 石銀地区竹木伐採、チップ化 |
| | 17 | 株式会社中電工 | 下河原吹屋跡 |
| | 20 | 石見銀山ガイドの会 | 龍源寺間歩方面遊歩道 |
| 2 | 7 | 株式会社堀工務店 | 路肩清掃（遊歩道周辺） |
| 3 | 19 | 石見銀山ガイドの会 | 龍源寺間歩方面遊歩道 |

# Ⅶ. 教育・普及業務の概要

## 1．公開講座の開催

世界遺産センターでは、世界遺産・石見銀山遺跡について、より広く深い関心を持っていただくことを目的に、さまざまな講座を行っています。県内外の、石見銀山遺跡に関する研究者や、関係者を世界遺産センターに招く形での講演を実施しています。

平成22年度は、計4回の公開講座を開催しましたが、今後も計画的に、様々な分野の内容となるよう計画していきます。

1）第7回「鉱山を歩く」

実施日：平成22年6月13日（日） 10：00～11：30

参加者：33名

講　師：中村　唯史氏（三瓶自然観サヒメル　企画グループリーダー）

○概　　要

石見銀山の周辺にある鉱山には、石見銀山より古くから稼業しているものや、石見銀山と関連して採掘されたもの、石見銀山の存在が影響を与えた鉱山があります。

非鉄鉱山として石見最古の鉱山である都茂鉱山（益田市）や奈良の大仏に銅が使われたという長登銅山（山口県美祢市）などの古い鉱山。

銅を製錬する際の副産物である亜ヒ酸も生産した笹ケ谷鉱山（津和野町）や、石見銀山で使う鉛がとられた五十猛の鉛山（大田市）や、技術交流があった生野銀山（兵庫県朝来市）など石見銀山と関係する鉱山などについて、現地の写真などを交えつつ、各鉱山の特徴を解説していただきました。

2）第8回「石見銀山と博多商人神屋寿禎」

実施日：平成22年9月5日（日） 10：00～11：30

参加者：44名

講　師：佐伯　弘次氏（九州大学教授）

○概　　要

この回では中世博多商人の交易の歴史などについて研究されている、九州大学の佐伯弘次教授にご講演いただきました。

石見銀山を「発見」した人物として有名な神屋寿禎ですが、彼について書かれた同時代の史料は少なく、その生涯には多くの謎が残されています。

今回、佐伯教授には、現存する史料から判明した寿禎の博多商人としての活躍や、寿禎を始めとした神屋一族の事績について、ご紹介いただきました。

3）第9回「中世益田地域と石見銀山」

実施日：平成22年12月5日（日） 10：00～11：30

参加者：42名

講　師：村上　勇氏（財団法人奥田元宋・小由女美術館館長）

○概　　要

村上氏は益田市の出身で、益田市の文化財保護審議会会長も務めておられます。

今回は、大森町佐毘売山神社の神様が益田から遷された、ということの背景を説明していただき、当時の人々の姿をいきいきと想像させるものでした。

講座の中では、益田地域での最新の発掘成果や大森・温泉津について書かれている文献史料、そして最近発見された益田市の都茂丸山鉱山の絵図から、石見国の歴史を学んでいく上での各地の鉱山の存在感の大きさや交易と人の動きについてお話がありました。

村上氏からは、石見銀山にはたくさんの地域とのつながりがあるので、それぞれの地域の人がお互いにわかりあい、銀山をもっと身近に考えてみましょうというメッセージがありました。

4）第10回「石見銀山調査研究最前線！」

実施日：平成23年3月13日（日）　13：00～17：00

参加者：62名

講　師：藤原　雄高氏（石見銀山資料館学芸員）

○概　　要

年度最後の公開講座として、恒例の『石見銀山調査研究最前線！』と題し、基調講演とあわせ、平成22年度の調査研究成果の報告会の二部構成としました。

第一部は、石見銀山資料館の藤原雄高氏による『石見銀山と大久保長安』と題した講演です。大久保長安は、鉱山関係の奉行として徳川幕府の鉱山支配の基礎を築いた、石見銀山最盛期の立役者の一人で、石見銀山の初代奉行ともなった人物です。

講演では、各地に残された文書史料を元に、長安が築いた鉱山支配の実態などが解説されました。遠方から各地の鉱山へ細部まで的確な指示を出す、優れた官僚としての側面のほか、部下の心労をいたわる言及もあるなど、細やかな気遣いを見せた一面なども紹介されました。

第二部の調査報告では、大田市が実施した昆布山谷地区、石銀地区、本谷地区の発掘調査についてその成果を報告しました。また、研究報告としては、『石見銀山最盛期』と題し、島根県が主体で実施する文献調査や石造物調査の成果のほか、現在進めている各地の鉱山比較研究として、佐渡と生野（兵庫県朝来市）の銀山との比較研究成果を紹介しました。

佐渡や生野は、戦国時代から昭和に至る長期に亘り稼業を続けていたことから、近代の建築物などが多い「近代産業遺産」としての性質が強くあり、江戸期の遺構を中心とする石見銀山とは性質の違いがあることなどが解説されました。

## 2．夜学の開催

世界遺産センターでは、平成21年度から夜間帯に行なうミニ講演会「夜学」を定期的におこなっています。この夜学は、石見銀山に関わっている大田市・島根県の職員などが石見銀山遺跡について解説を行うものです。今年度は7回、平成21年度から通算19回の開催を行いました。

※各回ともに館内で実施、開催時間：19:30～（冬季19:00~）

1）第12回「石見銀山の『文化的景観』とは」

実施日：平成22年4月26日（月）

参加者：40名
講　師：中田　健一（大田市教育部石見銀山課）
○概　　要
「わかりにくい」という声のある石見銀山遺跡の、“文化的景観とは何か”について、海外の世界遺産の例を挙げて解説しました。

2）第13回「温泉津の町並み」
実施日：平成22年5月31日（月）
参加者：36名
講　師：大門　克典（大田市教育部石見銀山課）
○概　　要
温泉津の歴史的背景や、住民の方の協力を得ながら進めている歴史的建造物の保存修理などの実例をあげて、伝建地区である温泉津地区について解説しました。

3）第14回「町並みの変遷と特徴」
実施日：平成22年7月26日（月）
参加者：32名
講　師：渡部　孝幸（大田市教育部石見銀山課　嘱託職員）
○概　　要
大森の歴史的な町並み（重要伝統的建造物群）の変遷とその特徴について、保存修理の過程であらわれてくるさまざまな痕跡調査（部材の取替痕や当り痕、墨書や棟札などの文字資料）や聞きとり調査、古写真との照合、類例との比較研究など実例をあげて解説しました。

4）第15回「石見銀山 世界遺産への道　～ささえた人々～」
実施日：平成22年8月30日（月）
参加者：32名
講　師：和上　豊子（石見銀山ガイドの会　会長）
○概　　要
石見銀山の先駆的な研究を行なった故・山根俊久氏の人物像や研究を解説し、山根氏の教えを受けた生徒や地元住民、研究者などが、遺跡の保全活動や調査研究を継承していることを紹介しました。

5）第16回「石見銀山の楽しみ方　～調査と修理の現場から～」
実施日：平成22年10月25日（月）
参加者：14名
講　師：西村　崇司（大田市教育部石見銀山課）
○概　　要
佐毘売山神社の保存修復の実例などから歴史的背景などを解説し、石見銀山遺跡を見学するときの“楽しみ方”を紹介しました。

6）第 17 回「石銀地区について」

実施日：平成 22 年 11 月 29 日（月）

参加者：20 名

講　師：青木　俊介（大田市教育部石見銀山課）

○概　　要

仙ノ山山頂付近にある石銀地区について、過去の発掘調査成果を踏まえつつ、今年度の調査の経過や得られつつある知見について報告しました。

7）第 18 回「銀と石見銀山の最盛期」

実施日：平成 23 年 1 月 31 日（月）

参加者：22 名

講　師：目次　謙一（島根県教育庁文化財課世界遺産室）

○概　　要

16 世紀中頃～後半における国内銀流通の始まりや、銀使用の一般化について、主に西日本の例を中心とする研究成果を紹介しました。

8）第 19 回「金瓜石　～台湾の近代金銅山～」

実施日：平成 23 年 2 月 28 日（月）

参加者：23 名

講　師：林　健亮（島根県教育庁文化財課世界遺産室）

○概　　要

台湾の金瓜石鉱山は、藤田組 ( 現在の DOWA ホールディングス㈱）が清水谷製錬所の建設が始める 1894（明治 27）年に発見されました。金瓜石鉱山の近隣には、その藤田組が採掘権を所持していた瑞芳鉱山もあることから、明治時代における台湾の鉱山と石見銀山の近代化について紹介しました。

## 3．体験学習イベントの開催

**■石見銀山・タケノコ掘り大作戦**

実施日：平成 22 年 4 月 29 日（木・祝）8:00 ～ 11:00

参加者：40 名

○概　　要

5 月に差し掛かる大森町銀山地区内で、竹林管理の一環として実施したイベントです。

今年は当地周辺のモウソウチクのタケノコはほとんど生えておらず、天候不順などの影響や「裏年」とも言われましたが、一人２本以上と、多数のタケノコを採ることができました。

タケノコ掘り体験の後のワークショップでは、竹林保全の活動をされている「大国竹取物語」の門崎匡さんから、モウソウチク、ハチク（ハジク）、真竹など竹の種類や見分け方、切った成竹を破砕し「竹チップ」をつくる実演やチップの利活用方法、また、「テングス病」や「竹林景観の保全」について説明や質疑応答をしました。

今回、遠くは広島県や浜田市・松江市からの参加、３歳から７０歳代までの幅広い年代層の参加がありました。今後も、世界遺産センターを中心に、世界遺産・石見銀山の遺跡と竹林景観の保全活動のすそ野を広げることとしています。

**■夏休み☆石見銀山プロジェクト**

世界遺産センターとしては初めて、子どもを対象とした体験学習イベントを実施しました。イベントはお盆を外した夏休みの金曜日に、全４回おこないました。

イベントで作った出土品の記録やうちわの絵柄、地図などは、世界遺産センターでも展示させてもらいました。また、参加した子どもには毎回「認定証」を渡しました。

※各回定員 10 名、参加費 200 円

１）「これな～に？」

実施日：平成 22 年 7 月 23 日（金）
場　所：石見銀山世界遺産センター（体験学習室）
参加者：6 名
内　容：発掘出土品の洗浄や整理、記録の体験

２）「めざせ！むかし絵デザイナー」

実施日：平成 22 年 7 月 30 日（金）
場　所:石見銀山世界遺産センター（多目的室）
参加者：8 名
内　容：陶磁器や着物の絵柄を模写して、
　　オリジナルのうちわを作成

▲実施状況（第１回）

３）「(「化」＋「貝」）×石見銀山＝？？」

実施日：平成 22 年 8 月 6 日（金）
場　所：石見銀山世界遺産センター（展示室ほか）
参加者：5 名
内　容：答えは「銀貨」。銭の拓本とり、天秤を使用したクイズ

４）「大森『！！』発見隊！」

実施日：平成 22 年 8 月 20 日（金）
場　所：町並み交流センター、大森町地内
参加者：5 名
内　容：与えられた“ミッション”を解きながら町並みを探検。自分たちで発見したものの写真を使ってオリジナルの地図を作成

**■第２回仙ノ山ウォーク～清水谷見学道**

石見銀山遺跡がユネスコ世界文化遺産に登録されて、まもなく３年を迎える時期に開催したものです。大田市では文化庁と島根県の指導を受けながら、史跡の整備活用事業として見学道の整備や坑道の安全対策工事を計画的に行ってきました。
平成 20・21 年度には、仙ノ山（せんのやま）一帯の遺跡群を結ぶ見学道や遊歩道・あずまやなどの整備を実施し、谷筋を中心としたおもな遺跡の見学ができるようになりました。

実施日：平成 22 年 4 月 24 日（土）8:30 ～ 12:20
参加者：60 名

○概　　要

久しぶりの晴れ間がのぞいたこの日の早朝、市内外はじめ広島県から募集された方も含め、1 班 15 名、計 4 班のパーティーをつくり、事前学習後、説明とサポート役に県市専門職員と共に出発。これらの遊歩道や見学道を歩きながら、仙ノ山地内の清水谷地区を中心に職員の解説を交え見学しました。

▲仙ノ山ウォーク

**■古文書講座「こもんじょ」を読んでみよう**

平成 21 年度に企画し、2 回開催した石見銀山に関する古文書を読み解く講座を、平成 22 年度は初級と中級にコースを分けて、毎月実施しました。

実施日：毎月第２木曜日、全 12 回
参加者：初級コース 52 名
　　中級コース９名
講　師：初級コース　目次　謙一（島根県教育庁文化財課世界遺産室）
　　中級コース　中木　紗友美（島根県教育庁文化財課世界遺産室）

○概　　要

初級コースは、古文書の概論とふれ合う楽しさを学び、「銀山旧記」の冒頭部分や銀山関連の中世文書を題材として、講義形式で実施しました。
中級コースは、銀山に関する近世文書から様々な題材をとりあげ、演習形式で実践的に読み下すとともに、その文書の歴史的背景や経緯も解説しました。

▲「こもんじょ」を読んでみよう　中級コース

**■発掘調査現地見学会**

発掘調査現地説明会は、本谷地区、安原谷地区の調査成果を公開する目的で開催しました。当初7月3日(土)実施予定でしたが雨天のため中止とし、7月17日(土)に変更して開催しました。

実施日：平成22年7月17日（土）
場　所：本谷地区、安原谷地区（仙ノ山地内）
参加者：15名

○概　　要

石見銀山のなかで最も盛んに採掘が行われた本谷地区では、調査で確認された、柱穴状に掘り込まれた穴列や、坑内からの廃棄物を敷くなどして、道が何回もかさ上げされた状況等を紹介しました。また、古い遺構を確認するため部分的に深く掘りさげ、16世紀後半の銀製錬炉や、鉱石を砕く「かなめ石」が発見された部分も公開しました。

▲本谷地区現地説明会の様子

また、陶磁器を始め、鉛と見られる金属塊、銀精錬方法の「灰吹き」に用いられた可能性のある鉄鍋、その他、鉄製の用具などの遺物について解説を行いました。

安原谷では、流路で地形が失われた状況や、その周辺の景観について解説。参加者からは熱心に質問がありました。

## 4．教育普及活動への対応

**■学校教育活動の受け入れ**

石見銀山遺跡では、市内の小中学校を始めとして多数の学校が来訪し現地学習を行っています。こうした学校教育活動に関して、センターでは様々な学習の支援や提供を行っています。

1）学習支援（無料）
- 有料展示室観覧料免除
- 児童向け映像等の放映
- 展示室内の解説、調べ学習の支援
- 学習計画、行程作成に関する支援

▲学習支援の様子（展示室解説）

2）体験学習（学校側実費負担）
- 砕鉱作業（こなし体験）　無料
- 選鉱作業（ゆり盆体験）　250円/人
- 灰吹実演（銀鉛合金による灰吹実演）　500円/回
- 低融点合金作成（丁銀作り体験）　1,000円/人

※学校来訪時における各種申請等の手続きに関しては、石見銀山世界遺産センターのHPで説明をしています。

○来訪校（H22 年度実績）　来訪者数 1,373 人、体験学習参加者 131 人

| 月 | 日 | 学校名 | 人数 | 場所 |
|---|---|---|---|---|
| 4 | 28 | 松徳学院中学校 | 85 | 松江市 |
| 5 | 22 | 県立農業大学校 | 20 | 大田市 |
| | 26 | 県立邇摩高校 | 14 | 大田市 |
| | 29 | 山口県立大学校 | 26 | 山口県山口市 |
| | 31 | 邑南町立瑞穂中学校 | 44 | 邑南町 |
| 6 | 4 | 五十猛小学校 | 18 | 大田市 |
| 7 | 1 | 志学・北三瓶・池田小学校 | 34 | 大田市 |
| | | 仁摩中学校 | 38 | 大田市 |
| | 12 | 智辯学園中学校 | 352 | 奈良県五條市・和歌山県和歌山市 |
| | 29 | 金光学園中学高等学校 | 25 | 岡山県浅口市 |
| 8 | 12 | 県立邇摩高校 | 12 | 大田市 |
| | 24 | 燕市立小池中学校 | 21 | 新潟県燕市 |
| | 27 | 武庫川女子大付属中学校 | 33 | 兵庫県西宮市 |
| 9 | 17 | 邑南町立川本西小学校 | 15 | 邑南町 |
| | | 松江市立第四中学校 | 238 | 松江市 |
| | | 邑南町立石見中学校 | 38 | 邑南町 |
| | 24 | 浜田市立第四中学校 | 22 | 浜田市 |
| | | 大森小学校 | 17 | 大田市 |
| | 29 | 出雲養護学校　邇摩分教室 | 14 | 大田市 |
| | 30 | 第三中学校 | 21 | 大田市 |
| 10 | 22 | 雲南市立三刀屋小学校 | 59 | 雲南市 |
| | | 浜田市立浜田東中学校 | 70 | 浜田市 |
| | 28 | 長久小学校 | 31 | 大田市 |
| | | 朝波小学校 | 15 | 大田市 |
| 11 | 11 | 静岡大学教育学部付属浜松小学校 | 62 | 静岡県浜松市 |
| | 20 | 広島県立廿日市西高等学校 | 49 | 広島県廿日市市 |

**■銀山学習・出前講座**

より広い地域の方に石見銀山を知っていただくことを目的として、各地域の依頼に基づき公民館等の主催事業に専門職員を派遣する「銀山学習・出前講座」を初実施しました。

年のべ 4 回、地域に関連する、あるいは地域で依頼された内容に基づく様々な講座を行いました。

1）仁摩公民館

実施日：平成 22 年 9 月 15 日（水）、12 月 8 日（水）

題　材：永久鉱山、鞆ケ浦のフィールドワーク

講　師：中田　健一（大田市教育部石見銀山課）

参加者：15 名

○概　　要

仁摩地域は中世から豊富な遺跡が存在し、また近代に至るまで石見銀山に深い関わりを持つ地域です。今回は座学開催の後、実際に近代に稼業した永久鉱山の施設跡や、仁摩からの銀輸送を担った鞆ケ浦の港のフィールドワークを行いました。

2）西部公民館

実施日：平成 22 年 10 月 19 日（火）

題　材：古文書講座・銀山旧記
講　師：目次　謙一（島根県教育庁文化財課世界遺産室）
参加者：20名

○概　　要

銀山の発見に関する古文書を読みたいという、初心者向け講座の実施依頼を受けて、『銀山旧記』から神屋寿禎の銀山発見の部分を読み下し、くずし字読解の方法や銀山発見の背景などを解説しました。

3）朝山まちづくりセンター

実施日：平成22年11月10日（水）
題　材：世界遺産についての概説
講　師：青木　俊介（大田市教育部石見銀山課）
参加者：30名

○概　　要

石見銀山についての平易な講座の実施依頼を受け、世界遺産としての石見銀山遺跡とその文化的景観について、「世界遺産」や「文化的景観」についての概念を始めとした基本的な概説を行いました。

**■職場体験**

教育普及活動の一環として、大田市立第一中学校の職場体験を受け入れました。職場体験では、世界遺産センターの調査研究部門の業務である発掘調査をしたり、普及啓発イベントの準備をしたりと、調査や学芸の仕事を体験してもらいました。

実施日：平成22年9月30日（木）、10月1日（金）
　　8：30～17：15
受入校：大田市立第一中学校
参加者：中学3年生　4名（男子3名、女子1名）

職場体験の工程

| | | |
|---|---|---|
| 1日目 | 8:30 | 出勤 |
| | | 展示ケース拭き |
| | 8:45 | 発掘調査 |
| | | （昆布山谷地区） |
| | 16:45 | 現場片付け |
| | 17:15 | 終業 |
| 2日目 | 8:30 | 出勤 |
| | | 展示ケース拭き |
| | 8:45 | 整理作業 |
| | 13:00 | イベント資材準備 |
| | 15:00 | 展示室用資料 |
| | | （子供用クイズ）作成 |
| | 16:30 | ミーティング |
| | 17:15 | 終業 |

## 5．情報コーナー展示の実施

世界遺産センターの情報コーナーでは、石見銀山遺跡に関して、来館者の皆様により興味や関心をもっていただくため、様々な展示を企画しています。

平成22年度は、発掘調査成果の速報や、手作りの間歩模型で間歩の大きさを体感する企画などを開催しました。

1）清水谷からみる石見銀山

期　間：平成22年4月24日（土）～平成22年7月1日（木）

○概　　要

石見銀山遺跡では、平成21年度に清水谷選鉱場・製錬場とその周辺の遊歩道を整備しました。この展示は、整備した清水谷選鉱場・製錬場がどのような場所であったのかを紹介するものです。現存する工場内部の写真や、整備に伴う発掘調査で見つかったキューペル（銀精錬の試験をした容器）などを展示し、近代化が進んだ石見銀山遺跡の様子を解説しました。

2）石見銀山遺跡発掘調査速報　～本谷・安原谷地区の発掘調査～

期　間：平成22年7月2日（金）～平成22年8月30日（月）

○概　　要

この展示では、平成22年度の4月から発掘調査を行なった、本谷・安原谷地区の出土品を展示しました。本谷（本間歩上地点）では露頭掘りとその周辺の遺構を、安原谷地区では建物跡の調査を継続して行なっており、どちらも戦国時代から江戸時代にかけての人間活動の痕跡が残されていました。この速報展では、戦国時代末～江戸時代初頭頃に輸入された中国製の磁器や、東海地方から運ばれた香炉の蓋などを展示し、当時の生活の豊かさを感じてもらいました。

3）夏休み☆石見銀山プロジェクト

期　間：平成22年9月1日（水）～平成22年12月24日（金）

○概　　要

夏休み期間に実施した子ども向け体験学習イベントに関して、イベントで制作した発掘調査出土品の記録カードや、伝統的な絵柄で作ったうちわ・絵はがきの写し、町並みの地図などをイベントの様子の紹介とともに展示しました。

4）銀堀体験！？　石見の鉱山と坑道

期　間：平成22年12月25日（土）～平成23年2月28日（月）

○概　　要

龍源寺間歩サイズと、人が這ってようやく通れる極小サイズの間歩の手作り模型を使って、間歩の大きさを体感できる展示を行いました。模型だけでなく、銀堀［ルビ：かなほり］（鉱夫）が作業のときに使った“かます（鉱石を入れる袋）”や“あしなか（足の半分までしかない草鞋）”を、実際につけてもらいました。また、間歩模型の展示の中には展示室で答えを探すクイズを隠したり、展示にあわせて石見地域の他の鉱山の鉱石の紹介も行いました。

5）こんなにあります！　石見の鉱山

期　間：平成23年3月2日（水）～

○概　　要

島根県、なかでも出雲西部から石見地方には多くの鉱山があります。この展示では、石見銀山とそれ以外の鉱山に関して、世界遺産センターで所蔵している鉱石や写真を使って紹介しました。鉱山や鉱石の紹介にあわせて、鉱山のなりたちも解説しています。

# Ⅷ. 石見銀山遺跡関連事業の概要

## 1．史跡整備事業

平成22年度は、文化庁国庫補助事業として「史跡等総合整備活用推進事業」と「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」を実施しました。

**■史跡等総合整備活用推進事業**

1）清水谷地区環境整備工事
平成20年度から実施している環境整備事業の補足的工事として、石垣・トロッコ道の保存修理や丸太階段・木柵の設置、土舗装、竹チップ舗装及び安定化処理などの史跡見学道整備を行いました。また、新たに駒沢坑への見学道整備を行ったほか、製錬所跡の既存説明板の修正や道標、記名サインを追加して設置しました。

2）石銀地区バイオトイレ設置工事
市道仙ノ山線終点付近に民間企業からログハウス調のバイオトイレ本体の寄附を受け、これに伴う付帯施設整備として発電機、手洗い水用タンクを設置し、修景を目的とした土舗装や竹垣の設置を行いました。

3）鞆ケ浦地区サテライト施設整備事業
所有者から寄附を受けた集落内の古民家を平成22・23年度でガイダンス施設として整備する予定であり、今年度は修理方針を検討するために主屋と納屋の解体調査を行いました。

4）大久保間歩安全対策工事
公開を目的として平成19年度に安全対策工事を行った大久保間歩について、その後の経年変化等から落石や岩盤剥離等の危険性が定期検査により指摘されたため、坑内3地点において鋼材による落石防護柵、高強度ネットの設置など安全対策工事を行いました。

5）代官所跡土塀修理工事
代官所跡南側の土塀の半解体修理を行いました。

6）石見銀山遺跡サイン等設置工事
栃畑谷地区（佐毘売山神社）、下河原地区、石銀地区、 沖泊地区の鵜丸城跡、櫛山城跡では、道標、説明板などを設置しました。また、清水谷地区の選鉱場跡では石垣の保存修理のための写真測量と診断調査を行ったほか、これまで整備を行った石銀地区、本谷地区、清水谷地区の見学ルートを示した史跡見学者用の散策マップを作成しました。

**■史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業**

7）西本寺鐘楼保存修理工事
西本寺鐘楼の屋根や柱の腐朽が著しいため、その保存を目的とした保存修理工事を行いました。

これらの整備事業は、「石見銀山遺跡整備検討委員会」の指導に基づいて実施しており、平成22年度は2回の委員会を開催しました。（委員は62ページ参照）
また、史跡の保存管理及び整備事業実施に必要な「史跡等買上げ事業（土地公有化）」を並行して進めており、平成22年度は柑子谷地区の土地について買上げ事業を行いました。

## ○工事箇所図

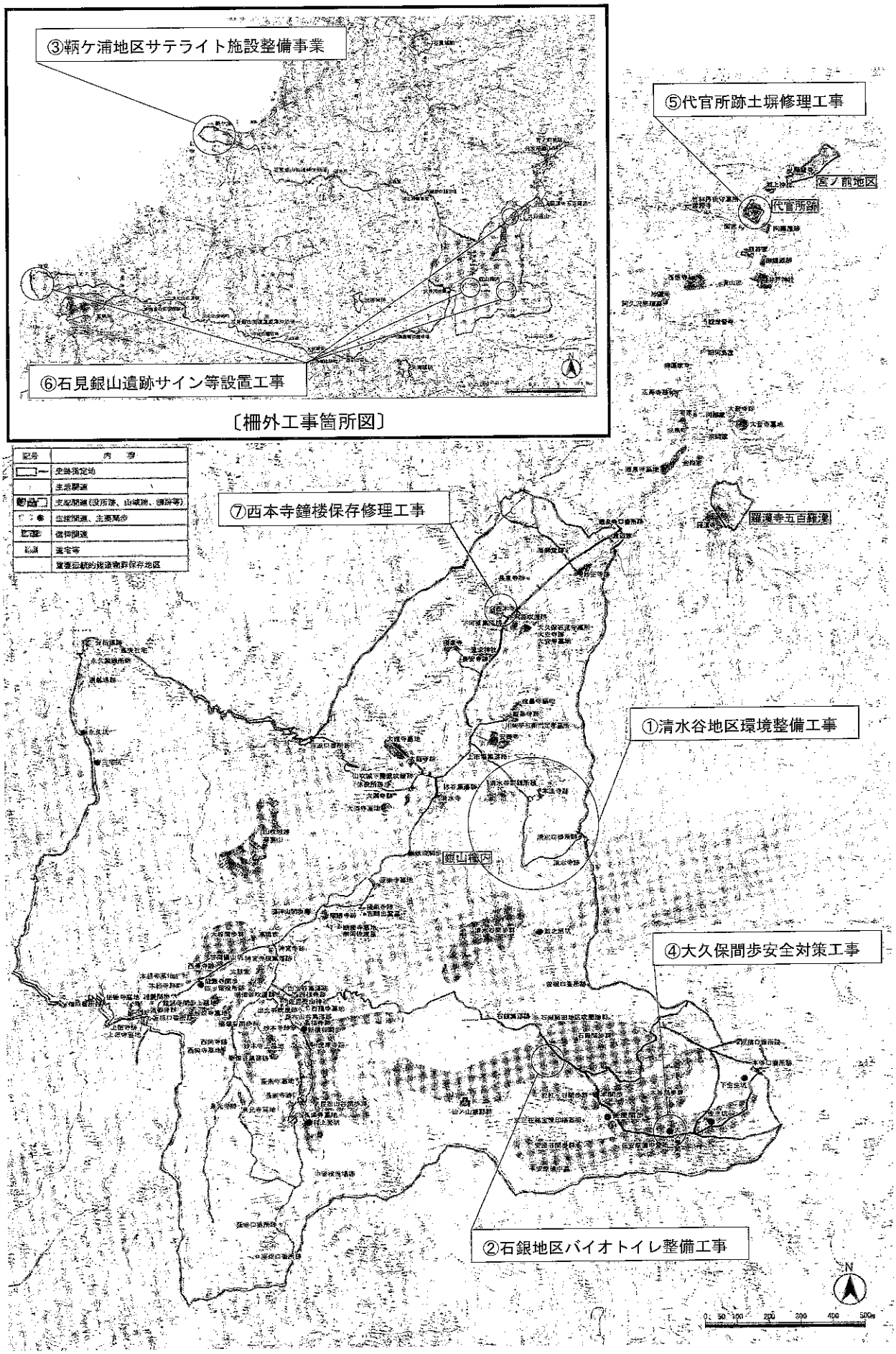
③鞆ケ浦地区サテライト施設整備事業
⑤代官所跡土塀修理工事
宮ノ前地区
代官所跡
⑥石見銀山遺跡サイン等設置工事
〔柵外工事箇所図〕
記号
内容
史跡指定地
生活関連
支配関連（役所跡、山城跡、御跡等）
生産関連、主要関歩
信仰関連
遺宅等
重要伝統的建造物群保存地区
⑦西本寺鐘楼保存修理工事
羅漢寺五百羅漢
①清水谷地区環境整備工事
銀山橋内
④大久保間歩安全対策工事
②石銀地区バイオトイレ整備工事
N
0 50 100 200 300 400 500m

**○石見銀山遺跡整備検討委員会　委員名簿**

| | 氏　名 | 住　所 | 区　分 | 任　期 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 田中　哲雄 | 京都府 | 学識経験者 | H22.10.1 ～ H24.9.30 | 委員長 |
| 2 | 大橋　泰夫 | 松江市 | 学識経験者 | 同上 | 副委員長 |
| 3 | 村上　隆 | 奈良市 | 学識経験者 | 同上 | |
| 4 | 村田　信夫 | 滋賀県 | 学識経験者 | 同上 | |
| 5 | 横田　修一郎 | 松江市 | 学識経験者 | 同上 | |
| 6 | 小林　准士 | 松江市 | 学識経験者 | 同上 | |
| 7 | 井上　雅仁 | 大田町 | 学識経験者 | 同上 | |
| 8 | 勝部　昌正 | 長久町 | 地元代表者 | 同上 | |
| 9 | 河原　美紀子 | 温泉津町 | 地元代表者 | 同上 | |
| 10 | 中村　仁美 | 大森町 | 地元代表者 | 同上 | |

**○史跡等総合整備活用推進事業**

| 区分 | 番号 | 工事名・委託名 | 概　　要 |
|---|---|---|---|
| 工事 | ① | 清水谷地区環境整備工事 | 選鉱場跡の石垣修理や竹チップ舗装、見学道・トロッコ道整備（丸太階段・木柵、砂利敷均し）、サインの新設設置・修正などを実施 |
| | ② | 石銀地区バイオトイレ整備工事 | 民間企業から寄附のあったバイオトイレ本体に付帯施設整備として、発電機及び手洗い用タンクの設置、修景目的の土舗装、竹垣の設置 |
| | ③ | 鞆ケ浦地区サテライト施設整備事業保存修理建物解体調査工事 | 港湾集落内の古民家をガイダンス施設として２ヵ年で整備する計画で、その修理方針を検討するために主屋と納屋の解体調査を実施 |
| | ④ | 大久保間歩安全対策工事 | 定期点検により落石や岩盤剥離等の危険性が指摘された３地点において、鋼材による落石防護柵、高強度ネットの設置を実施 |
| | ⑤ | 代官所跡土塀修理工事 | 代官所跡南側の土塀が控え柱等の腐食により倒壊の恐れがあったため、半解体修理を実施 |
| | ⑥ | 石見銀山遺跡サイン等設置工事 | 栃畑谷地区、下河原地区、石銀地区、沖泊地区の各地区に誘導及び説明サインを設置 |
| 委託 | A | 清水谷地区選鉱場跡石垣診断調査業務委託 | 石垣の保存修理のための基礎資料を得るための写真測量と診断調査を実施 |
| | B | 石見銀山遺跡整備活用事業設計監理業務委託 | ①、④、⑥等の各整備工事の設計及び施工監理 |
| | C | 石見銀山遺跡散策マップ印刷 | 見学道整備に伴い、石銀地区、本谷地区、清水谷地区の見学ルートを示した史跡見学者用散策マップを作成 |

**○史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業**

| 区分 | 番号 | 工事名・委託名 | 概　　要 |
|---|---|---|---|
| 工事 | ⑦ | 西本寺鐘楼保存修理工事 | 屋根部は瓦の葺き替え、垂木等の取替えを、懸魚及び欄間部は復元整備を行い、柱部は強度を高めるため貫を３本新設した。 |

※史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業で実施した工事については、施設の所有者が事業主体となって実施しました。

## 2．重要伝統的建造物群保存地区保存修理事業

### ■大森銀山地区

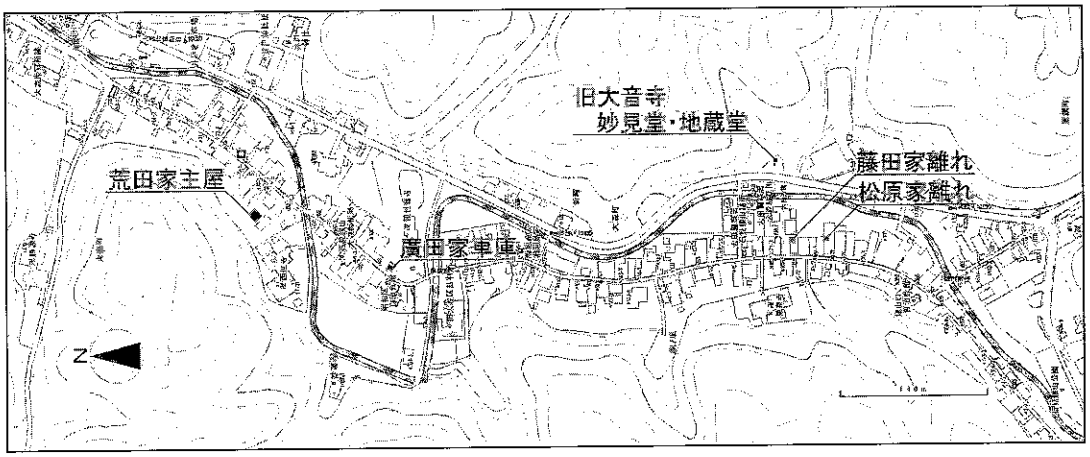


**1）藤田家離れ KoE17（建築物 No.242）／修理／木造二階建、切妻造桟瓦葺、妻入（延面積 63.91㎡）**

藤田家は駒ノ足地区にあり、市道大森市街線の東側、表通りに面して建つ。離れは、表通りに面する主屋の裏側に位置し、木造二階建、桁行三間梁間二間半、切妻造桟瓦葺妻入で、建築年代は明治時代後期と推定される。大森銀山地区の屋敷構えの特徴として、表通りに面した町家の背後に土蔵や離れを設ける構成がみられ、藤田家離れについても当地区における伝統的景観を構成するものであるとともに、銀山川・市道大森線から望見されることから景観的にも貴重なものである。離れの外壁は中塗り仕上げとし、建具が取り付く東面・西面の妻側と南面二階の一部を真壁造とするが、その他は大壁造とする。　一階・二階ともに２室の和室からなり、一階の縁側付きの８畳間、二階の座敷（６畳）がそれぞれ東面して裏庭側に開いており、自然豊かな銀山川の眺望を考慮したことが窺える。また、二階の座敷南面に張り出した床（トコ）が特徴的である。

修理前は、経年による老朽化により屋根瓦や軸部、外壁をはじめ、建物全体が著しく腐朽し、形式および構造を保持することが困難な状況であった。修理工事は、半解体工事として国庫補助事業によって実施し、家の建ち直しを行った上で、構造部材の取替えなど軸部の修理・補強、屋根瓦の葺替え、建具工事を行うなど履歴にもとづいて修理を行った。

また、本来外壁は二階座敷に張り出した床の下半部を除いて土塗り仕上げであるものの、雨仕舞との関係上、外壁下半部を竪板張りとして養生的措置を講じた。

▲修理前

▲修理後

**2）松原家離れ KoE20（建築物 No.243）／修理／木造二階建、切妻造桟瓦葺、平入（延面積 15.56㎡）**

松原家は駒ノ足地区にあり、市道大森市街線の東側、表通りに面して建つ。離れは表通りに面する主屋の裏側に位置し、渡り廊下で付属している。この離れの裏側にはさらに渡り廊下で繋がる大きい離れ（客殿）が建つ。木造二階建、桁行二間梁間二間、切妻造桟瓦葺平入で、建築年代は大正時代と推定される。

松原家離れも藤田家同様、主屋の背後に建つ二階建の離れとして銀山川・市道大森線側からの伝統的景観を良好に維持していて貴重である。一階には便所があり、渡り廊下の途中に張り出した階段室的役割であるが、階段を上がった二階は、一畳の押入れを有する６畳の和室で、南面と東面にそれぞれ一間幅の窓を有していて開放的であり、規模こそ小さいか建物自体の建ちが高いため眺望もよく、望楼的な役割としても機能している。

修理工事は、国庫補助事業によって通常望見される二階部分を対象として行った。修理前は屋根や外壁に経年による雨水の侵入や腐朽箇所がみられ、今後の構造材への影響が懸念されることから早期の修理を必要とし、現状修理を方針として屋根瓦の葺替え、外壁修理、建具工事を実施した。

▲修理前

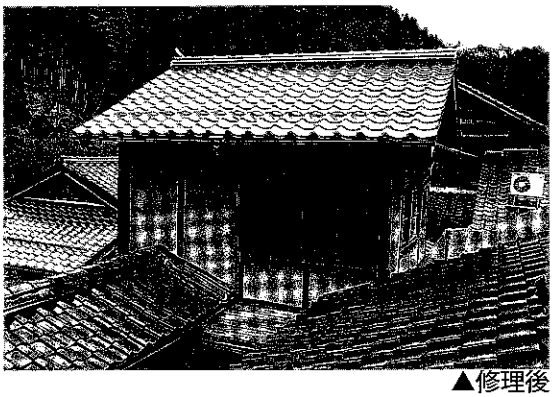

▲修理後

**3）旧大音寺妙見堂 KeW20（社寺建築物 No.28）／修理／桁行一間半梁間一間半、向拝一間、背面張出附属、入母屋造桟瓦葺、妻入（延面積 10.48㎡）**

**4）地蔵堂（非特定建築物）／修理／桁行三間梁間一間、切妻造桟瓦葺、平入（延面積 2.44㎡）**

旧大音寺妙見堂・地蔵堂は駒ノ足地区にあり、大森銀山地区の町並みから銀山川を隔てた市道大森線の東側、石段を上がった山裾の高台に竹林を背後にして建つ。大音寺は慶長 15 年 (1610) に創建されたが、現在は妙見堂と地蔵堂だけがその面影を留めている。

棟札によると、妙見堂建立の発願は慶応４年 (1868) で、建立は明治３年 (1870)、昭和 11 年 (1936) に修理が行われている。また、厨子は文政６年 (1823) に造られ、明治 10 年 (1877) に堂舎内へ新たに仏像を安置している。また、大音寺跡は環境物件として特定しており、妙見堂と大正元年（1912）に建立された地蔵堂とは大森地域東側における山際景観を構成する重要な物件である。

大音寺は、明治後期頃から無住で、終戦後の法人登記に関する法改正時に廃寺となり、現在は極楽寺（大田市大森町）により管理が行われている。妙見堂は、桁行一間半梁間一間半、向拝一間、背面張出附属、入母屋造桟瓦葺妻入で南面しており、堂内部の天井には雲龍図が描かれており、厨子は狭間火灯の奥、背面張出し部分に置かれ、地蔵堂は桁行三間梁間一間、切妻造桟瓦葺平入で、南面している。

両堂は、後背部の斜面崩落や長年の風食によって、屋根瓦や外壁面が腐朽するとともに、軸部に

傾きが生じるなど著しく傷みを生じ、形式や構造を維持することが困難になっていた。特に妙見堂は、風雨にさらされる回廊などの足元に著しい傷みがみられ、倒壊を予防するために屋根をトタン葺とし、筋交いや支えを施すなど応急的な対策が講じられており、早期の修理を必要としていた。

修理は、両堂ともに解体工事として妙見堂を国庫補助事業、地蔵堂を市単独事業によって実施し、旧形や履歴を尊重しながら、可能な限り古材を再用した上で欠損した部材を補った。工事は、以前に崩落した斜面から続く地盤の掘削・整地を行ったうえで、基礎工事、木工事、屋根工事、左官工事、建具工事を伝統工法によって実施し、旧大音寺の境内の様相が良好に窺えるようになった。

▲妙見堂（修理前）

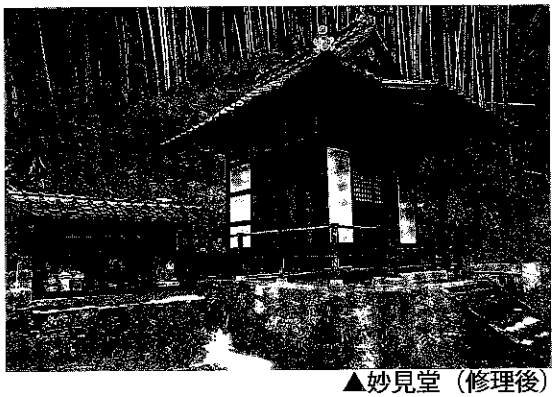

▲妙見堂（修理後）

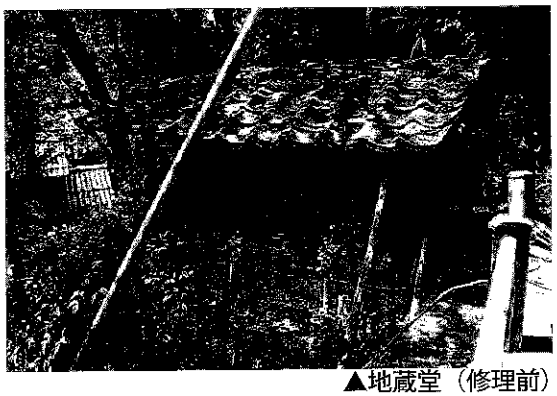

▲地蔵堂（修理前）

▲地蔵堂（修理後）

**5）荒田家主屋 SyW7（建築物 No.245）／修理／木造二階建、切妻造桟瓦葺、平入（延面積 125.82㎡）**

荒田家主屋は昭和区にあり、市道大森市街線の西側、表通りより山側に引き込んで位置している。木造二階建、桁行四間梁間三間、切妻造桟瓦葺平入で、裏側（西側）を除き三方に下屋が付く。建築年代は明治時代後期と推定される。表通りに面し、通り土間をもつ町家型の平面構成とは異なり、前庭に面する縁側を有し、四間取りを基本とする中廊下型の平面構成をとる住宅で、一階・二階の表側に床が付く座敷を有する。荒田家の前庭にあたる敷地には、以前「大正座」という芝居小屋があったとされる。この主屋は大正座の附属施設の可能性もあるが、大森小学校に赴任する教員の官舎（借家）として使用されてきたという。

修理前は、経年による老朽化により建物全体に腐朽箇所が確認され、形式および構造を維持することが困難になっていたことから早期の修理を必要とし、現状修理を方針として修理工事を行った。工事は、国庫補助事業として実施し、基礎工事を行った上、木工事では腐朽した軸部の繕いと補強を行い、屋根瓦の葺替え、左官工事、建具工事、塗装工事を実施した。

また、修理後の利用形態に合わせて、後補と考えられる特定範囲外の下屋部分の一部について増築を加えたうえ、補助対象外として設備工事を行い居住性を高めている。

▲修理前

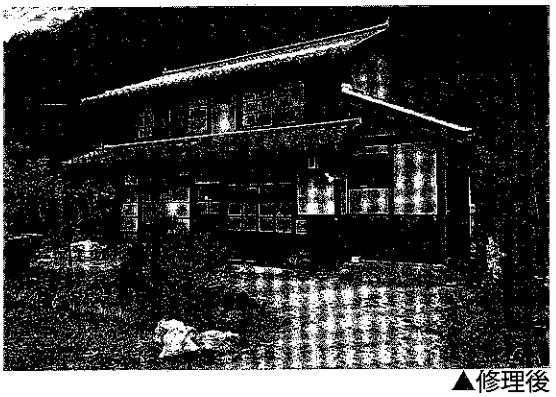
▲修理後

**6）廣田家車庫 SyE16（非特定建築物）／修景／木造平屋建（躯体ＣＢ造）、切妻造鉄板葺、妻入（延面積 26.24㎡）**

廣田家車庫は新町にあり、市道大森市街線の東側、表通りに面して位置している。木造平屋建（躯体はコンクリートブロック造）、桁行二間半梁間三間、切妻造鉄板葺妻入で、昭和 47 年に建てられたものである。建物全体が蔦で覆われていた既存車庫の外観を伝統的景観に配慮した焼杉板張りの外観へと修景したもので、市単独事業によって木工事、屋根工事を実施した。

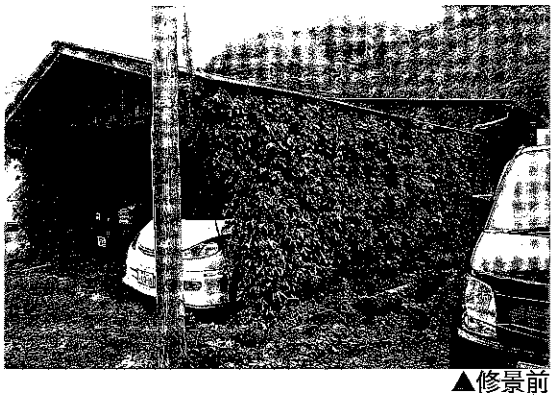
▲修景前

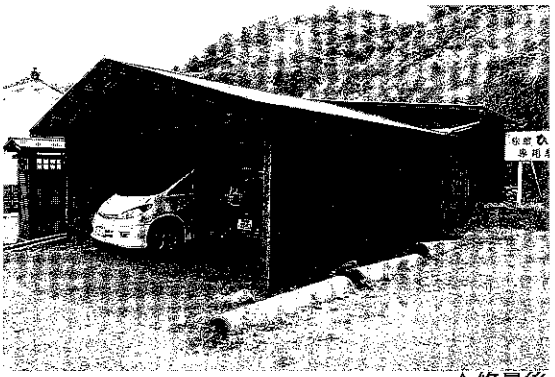
▲修景後

■温泉津地区

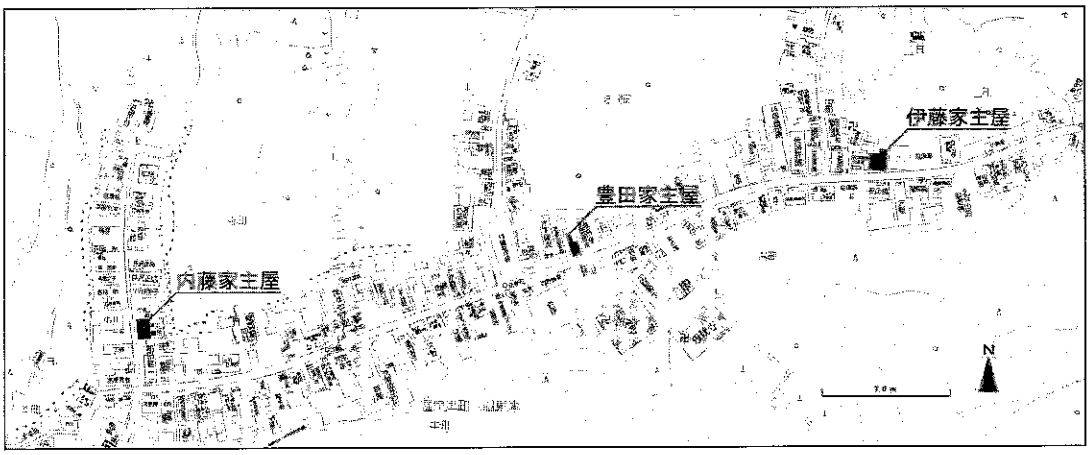


**1）豊田家主屋／修理／湯町（YN-04）　木造二階建桟瓦葺（延面積 210.56㎡）**

湯町の市道湯乃街線に北面する。主屋は木造２階建、桁行５間、梁間４間半、切妻造、正面・背面下屋付、桟瓦葺である。正面下屋の出桁を支える腕木や彫刻を施した持送りが特徴的である。建築年代は明治 32 年（棟札）である。痕跡や聞き取りから、当初は通りに面して土間を設けた店舗で、正面建具は掃き出しの引き違い戸と思われる。昭和 26 年に土間を座敷に変え正面の壁面を張り出し開口は中連窓へ変更している。その後は土台の嵩上げや一部建具をアルミサッシへ変更している。

修理は現状維持を基本に、腕木と持送りを活かすため、張り出された一階壁面を元の位置に戻すこととした。二階屋根は石州瓦の土葺きであったが新瓦で空葺きし、正面の庇及び背面の下屋は古瓦を再用し土葺きとした。外壁は、東妻壁は波トタンを撤去し一階部分を杉板貼りで養生し、二階部分は漆喰塗仕上げで大壁とした。また、アルミサッシで使用していた型ガラスを再用し木製ガラス戸を新調した。

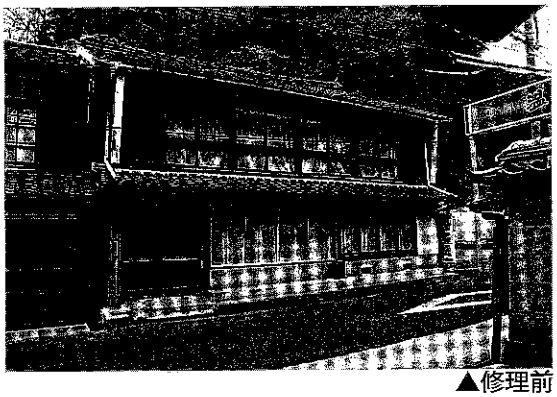
▲修理前

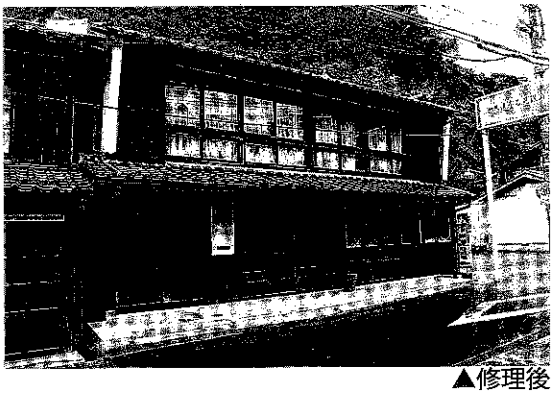
▲修理後

**2）内藤家主屋／修理／寺町（TE-02）　木造二階建桟瓦葺（延面積　163.93㎡）**

寺町の市道寺町線に東面する。主屋は木造２階建、切妻造、桁行６間、梁間３間、背面下屋半間片流桟瓦葺である。建築年代は不明である。壁や柱の痕跡から、以前は半間の引違い戸の入口を３カ所設けた三軒長屋と解った。戦後、北側一軒と南側二軒で所有が分れ、昭和 24 年、南側二軒は一軒に改造された。北側一軒は昭和 52 年に現所有者が購入し、棟高を上げる改造を行い、その後、平成 16 年には南側二軒も購入し一軒としている。

修理は棟高を上げた北側一軒は修理範囲から外し、残る部分は現状維持を基本に、三軒長屋と解るよう正面の復原・整備を行った。屋根は石州瓦の土葺きであったが新瓦で空葺きし、庇は波トタンを撤去し板葺とした。構造は不陸の調整や南妻壁側の腐朽材（胴差し・梁・柱等）の補修と交換を行った。南妻壁は、木舞を掻き、荒壁を付け養生の杉板貼りで仕上げた。一階正面は痕跡から半間の入口、半間の壁、一間の開口を一軒のパターンとし、建具は玄関を板戸、開口を木製ガラス戸、壁は中塗り仕上げとした。

▲修理前

▲修理後

**3）伊藤家主屋（本宅）／修理／湯町（YN-21）木造二階建桟瓦葺（延べ面積 211㎡）**

湯町の東端で市道湯乃街線の北側に位置する。伊藤家は、「温泉津」の地名の元となった泉源を所有し、「元湯」を経営する。入湯施設「元湯」の東隣に本宅を構え、主道を挟んだ南側には旅館「長命館」を経営している。本宅は、主道に面した南西隅に２階建の主屋を構え、その西側に坪庭を囲む形で、書斎と離れ座敷、土蔵を配している。伊藤家に伝わる史料の中に本宅と湯屋（入湯施設部分）の平面を描いた安政６年（1859）の家相図『湯屋宅相図面』があり、主屋は江戸時代後期の建築と推定される。

今回の修理は、屋根替えが中心である。

過去の修理において正面は燻瓦を残しつつ背面を石州瓦に葺き替えているが、全体を本来の燻瓦に戻すこととした。修理では、葺土を取り、腐朽した垂木・野地板を取り替え、アスファルトルーフィングを敷き、燻瓦（美濃産）の新瓦で空葺きとした。また、併せて、剥落した漆喰の補修を行った。

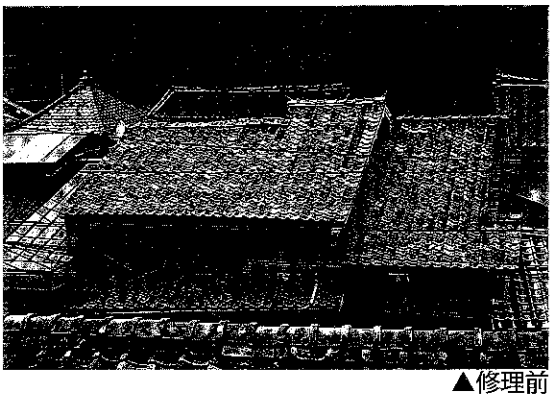
▲修理前

▲修理後

## 3．情報発信事業

### ■石見銀山遺跡世界遺産登録３周年記念事業

石見銀山遺跡が世界遺産に登録されて３周年の記念イベントとして、登録記念日でもある７月２日に、世界遺産センターの展示協力、並びに石見銀山遺跡の保存活用活動の継続実施をされている３者に対しての「感謝状贈呈式」を行いました。

日　時：平成22年７月２日（金）10：00
場　所：石見銀山世界遺産センター

▲式典の様子

▲贈呈者　上から順に
山田政雄　DOWA ホールディングス㈱代表取締役社長
波多野諭　東幸建設㈱代表取締役社長
和上豊子　石見銀山ガイドの会会長

贈呈者の紹介【順不同敬称略】

１）ＤＯＷＡホールディングス株式会社（東京都）
＊銀インゴット及び展示台の寄贈
石見銀山遺跡内で銀・銅生産の操業を行っていた歴史ある同社から世界遺産センターでの展示公開を目的とした純銀インゴット（型銀 30kg）などを寄贈いただきました。また、大田市が継続実施している遺跡の調査や整備活用事業についても、多大なるご協力をいただいています。

２）東幸建設株式会社（大田市大田町）
＊石見銀山遺跡地内の美化活動
平成９年から、ふるさと大田の宝である石見銀山遺跡のすばらしさを来訪者に知っていただくことを目的に、社をあげて石見銀山遺跡地内の草刈と清掃のボランティア作業を継続実施いただいています。

３）石見銀山ガイドの会（大田市大森町）
＊石見銀山遺跡の「語り手」「守り手」「人と人との架け橋」活動
平成６年からボランティアガイドとして、また、平成12年１月から現行の石見銀山ガイドの会として創立され、以降、石見銀山遺跡の歴史と文化を理解し、おもてなしの気持ちで訪れる観光客に対して適切な案内と説明に努められているとともに、石見銀山遺跡地内の美化活動も継続的に実施していただいています。

**■台北県黄金博物館企画展示**

台湾台北県（現在は新北市）瑞芳鎮に位置する台北県立（現新北市立）黄金博物館において、「世界遺産日本石見銀山特別展」が2010年10月27日から12月5日まで開催されました。

この特別展にあわせ、中国科技大学と黄金博物館は、「工業遺産の保存活用および再利用国際シンポジウム」を10月28日、29日に開催しました。

○特別展開催の経緯

石見銀山がアジアの鉱山として初めてユネスコ世界遺産に登録されたことに注目した台湾の中国科技大学では、2008年1月に黄金博物館の学芸員らとともに石見銀山へ視察に訪れました。その現地見学を踏まえて黄金博物館館長から台湾での石見銀山の特別展実施が打診されました。2010年3月には黄金博物館から大田市に対して依頼があり、展示品の選定や諸手続きが進められました。

それから約半年後の10月8日、黄金博物館が、展示品所有者である大田市教育委員会、石見銀山資料館、中村俊郎氏の3者とそれぞれ協定書を締結。合計73点の展示品の貸出が決定し、特別展が実現しました。

○台湾鉱山の歴史

特別展が開催された黄金博物館は、金瓜石鉱山（以下、「金瓜石」）の保存活用の区域である黄金博物園区にあります。金瓜石は、台北の海岸線に程近い急峻な山々が連なった場所にあり、「金瓜」とは、台湾の言葉で「南瓜」を意味し、山の形がカボチャに似ているための呼称といいます。

1889年に始まった鉄道工事中に砂金が確認されたことで本格的な開発が始まり、1893年には九份（きゅうふん）で、翌年には金瓜石で金鉱脈が発見されると、俄かにゴールドラッシュとなりました。

1895年、台湾が日本に割譲されると鉱業規則を制定し、1896年に一般鉱業を許可しました。出願競争による騒乱を避けるため、産金地を二つに分け、東側の金瓜石と西側の九份（瑞芳）鉱山（以下「瑞芳」）という二つの鉱区が誕生しました。金瓜石は釜石の田中長兵衛による田中組、瑞芳は藤田伝三郎の藤田組がそれぞれ鉱業権を得て開発します。

金瓜石は、アジアで第一位の産金高を誇る金鉱山として繁栄。1925年に経営権が金瓜石鉱山株式会社へ移り、1933年からは日本鉱業株式会社の経営となります。この日本鉱業は、藤田伝三郎の甥、久原房之助創業の久原鉱業から改称した日本産業の鉱山部門から興った会社です。第二次大戦後は、中華民国下で採掘が継続され、その後も操業されますが、1987年に閉山。坑道や日本式建築の建物、黄金神社などを活用した黄金博物園区が、2004年にオープンし、現在、多くの観光客が訪れています。

一方、瑞芳では藤田組が1914年に直営を止めて、地元の顔雲年氏に1917年に完全に譲渡し、その後は現地の人々を中心に操業されました。閉山後、町は衰退していたものの、台湾映画「非情城市」の舞台となって一躍観光地化し、映画「千と千尋の神隠し」では、この九份がモデルに描かれたことから日本からの見学客も多く、台湾の観光名所として金瓜石とともに人気スポットとなっています。

なお、顔雲年氏のご子孫は台湾では5大財閥の一つに数えられており、歌手の一青窈（台湾名は顔窈）さんは顔雲年氏のひ孫にあたります。

○鉱山シンポジウム

シンポジウムは 10 月 28 日が「工業遺産における人、空間および記憶」、29 日は「工業遺産における経営管理」をテーマとして、ドイツやチェコ、台湾及び中華人民共和国の研究者と島根県、大田市の担当者とが鉱山遺跡の保存活用について話し合いました。

研究者や学生からなる約 200 人の来場者との質疑応答があり、二日目の最後は総合的なフォーラムが行われ、盛況のうちに閉会しました。

シンポジウムには、行政院文化建設委員會（日本の文化庁にあたる機関）の代表や台北県政府文化局長も参加。なお、11 月 3 日には島根県教育庁世界遺産室の若槻真治室長が出席して特別展の開会イベントが行われました。若槻室長の北京語による挨拶が好評でした。

○今後の展望

台湾はユネスコに加盟していませんが、行政院文化建設委員會では台湾におけるユネスコ世界遺産の候補物件として 18 件の遺産を掲げています。この金瓜石もその一候補で、その他にも産業遺産が多く含まれています。石見銀山と関わりの深いこの金瓜石について、島根県教育委員会では今後の調査研究を検討しています。

この度の特別展は、石見銀山の遺物などが海外で展示される初めての機会となりました。現地では大手新聞社やテレビ局からの取材があり、また台湾、中国、ドイツの研究者からは、「石見銀山へ学生を見学に行かせたい」と話があるなど、石見銀山が大いに注目される機会となりました。

▲特別展オープン初日の様子

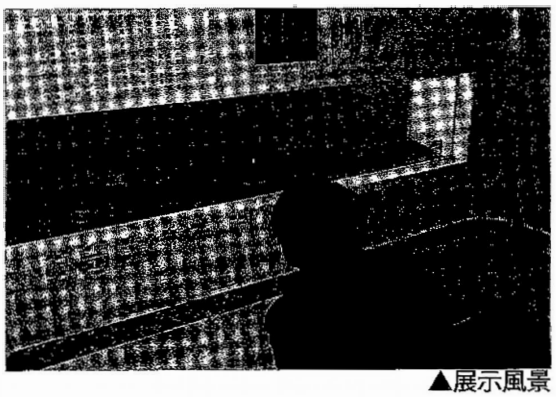

▲展示風景

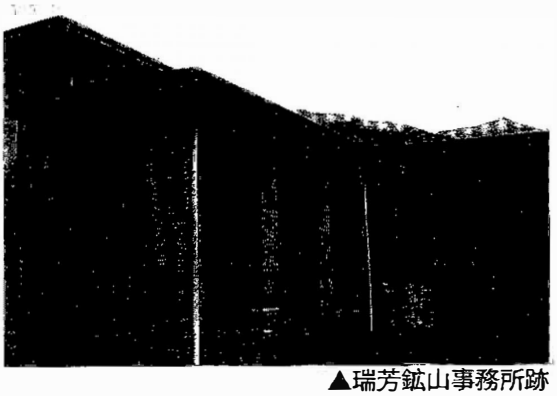

▲瑞芳鉱山事務所跡
日本語による鉱山図面等が遺る

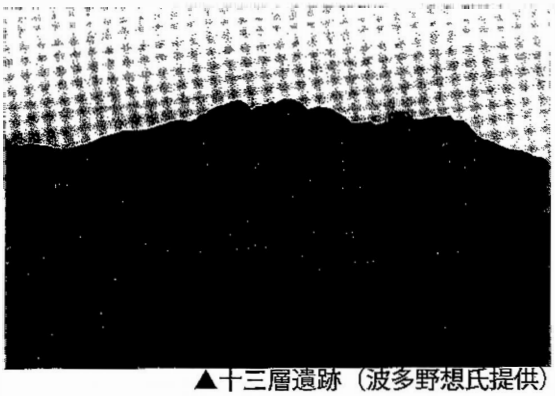

▲十三層遺跡（波多野想氏提供）

## 4．その他の事業

### ■石見銀山遺跡調査活用委員会

平成22年5月18日（火）、第5回石見銀山遺跡調査活用委員会を開催しました。会議には8名の委員が出席し、今後の整備活用などについて意見をいただきました。会議後には、遊歩道整備が計画されている石銀地区や無電柱化工事が終了した大森地区の町並みを視察し、意見をいただきました。

平成22年10月20日（水）には9名の委員が出席し、第6回の委員会を開催しました。

建造物の修理や港湾集落の保存活用などについて意見をいただき、あわせて島根県世界遺産室が提案を行なった、調査整備などについて県市職員の意見交換の場となる作業部会の設置が了承されました。

調査活用委員は平成23年1月6日に任期が満了しましたが、島根県では平成23年度以降の調査活用委員会の構成と方向性について平成23年2月2日に町田章氏と協議を行い、平成23年度以降もほぼ同様の構成で委員会を継続する方針を決めました。

**○石見銀山遺跡調査活用委員会　委員名簿**

| 氏　名 | 職　名 | 専門分野 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 井上　雅仁 | 島根県立三瓶自然館　学芸グループリーダー | 自然環境 | |
| 大橋　泰夫 | 島根大学法文学部　教授 | 考古学 | |
| 勝部　昭 | 元・島根県教育委員会　教育次長 | 文化財行政 | 委員長職務代理者 |
| 黒田　乃生 | 筑波大学大学院人間総合科学研究科　准教授 | 文化的景観 | |
| 小林　准士 | 島根大学法文学部　准教授 | 近世思想史 | |
| 高安　克己 | 島根大学　名誉教授 | 地質学 | |
| 田中　裕子 | オフィスタナカ | 代表地元有識者 | |
| 中塩　弘 | DOWAホールディングス株式会社　取締役 | 鉱業 | |
| 仲野　義文 | 石見銀山資料館　館長 | 近世史 | |
| 中村　俊郎 | 中村ブレイス株式会社　代表取締役社長 | 地元有識者 | |
| 西村　幸夫 | 東京大学先端科学技術研究センター　教授 | 都市計画 | |
| 林　秀司 | 島根県立大学　教授 | 人文地理 | |
| 原田　洋一郎 | 東京都立産業技術高等専門学校　准教授 | 鉱山史 | |
| 町田　章 | 元・奈良文化財研究所　所長 | 考古学 | 委員長 |
| 村上　隆 | 京都国立博物館学芸部　保存修理指導室長 | 歴史材料科学 | |

※任期：平成20年1月7日～平成23年1月6日（中塩委員は20年6月26日～）

### ■石見銀山遺跡保存管理委員会

平成22年11月9日(火)、島根県民会館で第3回石見銀山遺跡保存管理委員会が開催されました。この委員会は、石見銀山遺跡を適切に保存管理し、その価値を永く後世に伝えていくことを目的として、島根県と大田市が共同で設置しました。世界遺産登録推薦書の中でも、その設置を謳っていたものです。

委員会では、遺跡の保存管理に関連する諸事業の総合調整や遺跡の保存管理計画の進行管理等を行います。委員は県の関係部局の次長6名及び市の関係部局の部長5名の11名で構成されています。

委員長である県の金築教育次長の進行により議事に移り、石見銀山の現状、調査・活用事業についての状況報告などを県と市の担当者が説明を行いました。

次に、温泉津下水道整備、要害山落石対策などについて、具体的な課題内容の説明がありました。

これらの報告を受けて、特に世界遺産登録から３年が経過し観光客の入込数も登録前に戻りつつある傾向にあり、平成24年の登録５周年を契機として広く広報活動、受け入れ体制の整備などに取り組む必要があるため、新たな観光素材の提供などについて多くの意見が交わされました。

今後は石見銀山の保護・活用を永続的に進めていくため、国内外に向けどのように普及・ＰＲしていくか、外国人観光客に対する受入れ対策などをテーマとして検討を進めていきます。

**○石見銀山遺跡保存管理委員会　委員名簿**

| 所　属 | 部　局 | 職 | 氏　名 |
|---|---|---|---|
| 島根県 | 地域振興部 | 次長 | 伊藤　修二 |
| | 環境生活部 | 次長 | 小池　律夫 |
| | 農林水産部 | 次長（事務） | 前原　豊弘 |
| | 商工労働部 | 次長 | 広野　正充 |
| | 土木部 | 次長（事務） | 長谷川好孝 |
| | 教育庁 | 教育次長（事務） | 金築　　聡 |
| 大田市 | 総務部 | 部長 | 渡邊　　誠 |
| | 産業振興部 | 部長 | 和田　和夫 |
| | 建設部 | 部長 | 楫　　智男 |
| | 上下水道部 | 部長 | 杉原　慎二 |
| | 教育委員会 | 教育部長 | 大國　晴雄 |

※第３回委員会開催時

**■石見銀山景観保全審議会**　※平成22年度開催なし

**○石見銀山景観保全審議会　委員名簿**

| 氏　名 | 職　業・所属団体（役職） | 区　分 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 泉　　充規 | 仁摩ブロック公民館長 | 地元有識者 | |
| 今田　善行 | 温泉津ブロック公民館長 | 地元有識者 | |
| 大屋　　誠 | 松江工業高等専門学校准教授 | 学識経験者 | |
| 黒田　乃生 | 筑波大学大学院准教授 | 学識経験者 | |
| 田中　裕子 | オフィスタナカ代表 | 地元有識者 | |
| 田中要之祐 | 高山ブロック公民館長 | 地元有識者 | |
| 林　　秀司 | 島根県立大学教授 | 学識経験者 | 副会長 |
| 福田　満幸 | 島根県広告美術協同組合理事 | 地元有識者 | |
| 藤岡　大拙 | 島根県立大学短期大学部名誉教授 | 学識経験者 | 会長 |
| 山本　　豊 | 前 島根県県央県土整備事務所大田事業所所長 | 関係行政機関 | |
| 若槻　真治 | 島根県教育庁文化財課世界遺産室長 | 関係行政機関 | |
| 渡邊　元文 | 渡邊建築工房代表 | 地元有識者 | |

※任期：平成21年10月1日～平成23年9月30日

**■石見銀山協働会議**

平成17年6月26日、世界遺産登録を目指す石見銀山遺跡を官民協働により保全・活用していくための方策を検討するため、公募による約200名の市民プランナーと島根県・大田市の関係課職員により石見銀山協働会議が組織されました。

平成17年度において、「全体会」を4回、「保全」「発信」「受入」「活用」の分科会がそれぞれ15～16回のワークショップを実施し、平成18年3月、今後の石見銀山における取り組みの方向性を示した「石見銀山行動計画」を策定し、平成18年度以降は、「石見銀山行動計画」に基づいた各種事業を実施し、平成22年度は下記の事業を実施しました。

また、平成22年8月には石見銀山協働会議はNPO法人化されました。この法人は、行政と協働して石見銀山行動計画の検証を行うほか、幅広く意見を聞きながら石見銀山基金を活用した保全活用事業を推進していく役割を果たしていきます。

1）保存管理

①保全活動体制整備事業（クリーン銀山）　※内容はⅥ．遺跡の保全・管理業務の概要を参照

この事業は昨年度まで「石見銀山維持保全活動連絡会議」の主催事業として行っていましたが、今年度より世界遺産センターの主催事業として行っています。

②石見銀山ルール策定・普及事業

平成18年度に大森町自治会協議会と行政により「石見銀山ルール検討委員会」を設置しました。

平成20年度には、主に看板や商品陳列といった「大森町内における出店マナー」について検討し、平成21年3月7日（土）に開催された「大森町町民集会」で合意形成され、平成21年度からは大森町自治会協議会が出店マナーの管理組織となり、穏やかさと賑わいの両立を図っています。

③石見銀山基金

「石見銀山行動計画」で提案された「保存管理基金」の設立に向け平成19年7月20日に「石見銀山協働基金設立準備委員会」を設置し検討を行い、平成20年2月28日に「石見銀山基金募金委員会」が設立され、寄附の呼びかけ、受付を始めました。（理事会7/22、幹事会5/27実施）

**○石見銀山基金積立額**

（H23.3.31現在）　（単位：円）

| 区分 | H19 | H20 | H21 | H22 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 民間（募金） | 3,002,750（件数:12） | 37,823,229（件数:466） | 32,865,720（件数:138） | 90,516,116（件数:92） | 164,207,815（件数:708） |
| 行政 | 5,997,250 | 26,677,771 | 35,344,000 | 34,415,884 | 102,434,905 |
| 大田市 | 5,997,250 | 25,176,771 | 16,433,000 | 17,983,884 | 65,590,905 |
| 島根県 | | 1,501,000（民間1/2） | 18,911,000（民間1/2） | 16,432,000（民間1/2） | 36,844,000 |
| 合計 | 9,000,000 | 64,501,000 | 68,209,720 | 124,932,000 | 266,642,720 |

2）情報発信（第９回石見銀山協働会議全体会）

石見銀山基金の活用に向け、募集要項検討のために全体会を開催しました。

実施日：平成22年９月26日（日）14：30～16：30

場　所：仁万まちづくりセンター２階集会室

参加者：約30名

3）受入（緊急受入対策事業）

大森町地内の狭い町中での混雑を防ぐため、平成19年度から観光車両は大森の町並みから約2Km離れた石見銀山世界遺産センターに車を駐車し、路線バスにて大森町内に入る「パーク＆ライド」システムを導入しました。

また、平成20年10月からは銀山地区内への路線バスが廃止（路線変更に伴うもの）されたことに伴い、完全に「歩く観光」にシフト替えしました。

このことによって「石見銀山パーク＆ライド・ウォーク」の形態として確立しつつあります。

**■石見銀山基金事業選定委員会（１次募集分）**

大田市とNPO法人石見銀山協働会議では、石見銀山遺跡を「守り、活かし、究め、伝える」活動を石見銀山基金事業に選定し、石見銀山基金を活用して助成することにしています。

１月に１次募集分の選定委員会を開催しましたが、応募があった全ての活動が選定され、総額約350万円の助成が決まりました。

実施日：平成23年１月23日（日）13：00～17：00

場　所：仁万まちづくりセンター２階集会室

参加者：約30名

**○石見銀山基金事業選定委員会の結果について（１次募集分）**

| 区　分 | 申請団体名 | 事業概要 | 事業費 | 補助金額 |
|---|---|---|---|---|
| 石見銀山を守る活動 | 馬路社会福祉協議会 | ６月初旬に銀の積出港である鞆ケ浦と銀山街道鞆ケ浦道の一部の草刈りを行う。それにより、環境美化が期待できる。 | 115,000 | 100,000 |
| | 銀和会 | ４月、７月、９月、１１月に市道銀山線、遊歩道の竹刈り・草刈り、銀山川のゴミ拾いを行う。それにより、景観が良くなり、来場者が満足し、石見銀山の価値が高まることが期待できる。 | 73,000 | 73,000 |
| | 大森町自治会協議会 | 春と秋に県道仁摩・邑南線、町並み、銀山川、宮ノ前の草刈り・ゴミ拾いを行い、また、２月頃に大森町内の樹木剪定を行う。それにより、来訪者を気持ち良く受け入れ、環境美化の意識が高まり、景観保全につながることが期待できる。また、子どもも一緒に参加するので、次世代へ引き継ぐ活動となる。 | 114,450 | 100,000 |
| | しまね樹木医会 | サクラの維持管理に関する研修会の開催と大森町内のサクラの樹勢回復作業を行う。それにより、サクラの維持管理の協力者の拡大や景観の向上が期待できる。 | 100,000 | 100,000 |
| 石見銀山を活かす活動 | 特定非営利活動法人緑と水の連絡会議 | ツアーを組みボランティアによる竹刈り、ツアー参加者への石見銀山ガイダンスを行う。それにより、景観向上、石見銀山のファンを増やすことが期待できる。 | 954,500 | 636,000 |
| | 石見銀山ガイドの会 | 街道のウォークを行う。それにより、石見銀山の関心、理解が深まり、来訪者の増加や地域の活性化が期待できる。 | 982,500 | 655,000 |
| 石見銀山を究める活動 | 石見銀山の非文字史料を知る会 | 関東、山口、愛知で石州銀の類例調査を行い、リストを作成する。それにより、石見銀山の調査研究が多角的に進められ、博物館での展覧会資料としての活用が期待できる。 | 213,000 | 142,000 |
| 石見銀山を伝える活動 | 石見銀山地質研究会 | 仙ノ山が属する大江高山火山群の地質調査をする。それにより、石見銀山の価値が一層高まり、地域の理解が深まり、地域への誇りにつながる。また、新たな観光資源開発や地域防災対策にもつながる可能性がある。 | 189,560 | 126,000 |
| | ＮＰＯ法人しまね歴史文化ネットワークもくもく | 石見銀山の歴史、生活・文化、遺跡調査などに関する講座や現地踏査などのフィールドワークを組み合わせた３泊４日の講座を開催する。それにより、石見銀山の価値を学んだ人達が全国に石見銀山を発信してくれることが期待できる。 | 2,000,000 | 460,000 |
| | 大田市内小・中学校 | 大田市内の２３校（２１件）の小・中学校が石見銀山を訪れ体験活動を通して学習する。それにより、郷土への誇りと愛着の醸成が期待できる。 | 1,269,700 | 1,155,000 |
| 計 | | | 6,011,710 | 3,547,000 |

**■大久保間歩一般公開**

平成20年度から実施した一般公開も3年目となり、平成22年度はのべ催行日数が128日、ツアー参加者は7,230人（47都道府県より参加者あり）となりました。

年間の集客率をみると、約70%（前年比8%減）となっています。特に春先から梅雨時期の集客率が低いことが顕著に表れるなど、平成23年度以降導入される指定管理者制度における、より効果的な集客を行うための集客方法、広告宣伝の面での取り組み課題が明確になってきています。

公開日：4月～11月、及び3月の金、土、日および祝日（12月～2月末日までは休場）
午前と午後のそれぞれ2回のツアー（計4回/日）

定　員：1回20名以内

申込先：㈱石見観光　大田営業所内　大久保間歩予約センター
電話　0854-84-0750　FAX 0854-84-0751
ＨＰ　http://www.iwami.or.jp/ginzan

**○都道府県別　大久保間歩入坑者数（平成22年度～23年度）**

| | 2010年度 | 2011年度 | 対前年比 | |
|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 人数 | 増減数 | 増減率 |
| 北海道 | 88 | 75 | -13 | -15% |
| 青森 | 8 | 7 | -1 | -12% |
| 岩手 | 6 | 20 | 14 | 233% |
| 宮城 | 18 | 20 | 2 | 11% |
| 秋田 | 5 | 4 | -1 | -20% |
| 山形 | 7 | 12 | 5 | 71% |
| 福島 | 16 | 16 | 0 | 0% |
| 茨城 | 81 | 52 | -29 | -36% |
| 栃木 | 18 | 30 | 12 | 67% |
| 群馬 | 39 | 8 | -31 | -79% |
| 埼玉 | 220 | 236 | 16 | 7% |
| 千葉 | 218 | 221 | 3 | 1% |
| 東京 | 843 | 667 | -176 | -21% |
| 神奈川 | 418 | 456 | 38 | 9% |
| 山梨 | 45 | 16 | -29 | -64% |
| 新潟 | 11 | 24 | 13 | 118% |
| 長野 | 43 | 56 | 13 | 30% |
| 富山 | 29 | 42 | 13 | 45% |
| 石川 | 62 | 60 | -2 | -3% |
| 福井 | 55 | 65 | 10 | 18% |
| 岐阜 | 72 | 83 | 11 | 15% |
| 静岡 | 164 | 116 | -48 | -29% |
| 愛知 | 521 | 383 | -138 | -26% |
| 三重 | 86 | 128 | 42 | 49% |

| | 2010年度 | 2011年度 | 対前年比 | |
|---|---|---|---|---|
| | 人数 | 人数 | 増減数 | 増減率 |
| 滋賀 | 79 | 122 | 43 | 54% |
| 京都 | 282 | 249 | -33 | -12% |
| 大阪 | 888 | 748 | -140 | -16% |
| 兵庫 | 732 | 661 | -71 | -10% |
| 奈良 | 143 | 158 | 15 | 10% |
| 和歌山 | 37 | 56 | 19 | 51% |
| 鳥取 | 139 | 104 | -35 | -25% |
| 島根 | 497 | 337 | -160 | -32% |
| 岡山 | 315 | 304 | -11 | -3% |
| 広島 | 681 | 654 | -27 | -4% |
| 山口 | 249 | 189 | -60 | -24% |
| 徳島 | 56 | 58 | 2 | 4% |
| 香川 | 167 | 129 | -38 | -23% |
| 愛媛 | 144 | 128 | -16 | -11% |
| 高知 | 58 | 48 | -10 | -17% |
| 福岡 | 278 | 298 | 20 | 7% |
| 佐賀 | 22 | 24 | 2 | 9% |
| 長崎 | 24 | 28 | 4 | 17% |
| 熊本 | 32 | 40 | 8 | 25% |
| 大分 | 52 | 35 | -17 | -33% |
| 宮崎 | 4 | 15 | 11 | 275% |
| 鹿児島 | 31 | 32 | 1 | 3% |
| 沖縄 | 12 | 5 | -7 | -58% |
| 海外 | 8 | 11 | 3 | 38% |
| | 8,003 | 7,230 | -773 | -10% |

# IX. 職員及び運営スタッフ（平成 22 年度）

**■石見銀山世界遺産センター**

【大田市】

小野　康司（石見銀山課長）
西村　崇司（課長補佐・世界遺産センター長）
中田　健一（遺跡調査係長）
楫　　隆宏（主任）　青木　俊介（主事）　野島　智実（技師）
山藤かおり（嘱託職員 案内窓口担当）石橋富士子（同）　森山のどか（同）
松尾　賢二（嘱託職員 遺跡管理員）
湯川　　登（嘱託職員 大久保間歩管理員）
宇谷　京子（臨時職員 事務補助 H22/9/ 末まで）竹中　咲実（臨時職員 事務補助 H22/10/1-）
向田　直美（パート 案内窓口担当）
曽我　冴美（パート 案内窓口担当）　白枝　智子（同）　景山　浩子（同）　川戸　智子（同）
狩野　裕子（同）　小原　智美（同）
新川　　隆（調査補助員）　尾村　　勝（同）
高村　玲子（遺物整理員）　井上　伸子（同）　浅野　美貴（同）

【島根県】

林　　健亮（島根県教育庁文化財課世界遺産室専門研究員）
守岡　正司（島根県教育庁文化財課世界遺産室専門研究員）
目次　謙一（島根県教育庁文化財課世界遺産室主任研究員）
中木紗友美（島根県教育庁文化財課世界遺産室嘱託研究員）

**■大田市教育委員会　教育部　石見銀山課**

小川　和邦（教育長）　大國　晴雄（教育部長）　小野　康司（石見銀山課長）
林　　泰州（課長補佐・町並み交流センター長・町並み保存係長）
西村　崇司（課長補佐・世界遺産センター長・世界遺産センター係長）
長嶺　康典（世界遺産係長）　中田　健一（遺跡調査係長）
楫　　隆宏（主任）　大門　克典（同）
渕橋　洋祐（副主任）　松浦　　満（同）
山内　　健（主事）　青木　俊介（同）
野島　智実（技師）

# X．利用案内

**■開館時間**：8時30分～17時30分（有料展示室9:00～17:00、最終入館16:30）
※ただし、3月1日から11月末日までは8時30分～18時00分

**■休 館 日**：毎月最終週の火曜日、年末年始

**■観 覧 料**：大人300円　小中学生150円（団体20名以上50円引き）

**■交通案内**

**○京阪神・松江、出雲方面から**

米子自動車道経由　山陰自動車道（出雲IC）～国道9号線～県道31号線～石見銀山遺跡
※出雲ＩＣから約50㎞、車で約60分

**○広島、九州方面から**

中国自動車道千代田JCT～浜田自動車道（大朝IC）～国道261号線～県道40号線～県道31号線～石見銀山遺跡
※千代田JCTから約70㎞（自動車道：約15㎞、一般道約55㎞）、車で約80分

**○益田方面から**

国道9号線～県道31号線～石見銀山遺跡
※萩・石見空港から約105㎞、車で約140分

※車での所要時間は、自動車道70㎞/h、一般道45㎞/hで計算しています

**○関連交通の時刻表　交通機関**

鉄道　…　時刻参照：ＪＲおでかけネット　http://www.jr-odekake.net/

バス　…　石見銀山方面行きバスのりば（ＪＲ大田市駅降りてすぐ）
時刻参照：石見交通株式会社ＨＰ http://iwamigroup.jp/
石見銀山方面→＜大森・大家線＞・＜川本線＞（大田市駅発）

**■問い合わせ**

石見銀山世界遺産センター　〒694-0305　島根県大田市大森町イ1597番地3
電話：0854-89-0183　Fax：0854-89-0089
ＨＰ：http://ginzan.city.ohda.lg.jp/　E-mail：o-igwhc@iwamigin.jp

# XI. 各種資料

## 1．石見銀山遺跡に関する活動等日誌（平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

**附：世界における主な出来事**

**○ 2010（平成 22）年**

□ 4 月

| | |
|---|---|
| 4/7 | 山崎直子さん日本人女性としては 2 人目となる宇宙へ　米国スペースシャトルで国際宇宙ステーションに到着 |
| 4/13 | セ）第 1 回古文書講座（於：世界遺産センター。初級 40 名・中級 10 名） |
| 4/24 | セ）第 2 回仙ノ山ウォーク（於：仙ノ山地内　清水谷見学道） |
| 4/26 | セ）第 12 回夜学「石見銀山の「文化的景観」とは」（於：世界遺産センター） |
| 4/29 | セ）石見銀山・タケノコ掘り大作戦（於：仙ノ山地内　大谷地区） |
| 4/29 ～ 7/2 | セ）遺跡整備速報展：「清水谷からみる石見銀山」（於：世界遺産センター） |

□ 5 月

| | |
|---|---|
| 5/1 | セ）世界遺産センター展示観覧者 10 万人突破【559 日目】 |
| 5/8 | セ）独立行政法人奈良文化財研究所保存修復科学研究室高妻洋成室長・脇谷草一郎研究員他、現地指導会（於：世界遺産センター、遺跡現地） |
| 5/12 | セ）井澤英二氏他銀山技術史研究グループ、現地調査（於：銀山柵内他） |
| 5/13 | セ）第 2 回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 5/16 | セ）世界遺産センター入館者 50 万人突破【955 日目】 |
| 5/18 | 県市）第 5 回石見銀山遺跡調査活用委員会（於：世界遺産センター） |
| 5/21 | 「人工生命」ほぼ完成　ゲノム（全遺伝情報）を人工的に合成して自己増殖する人工細菌をつくるのに米国の研究チームが成功。米科学誌サイエンスで発表 |
| 5/28 | iPad が日本上陸　米国アップル社製タブレット型情報端末がヒット |
| 5/31 | セ）第 13 回夜学「温泉津の町並み」（於：世界遺産センター） |

□ 6 月

| | |
|---|---|
| 6/1 | 子供手当の支給始まる　支給対象は約 1,735 万人 |
| 6/1 | セ）島根大学大橋泰夫、田中義昭氏発掘調査現地指導会（於：遺跡現地） |
| 6/4 | 菅直人首相が誕生　6/2、鳩山首相が退陣表明し、衆参両院の本会議で第 94 代首相に指名 |
| 6/5 | 民）山陰合同銀行企業の森づくり事業（於：ふれあいの森公園） |
| 6/6 | 県）出前講座（於：邑南町出羽公民館） |
| 6/9 | 県）心に残る文化財子ども塾（於：飯石郡飯南町来島小） |
| 6/10 | セ）第 3 回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 6/11 | セ）立正大学池上悟教授、田中義昭氏、今岡利江氏石造物調査現地指導会（於：世界遺産センター） |
| 6/13 | セ）第 7 回公開講座「鉱山を歩く」（於：世界遺産センター） |

※凡例　　国＝国事業　市＝大田市事業　県＝島根県事業　セ＝世界遺産センター事業　協＝官民協働　民＝民間事業

6/13　小惑星探査機「はやぶさ」が60億kmの旅を終え7年ぶりに地球へ帰還　小惑星「イトカワ」の微粒子が入ったカプセルも持ち帰った

6/14　セ）温泉津中学校、ふるさと学習「温泉津と石見銀山」（於：世界遺産センター）

6/14～15　県）生野銀山調査（於：兵庫県朝来市）

6/22　セ）客員共同検討会（於：世界遺産センター）

6/23　セ）温泉津中学校、ふるさと学習「街道ウォーキング」（於：温泉津沖泊道）

6/26～8/30　セ）写真展「石見銀山百景」（於：世界遺産センター）

6/27　民）石見銀山資料館創立35周年記念式典（於：石見銀山資料館）

6/29　セ）人権・同和問題研修（於：世界遺産センター）

6/29～30　市）文化庁記念物課市原富士夫調査官現地指導（於：遺跡現地）

6/30　市）第8回石見銀山遺跡整備検討委員会（於：大田市役所）

□7月

7/2　市）世界遺産登録3周年記念イベント
世界遺産センター他市有3施設の無料開放、学校給食「登録記念日献立（於：市内全小中学校）、世界遺産センター展示協力者他2者への感謝状贈呈式（於：世界遺産センター）日イベント・感謝状贈呈式（於：世界遺産センター他）

7/2～8/29　セ）『ぎ・ん・ぶ・ら』古代出雲歴博・三瓶自然館ｻﾋﾒﾙ3館連携イベント

7/3～8/30　セ）遺跡調査報告展：「安原谷・本谷地区」（於：世界遺産センター）

7/4　民協）第11回クリーン銀山、大森町文化財一斉清掃（於：大森町地内）

7/8　セ）第4回古文書講座（於：世界遺産センター）

7/9　市）大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会（於：町並み交流センター）

7/17　セ）発掘調査見学会（於：仙ノ山の安原谷・本谷地区）

7/17　改正臓器移植法が施行　本人の意思が不明でも家族の承諾で臓器提供を可能とする。15歳未満の子供からの臓器提供も可能に（8/9、事故で脳死の20代男性から家族承諾のみで初の臓器提供）

7/22～9/14　市）「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」にかかる指定管理者の公募

7/23　セ）夏休み☆子供体験プロジェクト「出土遺物の整理」（於：世界遺産センター）

7/26　セ）第14回夜学「町並みの変遷と特徴（大森編）」（於：世界遺産センター）

7/27　市）重要文化財熊谷家住宅「夏のお茶会」

7/29～30　セ）文献調査（於：鹿足郡津和野町堀家）

7/30　セ）夏休み☆子供体験プロジェクト「遺物の模様で絵葉書作り」（於：世界遺産センター）

□8月

6～8月　記録破りの猛暑　気象庁が30年に1度と認定するほどの猛暑。6月～8月の国内平均気温は統計が始まった1898年以降最高で、平年より1.6度高かった

8/3　第34回ユネスコ世界遺産委員会(7/25～8/3、於：ブラジル、ブラジリア)において日本国が申請していた「石見銀山遺跡とその文化的景観」の資産範囲の軽微な変更についての審議が行われ、「承認」の決議。資産面積は442.4haから529.17haに

本委員会で、世界遺産一覧表記載数は、911件（文化遺産704件（新規15件。以下同）、自然遺産180件(5件)、複合遺産27件(1件)）となり、このうち、「ビキニ環礁（マーシャル諸島共和国。文化遺産）」は「原爆ドーム」に続く核に関する二番目の遺産となった

8/6　セ）夏休み☆子供体験プロジェクト「銭貨の拓本とり」（於：世界遺産センター）

8/7～8　セ）出雲古代歴博「七夕」イベントに参加

8/8　県）石見銀山遺跡関連講座「鉱山遺跡「笹ケ谷」を探る」（於：鹿足郡津和野町木部公民館）

8/12　セ）第5回古文書講座（於：世界遺産センター）

8/20　セ）夏休み☆子供体験プロジェクト「町並みを散策して地図作り」（於：世界遺産センター）

8/27　宮崎県で猛威をふるった口蹄疫（こうていえき）終息宣言　28万9千頭の牛豚が殺処分された

8/23～25　セ）中世都市史・流通史懇話会（仁木宏氏、佐伯弘次氏他）現地指導（於：山吹城跡他）

8/30　セ）第15回夜学「石見銀山　世界遺産への道～ささえた人々」（於：世界遺産センター）

8/31～9/27　セ）「夏休み☆石見銀山プロジェクト」作品展（於：世界遺産センター）

□9月

9/1～3　セ）立正大学池上悟教授他石造物調査（於：温泉津町内）

9/5　セ）第8回公開講座「石見銀山と博多商人神屋寿禎」（於：世界遺産センター）

9/9　セ）第6回古文書講座（於：世界遺産センター）

9/17　セ）市内団体出前講座（於：仁摩公民館）

9/23　民）石見銀山三日暮らし（於：大森町地内他）

9/29～12/27　セ）イベント「石見銀山トレジャー・ハンティング」（於：世界遺産センター・熊谷家住宅・武家屋敷旧河島家・町並み交流センター）

9/30～10/1　セ）市内中学生職場体験受入れ（於:世界遺産センター。市立第一中学校生4名）

□10月

10/1　たばこ大幅値上げ

10/1～　協）石見銀山基金の最初の活用となる平成23年度石見銀山基金事業の募集開始

10/2　セ）南八幡宮出土銭貨・経筒の専門家指導会（於：世界遺産センター）

10/6　日本人2氏にノーベル化学賞　炭素同志を効率よくつなげるクロスカップリングを編み出した、鈴木章・北海道大学名誉教授と根岸栄一・米国パデュー大学特別教授に

10/6　セ）京都国立博物館保存修理指導室村上龍室長考古資料分析調査指導会（於：世界遺産センター）

10/8　セ）客員共同検討会（於：世界遺産センター）

10/12　市）第1回指定管理者選定委員会（書類選考）

| | |
|---|---|
| 10/14 | セ）第７回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 10/18 | 市）第２回指定管理者選定委員会（プレゼンテーション・ヒアリング） |
| 10/19 | 市）夜間イベント「雑もの茶会」（於：熊谷家住宅） |
| 10/20 | 県市）第６回石見銀山遺跡調査活用委員会（於：世界遺産センター） |
| 10/24 | 県）石見銀山遺跡関連シンポジウム（於：島根県民会館） |
| 10/24 ～ 30 | 市）台湾・台北県立黄金博物館「世界文化遺産－日本石見銀山」特別展への展示協力・シンポジウム職員派遣 |
| 10/30 | 国連地球生きもの会議が閉幕　生物多様性条約第 10 回締結国会議（ＣＯＰ10)が名古屋市で開催。医薬品のもとになる動植物などの「遺伝資源」について、利用する際の利益配分などの国際ルールを定めた「名古屋議定書」を採択 |
| 10/30 | セ）第 16 回夜学「石見銀山の楽しみ方～調査や修理の現場から」（於：世界遺産センター） |
| □ 11 月 | |
| 11/3 ～月末 | |
| 11/7 | セ）発掘調査現場見学会（於：仙ノ山の昆布山谷地区） |
| | 民）石見銀山ガイドの会主催の第２回世界遺産・石見銀山を歩く（於：仙ノ山、街道、港湾他） |
| 11/9 | 県市）石見銀山遺跡保存管理委員会（於：県民会館） |
| 11/10 | セ）市内団体出前講座「石見銀山遺跡の概要」（於：朝山まちづくりセンター） |
| 11/11,18 | セ）第８回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 11/13 | 民）山陰合同銀行企業の森づくり事業（於：ふれあいの森公園） |
| 11/16 | 裁判員裁判で初の死刑判決 |
| 11/21 | 民）文化遺産フォーラム in 石見銀山（於：町並み交流センター） |
| 11/22 ～ 24 | セ民）ＮＰＯ法人アジア水中考古学研究所・金沢大学共同海底調査（於：温泉津湾内） |
| 11/29 | セ）第 17 回夜学「石銀地区について」（於：世界遺産センター） |
| □ 12 月 | |
| 12 月～ 1 月 | 全国で「伊達直人」を名乗る人物から匿名寄付が相次ぐ　漫画タイガーマスクの主人公「伊達直人」を名乗る人物から、全国の児童養護施設などへプレゼントなどが届けられる |
| 12/3 ～ 4 | セ）しまねミュージアム協議会（於：グラントワ） |
| 12/9,16 | セ）第９回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 12/2 | ヒ素を「食べる」細菌を発見　米航空宇宙局 NASA の研究者らが生命に必須な６元素のひとつリンの機能の一部を代替する形でヒ素を食べる細菌を発見 |
| 12/5 | セ）第９回公開講座「中世益田地域と石見銀山」（於：世界遺産センター） |
| 12/8 | セ）市内団体出前講座「仁摩からみる石見銀山」（於:仁摩まちづくりセンター） |
| 12/25 ～ 2/13 | セ）「銀掘体験！？石見の鉱山と坑道」企画展示（於：世界遺産センター） |
| 12/20 | 市）「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」にかかる指定管理者の指定に関する議決、指定管理料の債務負担行為にかかる議決 |

## ○2011（平成23）年

□1月

| | |
|---|---|
| 1/1～ | 記録的大雪が日本列島を覆う |
| 1/12 | 米海洋大気局（ＮＯＡＡ）が、2010年の世界の平均気温は20世紀の平均に比べて0.62度高く、記録が残っている1880年以来では2005年と並んで最も暑い年だったと発表 |
| 1/13 | セ）第10回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 1/22～23 | セ）島根ふるさとフェア2011に参加（於：広島県立総合体育館） |
| 1/23 | 協）NPO石見銀山協働会議が初めて募集した石見銀山基金事業の選定委員会が開催された |
| 1/27～2月 | 新燃岳（しんもえだけ。1,421㍍）、爆発的噴火、噴煙は3,000㍍に　鹿児島と宮崎県境の霧島連山・新燃岳が、大きな空気振動を伴う爆発的噴火を観測 |
| 1/30 | 県市）第57回文化財防火デーに伴う指定文化財の防火・消火装置点検等 |
| 1/31 | セ）第18回夜学「銀と石見銀山の最盛期」（於：世界遺産センター） |

□2月

| | |
|---|---|
| 2/1～3/30 | セ）遺跡調査報告展：「こんなにある！石見の銀山」（於：世界遺産センター） |
| 2/10 | セ）第11回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 2/19 | セ）石見銀山ガイドの会の勉強会（於：世界遺産センター展示室） |
| 2/22 | セ）人権・同和問題研修（於：世界遺産センター） |
| 2/28 | セ）第19回夜学「金瓜石ー台湾の近代金銅山ー」（於：世界遺産センター） |

□3月

| | |
|---|---|
| 3/2 | 市）第9回石見銀山遺跡整備検討委員会（於：大田市役所） |
| 3/3 | セ）石見銀山世界遺産センターが第18回しまね景観賞の優秀賞を受賞（公共建築物部門） |
| 3/4～27 | セ民）平成22年度大久保間歩一般公開ツアー |
| 3/5 | セ）全国鉱山シンポジウム参加（於：兵庫県朝来市） |
| 3/9 | 2年5ヶ月ぶりにレギュラーガソリン145円を突破　緊迫する中東情勢を受けガソリン価格が高騰。店頭価格（全国平均）は145円を突破 |
| 3/10 | セ）第12回古文書講座（於：世界遺産センター） |
| 3/11 | 14時46分頃、東北・三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震。大津波が発生し、福島原子力発電所では炉心溶融などにより放射線が放出。岩手、宮城、福島の3県の沿岸部は壊滅的被害。死者・行方不明者は2万7,000人を超える見通し。「東日本大震災」と命名される |
| 3/13 | セ）第10回公開講座「第2回「石見銀山。調査研究最前線！」 講演ー石見銀山と大久保長安ー」（於：世界遺産センター） |
| 3/17 | 市）文化庁記念物課市原富士夫調査官現地指導 |
| 3/18 | セ）３館連携協議（於：島根県立三瓶自然館） |
| 3/25 | 市）「石見銀山世界遺産センター他周辺施設」にかかる指定管理者との協定書締結 |
| 3/25 | セ）石見銀山研究者情報交換会（於：世界遺産センター） |

## 2．石見銀山関係予算

【大田市分】　　（単位：千円）

| 事業名称 | 決算額 | 事　業　内　容 |
|---|---|---|
| 石見銀山協働推進事業 | 1,860 | 石見銀山協働会議全体会の開催　外 |
| 石見銀山基金事業 | 2,754 | 寄附協力要請、石見銀山基金募金委員会負担金 |
| 石見銀山基金・新規積立金 | 124,932 | 一般寄附金(92件)、県補助金、龍源寺間歩入場料 |
| 緊急雇用創出事業 | 19,822 | 石見銀山環境対策事業(観光流通課)、遺跡環境整備・歴史資料整理(石見銀山課) |
| 観光協会補助 | 17,560 | 大田市観光協会への運営助成 |
| 大田市観光ガイド養成事業 | 167 | 石見銀山ガイドの養成 |
| 石見銀山観光客対策事業 | 12,815 | 銀山受入対策（交通誘導員配置、看板設置工事費、交通対策周知経費外） |
| 石見銀山龍源寺間歩管理運営費 | 12,306 | 石見銀山龍源寺間歩管理運営費、施設修繕 |
| 審議会委員報酬等 | 62 | 重要伝統的建造物群保存地区保存審議会開催経費 |
| 町並み交流センター管理運営費 | 8,288 | 町並み交流センター管理運営費、建物修繕 |
| 武家屋敷管理運営費 | 2,089 | 武家屋敷管理運営費 |
| 石見銀山遺跡総合調査事業 | 16,385 | 石見銀山遺跡の発掘調査、出土遺物の保存処理 |
| 石見銀山遺跡総合整備活用事業 | 67,464 | 清水谷地区環境整備、サイン等設置、山吹城跡見学道保存整備外 |
| 石見銀山遺跡拠点施設等管理運営費 | 53,947 | 世界遺産センター管理運営費 |
| 石見銀山遺跡史跡公有化事業 | 9,013 | 柑子谷地区の土地買い上げ、用地測量、不動産鑑定　外 |
| 大久保間歩管理運営費 | 10,114 | 大久保間歩一般公開にかかる管理運営費 |
| 重要伝統的建造物群保存地区整備事業 | 56,562 | 国補助大森4件・温泉津4件、市単補助大森2件　外 |
| 重要文化財熊谷家住宅活用事業 | 16,591 | くらしの展示・体験学習・日常管理・保守点検業務委託外 |
| 国指定文化財保存修理事業 | 693 | 史跡羅漢寺五百羅漢、清水寺の保存修理に対する補助 |
| 石見銀山緊急時対応ﾏﾆｭｱﾙ作成事業 | 2,835 | 来訪者に起こる緊急事態への初動対応ﾏﾆｭｱﾙ作成 |
| その他物件費等 | 21 | 防災施設管理費等 |
| 合計 | 436,280 | |

【島根県分】　　（単位：千円）

| 事業名称 | 予算額 | 事　業　内　容 |
|---|---|---|
| 石見銀山遺跡調査活用委員会 | 670 | 専門家や有識者で構成する、石見銀山遺跡の調査活用に係る指導・助言機関の主催・運営 |
| 基礎調査研究事業 | 15,336 | "埋蔵文化財発掘調査（大田市）に係る補助、石造物調査、文献調査、考古学的調査　等" |
| テーマ別調査研究事業 | 4,745 | "石見銀山遺跡に係るテーマを、客員研究員と共同で調査研究「最盛期石見銀山の復元」「東アジアの鉱山研究」" |
| シンポジウム開催事業 | 4,732 | 島根県内／県外の石見銀山関連地域における公開講座の実施等 |
| 世界遺産保存管理費 | 3,000 | 文化庁協議にかかる経費など |
| 第34回世界遺産委員会参加費 | 1,771 | 登録範囲の拡大が審議される世界遺産委員会(ブラジリア)への参加費 |
| 石見銀山遺跡整備事業 | 27,757 | 銀山柵内間歩の安全対策など、大田市への補助金。各所の保存修理に関する補助。等 |
| 世界遺産来訪者急増対応事業 | 2,192 | 定時ガイド、現地における観光案内業務支援など。 |
| 拠点施設整備事業 | 2,702 | 世界遺産センターの整備費を支援　※大田市への交付金 |
| 拠点施設管理運営費 | 17,000 | 世界遺産センターの管理運営を支援　※大田市への交付金 |
| 石見銀山基金造成支援事業 | 16,432 | 石見銀山遺跡の保存活用に係る官民の協働事業を支援する大田市基金の造成を支援　※大田市への補助金 |
| 合計 | 96,337 | |

※予算額は、平成22年度2月補正後の予算額

## 3．刊行物等

### ○平成 22 年度刊行物等一覧

| No. | 種類 | 機関 | 書名・タイトル |
|---|---|---|---|
| 1 | 事業報告書 | 島根県教育委員会 | 石見銀山遺跡関連講座・シンポジウム記録集 |
| 2 | 〃 | 島根県教育委員会 | 石見銀山歴史文献調査報告書Ⅵ |
| 3 | 〃 | 島根県教育委員会<br>大田市教育委員会 | 石見銀山遺跡石造物調査報告書 11 |
| 4 | 〃 | 島根県教育委員会<br>大田市教育委員会 | 石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書 1 |
| 5 | 〃 | 大田市教育委員会 | 史跡石見銀山遺跡　清水谷地区選鉱場跡石垣診断調査<br>石垣保存修理計画書 |
| 6 | 〃 | 大田市教育委員会 | 石見銀山遺跡発掘調査概要 20 |
| 7 | 〃 | 大田市教育委員会 | 石見銀山世界遺産センター 2009（平成 21 年度）年報 |
| 8 | 修理概報 | 大田市教育委員会 | 温泉津伝統的建造物群保存地区修理概報 12,13,14,15,16,17 |
| 9 | 〃 | 大田市教育委員会 | 大森銀山伝統的建造物群保存地区修理概報 95,96 |
| 10 | 図録 | 大田市教育委員会 | 石見銀山世界遺産センター展示ガイド |

## 4．関連法規

### ○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例

平成１９年９月２５日
条例第２７号
改正　平成２０年１０月 ６日条例第２９号
平成２２年 ６月２２日条例第２０号

（設置）
第１条　世界遺産として登録された石見銀山の文化的価値に対する理解を深め、もって市民の文化の振興と向上並びに学術研究の発展及び遺跡の保全活用に寄与するため、大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。
（名称及び位置）
第２条　拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| 石見銀山世界遺産センター | 大田市大森町イ１５９７番地３ |

（構成）
第３条　拠点施設は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。
（１）　ガイダンス棟
（２）　展示棟
（３）　収蔵体験棟
（４）　駐車場
（指定管理者による管理）
第４条　拠点施設の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。

（指定管理者の行う業務）
第５条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　拠点施設の維持管理に関する業務
（２）　拠点施設の利用の許可に関する業務
（３）　利用料金及び観覧料の徴収に関する業務
（４）　前各号に掲げるもののほか、大田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務
（開館時間）
第６条　拠点施設の開館時間は、午前８時３０分から午後５時３０分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。
（休館日）
第７条　拠点施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。
（１）　毎月最終の火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
（２）　１２月２９日から翌年の１月３日までの日
（入館の制限）
第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、拠点施設への入館を拒否し、又は拠点施設からの退去を命ずることができる。
（１）　拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのある者
（２）　他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をしようとする者
（３）　前２号に掲げる者のほか、拠点施設の管理上支障があると認められる者
（遵守事項）
第９条　拠点施設に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。
（１）　拠点施設の施設、設備、展示品及び資料等をき損し、汚損し、又は滅失する行為をしないこと。
（２）　指定された場所以外で喫煙及び飲食をしないこと。
（３）　他の入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
（４）　その他拠点施設の管理上必要な指示に違反しないこと。
（利用の許可）
第１０条　拠点施設の施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
２　指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
（権利の譲渡等の禁止）
第１１条　前条第１項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等の利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。
（許可の取消し等）
第１２条　指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は拠点施設の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は第１０条第２項の規定により付した条件を変更することができる。

(１)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(２)　第１０条第２項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
(３)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
２　前項の措置を受けたことによって利用者が損害を受けた場合においても、市及び指定管理者は補償の責任を負わない。
(利用料金)
第１３条　利用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
２　利用料金は、別表第１及び別表第２に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
３　市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
(観覧料)
第１４条　拠点施設の展示室を観覧しようとする者（未就学児を除く。）は、指定管理者に観覧料を納付しなければならない。
２　観覧料は、別表第３に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
３　市長は、指定管理者に、観覧料を当該指定管理者の収入として収受させる。
(利用料金等の減免)
第１５条　指定管理者は、公益上その他特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金又は観覧料（以下「利用料金等」という。）を減額し、又は免除することができる。
(利用料金等の不還付)
第１６条　既に納められた利用料金等は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これを還付することができる。
(原状回復)
第１７条　使用者は、施設等の使用が終わったときは、直ちに当該施設等を原状に復さなければならない。
(損害賠償)
第１８条　拠点施設の施設等及びその他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(委任)
第１９条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
附　則
この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。
附　則（平成２０年条例第２９号）
この条例は、平成２０年１０月２０日から施行する。
附　則（平成２２年条例第２０号）
この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

別表第１（第１３条関係）
施設利用料金

| 区分 | 利用料金（１時間につき） |
|---|---|
| オリエンテーション室 | ８００円 |
| 多目的室 | ２００円 |
| 体験学習室 | ２００円 |

備考

1　利用時間が1時間未満であるときは、1時間とし、利用時間が1時間を超える場合において1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

2　冷暖房設備を利用した場合は、表に掲げる金額の5割相当額を加算した額を利用料金とする。

3　利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第2（第13条関係）

設備利用料金

| 種別 | 名称 | 単位 | 利用料金 | 超過時間1時間当たり |
|---|---|---|---|---|
| 音響設備 | ワイヤレスマイク | 1本1回 | 700円 | 200円 |
| 映像設備 | ビデオプロジェクター | 1式1回 | 4,000円 | 600円 |
| | CD・DVDプレーヤー | 1台1回 | 2,000円 | 300円 |

備考

1　午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）の利用区分をもってそれぞれ1回とする。

2　利用料金の額には、消費税相当額を含む。

別表第3（第14条関係）

観覧料

| 区分 | 単位 | 金額 | 備考 | |
|---|---|---|---|---|
| 個人 | 大人 | 1人につき | 300円 | 高校生以上 |
| | 小中学生 | 1人につき | 150円 | |
| 団体 | 大人 | 1人につき | 250円 | 団体は、20人以上の場合とする。 |
| | 小中学生 | 1人につき | 100円 | |

備考　観覧料の額には、消費税相当額を含む。

## ○大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年10月7日
教育委員会規則第10号
改正　平成22年11月29日教委規則第12号

（趣旨）

第1条　この規則は、大田市石見銀山拠点施設の設置及び管理に関する条例（平成19年大田市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可）

第2条　条例第10条の規定により利用の許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2　指定管理者は、前項の申請を許可したときは、利用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

（利用後の清掃）

第3条　条例第10条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用を終えたときは清掃及び後片付け

をした後、指定管理者の検査を受けなければならない。
（利用料金の減額又は免除）
第４条　次の各号に掲げるものは、条例第１５条の規定により指定管理者が利用料金から当該各号に定める額を減額し、又は免除（以下「減免」という。）することができる。
（１）　大田市石見銀山拠点施設（以下「拠点施設」という。）の利用を促進すると認められるもの　指定管理者が大田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て別に定める額
（２）　小学校、中学校、高等学校又はこれらに準ずる学校が編成した教育課程に基づく活動と認められるもの　利用料金の額の全額
（３）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの　指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額
（観覧料の減免）
第５条　次の各号に掲げるものは、条例第１５条の規定により指定管理者が観覧料から当該各号に定める額を減免することができる。
（１）　小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの　観覧料の額の全額
（２）　前号に掲げるものを引率する教職員　観覧料の額の全額
（３）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者厚生相談所において知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者　観覧料の額の全額
（４）　前号に掲げる者の介護者（原則として介護を受ける者と同じ人数までに限る。）　観覧料の額の全額
（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるもの　指定管理者が教育長の承認を得て別に定める額
（利用料金等の減免申請）
第６条　前２条の規定により使用料及び観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書（様式第３号）又は観覧料減免申請書（様式第４号）を指定管理者に提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。ただし、前条第３号及び第４号に掲げる者並びに同条第５号に掲げる者で指定管理者が教育長の承認を得て別に定めるものについては、この限りでない。
（その他）
第７条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。
附　則
この規則は、平成２０年１０月２０日から施行する。
附　則（平成２２年教委規則第１２号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

## ○大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例

平成１７年１０月１日
条例第１７２号
改正　平成１８年 ２月２１日条例第 １号
平成２２年 ６月２２日条例第２０号

(設置)
第１条　多様な樹木や森林などの自然観察や自然とのふれあいを通して、市民のふるさと意識の醸成を図るとともに、市外からの来訪者に憩いの場を提供するために、石見銀山街道市民ふれあいの森公園（以下「公園」という。）を設置する。
(名称及び位置)
第２条　公園の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称　　位置
石見銀山街道市民ふれあいの森公園　大田市大森町イ１５９７番地３
(指定管理者による管理)
第３条　公園の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者にこれを行わせることができる。
(指定管理者の行う業務)
第４条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
(１)　公園の維持管理に関する業務
(２)　公園における行為の許可に関する業務
(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(行為の禁止)
第５条　公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。
(１)　公園の自然環境を損なうこと。
(２)　公園をき損し、又は汚損すること。
(３)　鳥獣類を捕獲し、殺傷し、又は脅かすこと。
(４)　指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
(５)　危険物を持ち込み、又はたき火をすること。
(行為の制限)
第６条　公園において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(１)　広告物を表示し、又は宣伝活動をすること。
(２)　物の販売その他の営業行為をすること。
(３)　募金その他の勧誘行為をすること。
(４)　催しもの等を開催すること。
２　指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。
(許可の取消し等)
第７条　指定管理者は、前条第１項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は公園の管理上特に必要があると認めるときは、その許可を取り消し、又は同条第２項の規定により

付した条件を変更することができる。
(１)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
(２)　前条第２項の規定により許可に付した条件に違反したとき。
(３)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(損害賠償の義務)
第８条　公園の施設又は設備その他の物件を故意又は過失によりき損し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(委任)
第９条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
(施行期日)
１　この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。
(経過措置)
２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成１１年大田市条例第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
附　則（平成１８年条例第１号）
この条例は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則（平成２２年条例第２０号）
この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

**○大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例施行規則**

平成１７年１０月１日
規則第１３５号
改正　平成２２年１１月５日規則第３５号
(趣旨)
第１条　この規則は、大田市石見銀山街道市民ふれあいの森公園の設置及び管理に関する条例（平成１７年大田市条例第１７２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(行為の許可の申請)
第２条　条例第６条第１項の許可を受けようとする者は、行為許可申請書（様式第１号）を指定管理者に提出しなければならない。
(行為の許可)
第３条　指定管理者は、前条の許可をしたときは、行為許可書（様式第２号）を交付するものとする。
(その他)
第４条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（平成２２年規則第３５号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

**※これらの例規に関する申請様式等は、大田市のHPから閲覧、ダウンロードすることができます。**

# 石見銀山世界遺産センター

IWAMI GINZAN WORLD HERITAGE CENTER

# 2010 年報

(平成22年度)

島根県大田市教育委員会

島根県大田市大田町大田ロ1,111番地

United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

国際連合教育科学
文化機関（ユネスコ）

Iwami Ginzan Silver Mine and
its Cultural Landscape
Inscribed on the World Heritage List in 2007

石見銀山遺跡とその文化的景観
２００７年世界遺産一覧表記載

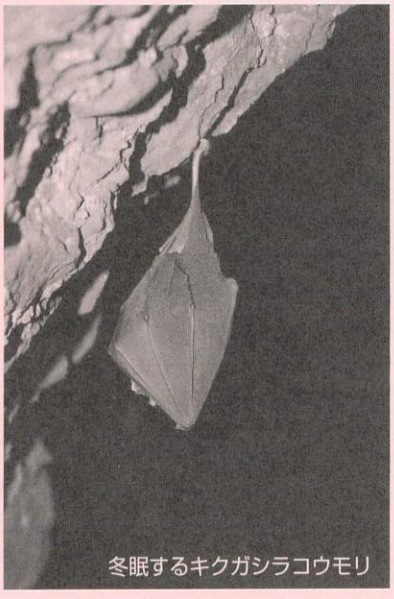
冬眠するキクガシラコウモリ

ユネスコの精神は平和と人権尊重です